



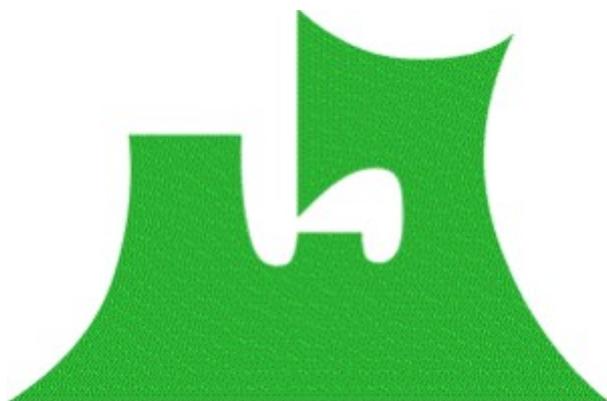
青森県基本計画

「選ばれる青森」への挑戦

支え合い、共に生きる

令和 2 年 度

# 青森県税務統計



青森県総務部税務課

# は し が き

令和2年度の県税収入は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により法人二税が落ち込んだものの、地方消費税が税率引上げの影響により前年度を上回ったことから、県税合計では、1,461億9,119万7千円（前年度対比100.2%）となり、平成29年度に次ぐ過去2番目の収入額を確保することができました。

県税収入の確保にあたり、県民各位から県税に対する御協力をいただき、また、国・県・市町村の税務関係職員に御努力をいただいたことに対し、改めて感謝申し上げます。

この統計書は、令和2年度における県税の決算に関する資料を中心にとりまとめたものでありますが、県税について御理解をいただく一助として、広く活用していただければ幸いです。

令和3年10月

青森県総務部税務課長

雪 森 正 三

# 目 次

## 第一 財 政

1	税務行政の所管区域	1
2	令和2年度一般会計決算額	2
3	一般会計の歳入総額に占める県税収入の割合及び前年対比（平成23年度～令和2年度）	3
4	令和2年度一般会計歳入歳出予算及び決算	4
5	一般会計歳入歳出決算の累年比較	4

## 第二 税 収 入

1	令和2年度県税部別県税決算額	6
2	県税収入歩合推移	7
3	令和2年度県税決算額（総括）	8
4	令和2年度県税税目別県税部別調定収入等の実績	12
5	令和2年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績	13
6	県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）	14
7	平成23年度～令和2年度調定額の前年対比	15
8	平成23年度～令和2年度収入額の前年対比	16
9	税目別収入歩合年度別調	17
10	令和2年度県税欠損処分年度別調	18
11	県税欠損処分県税部別調	20
12	県税欠損処分の内訳	21
13	県税の減免等の内訳	22
14	令和2年度県税滞納繰越額年度別調	23
15	県税滞納繰越額県税部別調	25
16	県税証明等手数料内訳	25
17	令和2年度延滞金税目別収入済額調	26
18	令和2年度延滞金未納額調	27
19	令和2年度県税部別、税目別納税者及び特別徴収義務者数調（現年課税分）	28
20	令和2年度県税関係予算計上の状況	29

## 第三 課 税 状 況

1	法人県民税等に関する調	31
(1)	法人県民税額等	31
(2)	業種別及び分割基準別	32
(3)	資本金別法人税割額等（普通法人分）	33
(4)	資本金別法人税割額等（全法人対象分）	34
(5)	利子割額	35
(6)	利子割の特別徴収義務者等	36
(7)	配当割	37
(8)	株式等譲渡所得割	37
2	個人事業税に関する調	38
(1)	第一種事業	38

(2) 第二種事業	38
(3) 第三種事業	39
(4) 分割個人の所得金額	40
(5) 事業専従者	40
(6) 所得階層別	41
(7) 個人事業税の減免	43
3 法人事業税に関する調	44
(1) 事業税額等	44
(2) 事業税額等（外形対象法人分）	45
(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）	46
(4) 所得階層別	47
(5) 業種別及び分割基準別	48
(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）	49
(7) 事業別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）	50
(8) 資本金別法人数	51
(9) 資本金及び所得階層別	52
(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）	53
(11) 付加価値割	54
(12) 付加価値割の内訳	54
(13) 雇用安定控除	55
(14) 資本割	56
(15) 資本割に係る持株特例	56
(16) 資本割の圧縮措置	57
(17) 徴収猶予	58
(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調	59
(19) 非課税事業	59
4 地方消費税に関する調	60
(1) 調定額	60
(2) 清算金収入額、清算金支出額等	60
5 不動産取得税に関する調	61
(1) 家屋	61
(2) 家屋の価格段階別	62
(3) 土地	63
(4) 土地の価格段階別	64
(5) 課税標準の特例の適用状況	65
(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況	67
6 ゴルフ場利用税に関する調	68
7 自動車税に関する調	69
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調	69
ア 新車	69
イ 中古車	71
ウ 新車・中古車	73
エ 取得価額段階別（新車）	75
オ 取得価額段階別（中古車）	76
(2) 自動車税種別割に関する調	78

8	鉦区税に関する調	81
9	狩猟税に関する調	82
10	軽油引取税に関する調	83
	(1) 軽油の引取数量等	83
	(2) 課税免除措置の対象となる軽油	83
11	徴収状況に関する調	84
12	整理未済額の内訳	85
13	口座振替を通じて行われた納税に関する調	85
14	産業振興等に係る地方税の減免額に関する調	85
15	地方税に関する争訟に関する調	86
	(1) 不服申立て	86
	(2) 訴訟	86
16	犯則事件に関する調	87
17	延滞金等に関する調	88
	(1) 延滞金等	88
	(2) 過少申告加算金等	88
18	徴税費に関する調（累年比較）	89
19	税務機構に関する調	90

#### 第四 調定収入状況

1	住民税	92
	(1) 調定収入状況	92
	ア 県税部別の状況	92
	イ 市町村別の状況	93
	(2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況	95
	(3) 市町村別収入歩合年度別調	96
2	県民税利子割	98
3	法人県民税・事業税	99
	(1) 県税部別調定状況（現年課税分）	99
	(2) 業種別調定状況（現年課税分）	101
	(3) 法人県民税超過課税の状況	102
	(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況	103
	(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況	104
4	個人事業税	106
	(1) 調定状況（現年課税分）	106
	(2) 定期賦課の状況	107
5	不動産取得税	109
6	たばこ税	109
7	ゴルフ場利用税	110
8	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割	111
9	自動車税種別割	112
	(1) 調定状況（現年課税分）	112
	(2) 定期賦課の状況	112
	(3) 自動車保有車両数の推移	113

10 軽油引取税	114
11 徴収状況	115
(1) 収入未済額の内訳	115
(2) 差押処分・換価処分の状況	115
12 納税証明書等交付件数調	116
13 更正・決定の状況（間税関係）	116

## 第五 税率等

令和2年度県税の税率等	118
-------------	-----

## 第六 参考計数等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較	129
2 県民の租税負担に関する調	130
(1) 全国	130
(2) 青森県	130
3 令和元年度国税徴収表	131
(1) 青森県分	131
(2) 税務署別実績調	131
4 令和2年度都道府県税決算見込額調	132
5 令和2年度東北六県県税税目別調定収入状況調	133
6 令和2年度市町村税の決算状況調	134
(1) 県計	134
(2) 市計	135
(3) 町村計	136
7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況	137
8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調	138

## 第七 税務機構

1 税務機構	140
2 県税調定件数・税務職員数年度別推移	141
3 税務職員数調	142
(1) 職種別	142
(2) グループ（課）別	142
4 税務職員年齢別調	143
5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域	144

### 利用上の注意

数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計において必ずしも一致しない場合がある。

第一 財 政

---

# 1 税務行政の所管区域

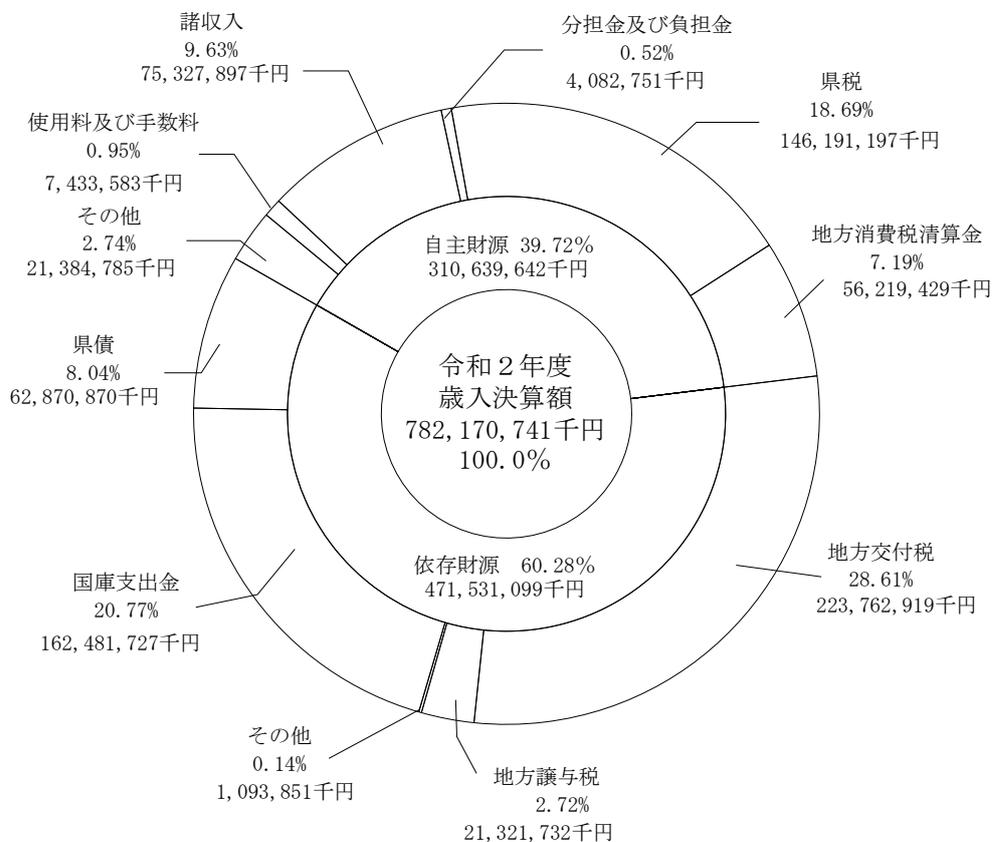


区分	所管区域	面積	人口	世帯数
東青	青森市、東津軽郡	1,478.11 km <sup>2</sup>	296,287 人	146,755 世帯
中南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	1,556.34	261,404	119,365
三八	八戸市、三戸郡	1,274.88	286,673	136,244
西北	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	1,794.38	135,992	62,856
上北	十和田市、三沢市、上北郡	2,125.84	192,076	88,623
下北	むつ市、下北郡	1,416.07	69,591	35,652
計	十市、八郡	9,645.62	1,242,023	589,495

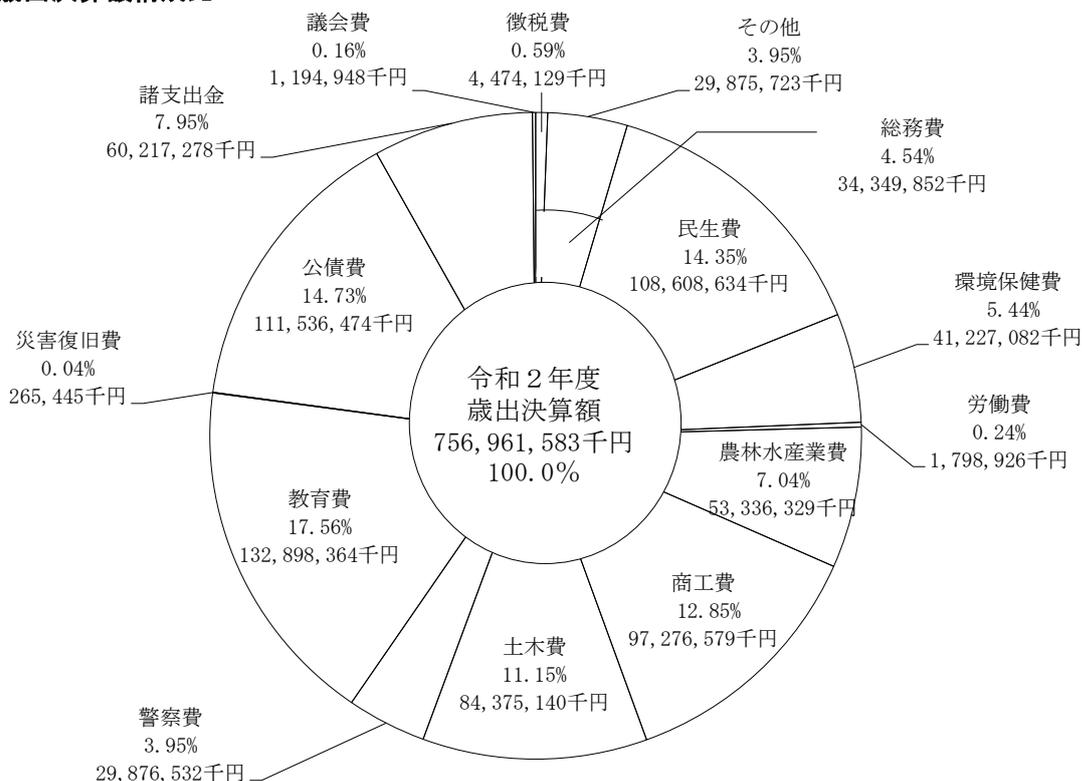
面積は「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による。  
人口、世帯数は令和3年8月1日現在住民基本台帳（日本人計）による。

## 2 令和2年度一般会計決算額

### (1) 歳入決算額構成比



### (2) 歳出決算額構成比

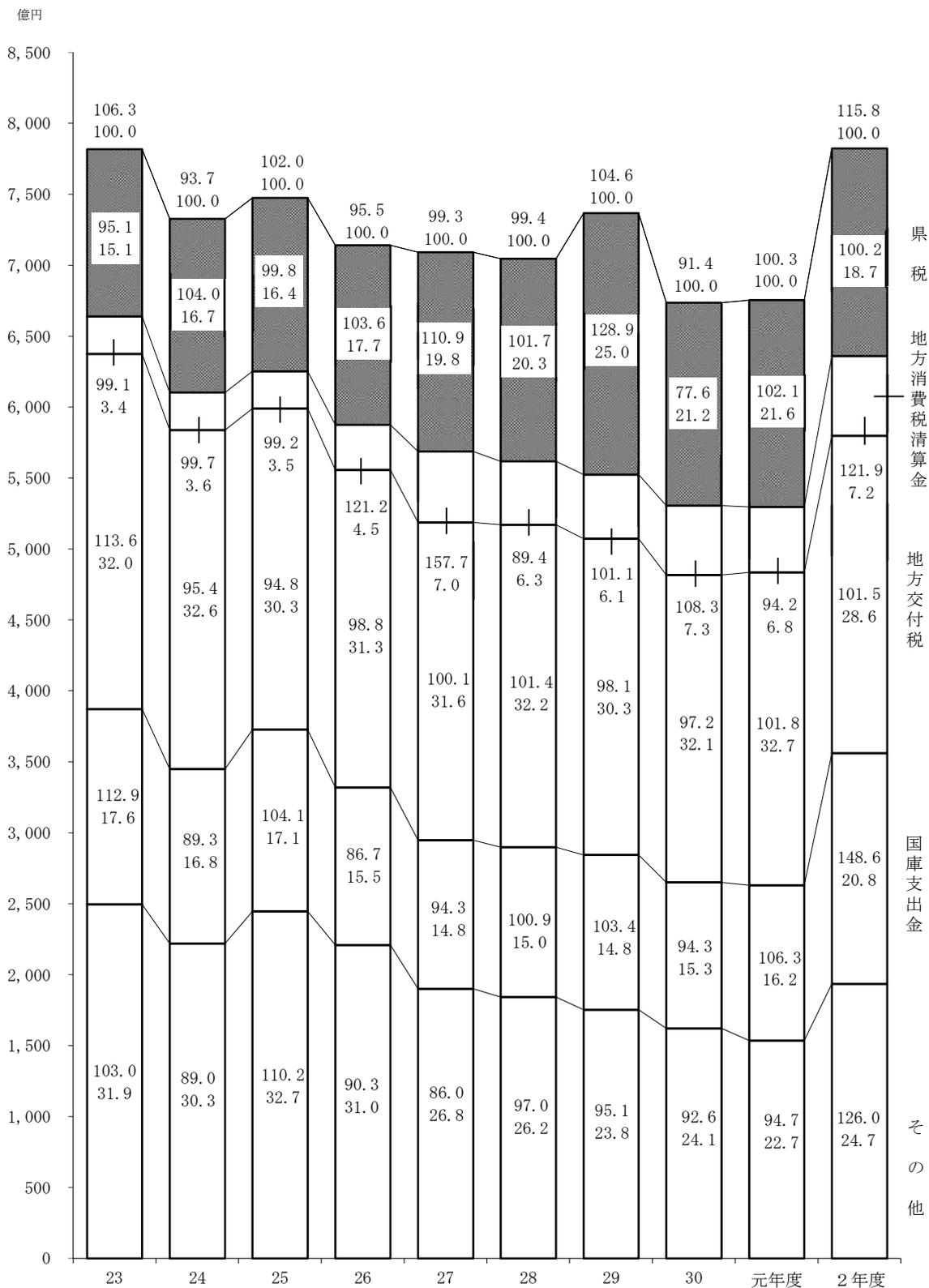


### 3 一般会計の歳入総額に占める 県税収入の割合及び前年対比

(平成23年度～令和2年度)

上段……前年対比%

下段……構成比%



## 4 令和2年度一般会計歳入歳出予算及び決算

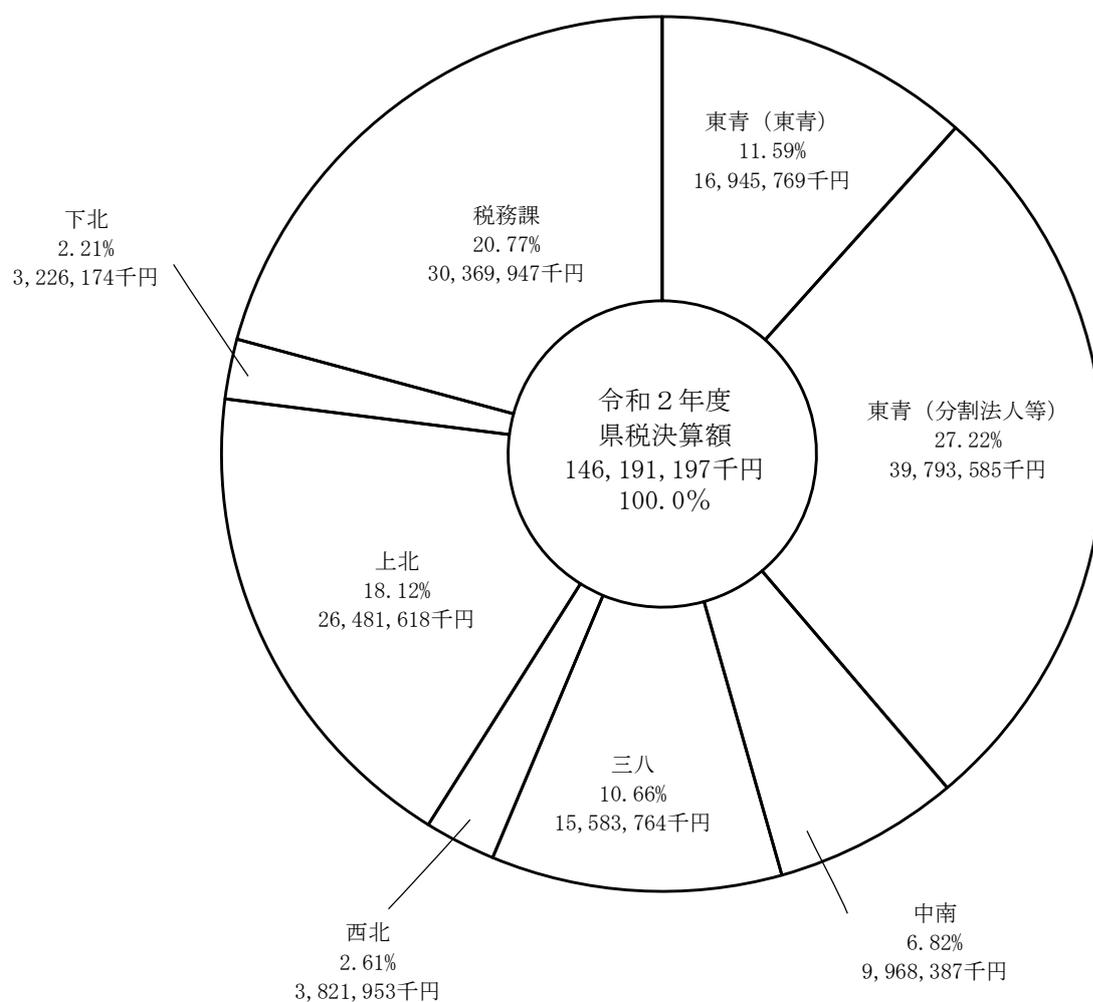
歳 入					(単位：円、%)			歳 出					(単位：円、%)		
区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する増減(△)額	予算額に対する割合	構 成 比		区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する増減(△)額	予算額に対する割合	構 成 比			
					予算額	決算額						予算額	決算額		
県 税	144,586,888,000	146,191,197,219	1,604,309,219	101.1	16.50	18.69	議 会 費	1,243,752,000	1,194,948,317	△ 48,803,683	96.1	0.14	0.16		
地方消費税清算金	56,219,429,000	56,219,428,564	△ 436	100.0	6.41	7.19	総 務 費	37,917,852,130	34,349,851,932	△ 3,568,000,198	90.6	4.33	4.54		
地方譲与税	21,321,734,000	21,321,732,009	△ 1,991	100.0	2.43	2.73	民 生 費	113,166,612,000	108,608,634,140	△ 4,557,977,860	96.0	12.91	14.35		
地方特例交付金	754,701,000	754,701,000	0	100.0	0.09	0.10	環 境 保 健 費	48,983,135,000	41,227,081,755	△ 7,756,053,245	84.2	5.59	5.45		
地方交付税	223,762,919,000	223,762,919,000	0	100.0	25.53	28.61	労 働 費	2,069,587,000	1,798,925,628	△ 270,661,372	86.9	0.24	0.24		
交通安全対策特別交付金	339,150,000	339,150,000	0	100.0	0.04	0.04	農 林 水 産 業 費	77,220,010,214	53,336,328,907	△ 23,883,681,307	69.1	8.81	7.04		
分担金及び負担金	4,085,963,000	4,082,750,513	△ 3,212,487	99.9	0.47	0.52	商 工 費	103,359,247,000	97,276,579,321	△ 6,082,667,679	94.1	11.79	12.85		
使用料及び手数料	7,407,623,000	7,433,583,432	25,960,432	100.4	0.85	0.95	土 木 費	136,797,919,302	84,375,140,406	△ 52,422,778,896	61.7	15.61	11.15		
国庫支出金	220,228,992,123	162,481,726,981	△ 57,747,265,142	73.8	25.13	20.77	警 察 費	31,441,667,000	29,876,531,617	△ 1,565,135,383	95.0	3.59	3.95		
財産収入	1,008,210,000	941,268,851	△ 66,941,149	93.4	0.11	0.12	教 育 費	151,540,405,000	132,898,364,013	△ 18,642,040,987	87.7	17.29	17.56		
寄附金	92,665,000	118,599,479	25,934,479	128.0	0.01	0.01	災 害 復 旧 費	521,589,482	265,444,608	△ 256,144,874	50.9	0.06	0.03		
繰入金	8,853,354,000	8,609,178,419	△ 244,175,581	97.2	1.01	1.10	公 債 費	111,648,924,000	111,536,474,296	△ 112,449,704	99.9	12.74	14.73		
繰越金	11,715,737,005	11,715,737,635	630	100.0	1.34	1.50	諸 支 出 金	60,279,712,000	60,217,277,703	△ 62,434,297	99.9	6.88	7.95		
諸収入	75,193,340,000	75,327,897,431	134,557,431	100.2	8.58	9.63	予 備 費	172,163,000	0	△ 172,163,000	—	0.02	—		
県 債	100,791,870,000	62,870,870,000	△ 37,921,000,000	62.4	11.50	8.04									
計	876,362,575,128	782,170,740,533	△ 94,191,834,595	89.3	100.00	100.00	計	876,362,575,128	756,961,582,643	△ 119,400,992,485	86.4	100.00	100.00		

## 5 一般会計歳入歳出決算の累年比較

歳 入					(単位：千円、%)					歳 出										(単位：千円、%)				
区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度				
	決算額	構成比		決算額	構成比																			
県 税	142,908,659	20.3	184,260,899	25.0	142,930,479	21.2	145,874,817	21.6	146,191,197	18.7	議 会 費	1,290,302	0.2	1,287,172	0.2	1,214,048	0.2	1,258,698	0.2	1,194,948	0.2			
地方消費税清算金	44,702,017	6.3	45,188,544	6.1	48,946,572	7.3	46,101,269	6.8	56,219,429	7.2	総 務 費	32,179,699	4.7	30,657,785	4.2	31,721,495	4.8	32,002,685	4.8	34,349,852	4.5			
地方譲与税	20,509,589	2.9	21,051,442	2.9	23,417,503	3.5	22,824,271	3.4	21,321,732	2.7	民 生 費	96,808,965	14.0	100,446,973	13.9	95,568,084	14.4	98,877,300	14.9	108,608,634	14.4			
地方特例交付金	329,682	0.0	374,043	0.1	451,640	0.1	1,441,133	0.2	754,701	0.1	環 境 保 健 費	21,664,335	3.1	19,170,830	2.7	19,067,394	2.9	19,820,836	3.0	41,227,082	5.4			
地方交付税	227,171,680	32.2	222,957,678	30.3	216,642,644	32.2	220,529,779	32.6	223,762,919	28.6	労 働 費	1,783,096	0.3	1,745,585	0.2	1,699,484	0.2	1,759,462	0.3	1,798,926	0.2			
交通安全対策特別交付金	371,331	0.1	355,101	0.0	326,592	0.0	308,405	0.0	339,150	0.1	農 林 水 産 業 費	56,060,789	8.1	52,291,802	7.3	51,684,718	7.8	50,582,548	7.6	53,336,329	7.0			
分担金及び負担金	4,601,620	0.7	4,513,916	0.6	4,416,781	0.7	5,134,451	0.8	4,082,751	0.5	商 工 費	64,588,826	9.4	57,278,643	8.0	53,627,904	8.1	53,603,765	8.1	97,276,579	12.9			
使用料及び手数料	8,323,955	1.2	8,348,651	1.1	8,140,960	1.2	8,124,240	1.2	7,433,583	1.0	土 木 費	76,070,455	11.0	77,904,057	10.8	79,335,026	12.0	82,480,103	12.4	84,375,140	11.1			
国庫支出金	105,523,982	15.0	109,081,105	14.8	102,881,373	15.3	109,321,360	16.2	162,481,727	20.8	警 察 費	29,693,059	4.3	29,150,724	4.0	30,316,073	4.6	29,681,380	4.5	29,876,532	4.0			
財産収入	1,766,055	0.3	1,273,524	0.2	1,027,604	0.1	1,273,683	0.2	941,269	0.1	教 育 費	138,151,194	20.0	144,586,059	20.0	132,869,839	20.1	130,460,655	19.7	132,898,364	17.6			
寄附金	34,212	0.0	29,924	0.0	49,638	0.0	29,030	0.0	118,600	0.0	災 害 復 旧 費	1,720,968	0.3	4,002,743	0.6	589,446	0.1	173,462	0.0	265,445	0.0			
繰入金	14,385,643	2.0	18,469,005	2.5	6,215,908	0.9	5,466,548	0.8	8,609,179	1.1	公 債 費	121,564,141	17.6	116,420,242	16.1	115,226,039	17.4	111,780,590	16.9	111,536,474	14.7			
繰越金	16,328,484	2.3	13,569,653	1.8	14,033,381	2.1	10,545,855	1.6	11,715,737	1.5	諸 支 出 金	48,420,231	7.0	86,689,153	12.0	48,947,150	7.4	50,193,059	7.6	60,217,278	8.0			
諸収入	51,501,797	7.3	44,138,810	6.0	41,952,472	6.2	40,466,035	6.0	75,327,897	9.6	予 備 費	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—			
県 債	66,162,266	9.4	63,079,793	8.6	62,157,000	9.2	58,012,780	8.6	62,870,870	8.0														
計	704,620,972	100.0	736,692,088	100.0	673,590,547	100.0	675,453,656	100.0	782,170,741	100.0	計	689,996,060	100.0	721,631,768	100.0	661,866,700	100.0	662,674,543	100.0	756,961,583	100.0			

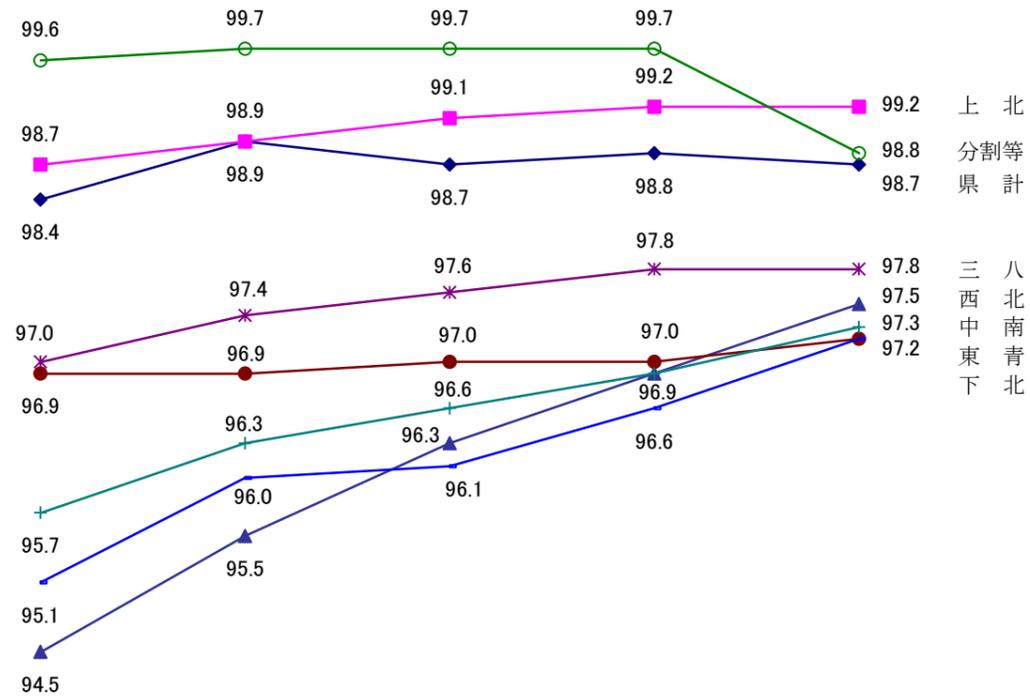
## 第二 稅 收 入

# 1 令和2年度県税部別県税決算額



## 2 県 税 収 入 歩 合 推 移

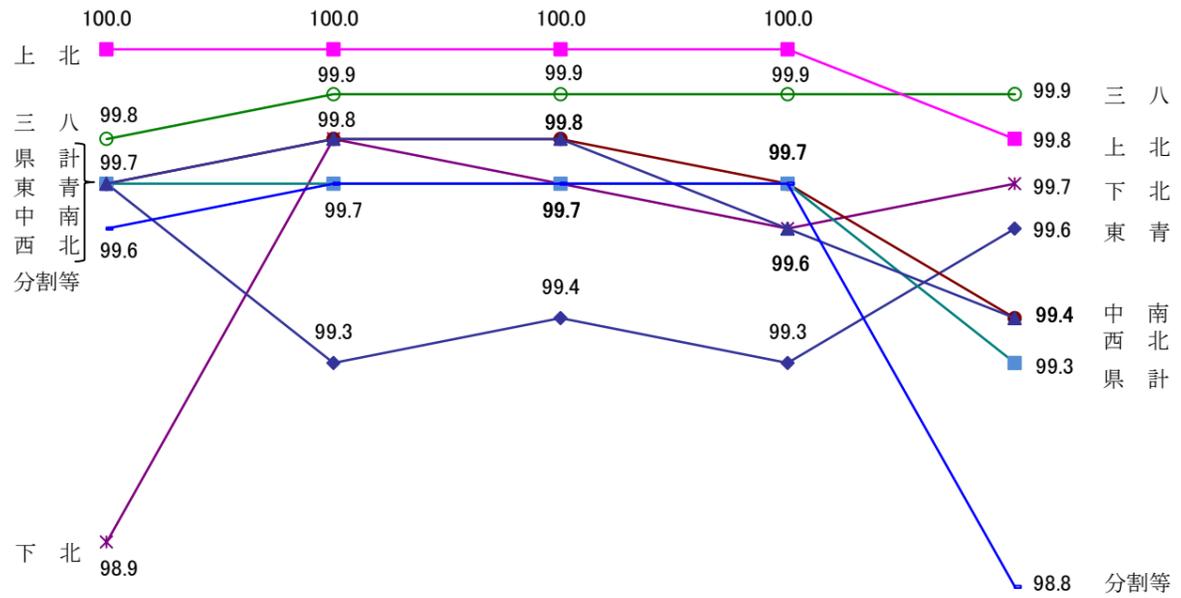
県 税 全 体



参 考	
上 北	99.2
分 割 等	98.8
県 計	98.7
三 八	97.8
西 北	97.5
中 南	97.3
東 青	97.2
下 北	97.2

28                      29                      30                      元                      2年度

個人県民税（均等割、所得割）、地方消費税  
及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税



参 考	
三 八	99.9
上 北	99.8
下 北	99.7
東 青	99.6
中 南	99.4
西 北	99.4
県 計	99.3
分 割 等	98.8

28                      29                      30                      元                      2年度

### 3 令和2年度県税決算額（総括）

（単位：件、円）

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)			
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定		
普 通 税 計	現	113,965,500,000	1,237,053	116,155,530,309	1,223,655	115,308,599,780	135	2,223,396	13,263	844,707,133	101.2	99.3	
	繰	432,205,000	49,839	1,548,994,758	12,820	457,684,644	4,624	112,213,992	32,395	979,096,122	105.9	29.5	
	消	30,050,819,000	24	30,288,945,813	24	30,288,945,813					100.8	100.0	
	計	144,448,524,000	1,286,916	147,993,470,880	1,236,499	146,055,230,237	4,759	114,437,388	45,658	1,823,803,255	101.1	98.7	
県（個 人）	現	33,324,768,000	619,983	33,805,849,327	608,513	33,447,329,160	110	1,780,151	11,360	356,740,016	100.4	98.9	
	均等割及び所得割	繰	353,604,000	49,062	1,447,524,598	12,418	385,467,770	4,521	107,970,179	32,123	954,086,649	109.0	26.6
	計	33,678,372,000	669,045	35,253,373,925	620,931	33,832,796,930	4,631	109,750,330	43,483	1,310,826,665	100.5	96.0	
配 当 割	現	386,081,000	5,243	380,740,826	5,243	380,740,826					98.6	100.0	
	株式等譲渡所得割	現	449,899,000	232	445,841,189	232	445,841,189				99.1	100.0	
	計												
民 法 人	現	2,776,629,000	31,419	2,881,714,200	31,193	2,855,230,076	16	251,845	210	26,232,279	102.8	99.1	
	繰	2,706,000	342	8,394,888	170	4,508,849	70	1,191,683	102	2,694,356	166.6	53.7	
	計	2,779,335,000	31,761	2,890,109,088	31,363	2,859,738,925	86	1,443,528	312	28,926,635	102.9	98.9	
利 子 割	現	176,746,000	4,089	182,130,404	4,089	182,130,404					103.0	100.0	
	繰												
	計	176,746,000	4,089	182,130,404	4,089	182,130,404					103.0	100.0	
税 事 計	現	37,114,123,000	660,966	37,696,275,946	649,270	37,311,271,655	126	2,031,996	11,570	382,972,295	100.5	99.0	
	繰	356,310,000	49,404	1,455,919,486	12,588	389,976,619	4,591	109,161,862	32,225	956,781,005	109.4	26.8	
	計	37,470,433,000	710,370	39,152,195,432	661,858	37,701,248,274	4,717	111,193,858	43,795	1,339,753,300	100.6	96.3	
業 法 人	現	905,877,000	11,171	960,473,300	11,068	953,529,078			103	6,944,222	105.3	99.3	
	繰	9,008,000	158	14,816,911	81	7,528,283	15	1,375,044	62	5,913,584	83.6	50.8	
	計	914,885,000	11,329	975,290,211	11,149	961,057,361	15	1,375,044	165	12,857,806	105.0	98.5	
税 計	現	22,205,322,000	16,751	23,032,532,300	16,643	22,681,743,576	1	7,700	107	350,781,024	102.1	98.5	
	繰	18,459,000	98	23,539,433	56	13,963,593	3	497,520	39	9,078,320	75.6	59.3	
	計	22,223,781,000	16,849	23,056,071,733	16,699	22,695,707,169	4	505,220	146	359,859,344	102.1	98.4	
地 方 消 費 税	現	23,111,199,000	27,922	23,993,005,600	27,711	23,635,272,654	1	7,700	210	357,725,246	102.3	98.5	
	繰	27,467,000	256	38,356,344	137	21,491,876	18	1,872,564	101	14,991,904	78.2	56.0	
	計	23,138,666,000	28,178	24,031,361,944	27,848	23,656,764,530	19	1,880,264	311	372,717,150	102.2	98.4	
不 動 産 取 得 税	現	28,012,410,000	12	28,170,579,298	12	28,170,579,298					100.6	100.0	
	繰	2,038,409,000	12	2,118,366,515	12	2,118,366,515					103.9	100.0	
	計	30,050,819,000	24	30,288,945,813	24	30,288,945,813					100.8	100.0	
た ば こ 税	現	1,952,063,000	14,919	2,087,400,300	14,790	2,035,050,286			129	52,350,014	104.3	97.5	
	繰	8,809,000	178	17,982,404	94	9,479,625	15	1,179,566	69	7,323,213	107.6	52.7	
	計	1,960,872,000	15,097	2,105,382,704	14,884	2,044,529,911	15	1,179,566	198	59,673,227	104.3	97.1	
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	1,547,071,000	1,000	1,557,439,660	1,000	1,557,439,660					100.7	100.0	
	繰												
	計	1,547,071,000	1,000	1,557,439,660	1,000	1,557,439,660					100.7	100.0	
軽 油 引 取 税	現	140,823,000	135	136,602,975	131	132,316,325			4	4,286,650	94.0	96.9	
	繰												
	計	140,823,000	135	136,602,975	131	132,316,325			4	4,286,650	94.0	96.9	
計	現	12,830,049,000	1,853	13,224,821,728	1,853	13,224,821,728					103.1	100.0	
	繰	39,619,000	1	36,736,524	1	36,736,524					92.7	100.0	
	計	12,869,668,000	1,854	13,261,558,252	1,854	13,261,558,252					103.0	100.0	

（注） 滞納繰越分の調定済額については、繰越減額による調定減により、前年度の収入未済額と一致しない場合がある。

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)				
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定			
自 動 車 税	環境性能割	現	874,373,000	21,501	875,146,200	21,501	875,146,200				100.1	100.0		
		計	874,373,000	21,501	875,146,200	21,501	875,146,200				100.1	100.0		
種 別 割	現	現	16,266,705,000	508,686	16,389,294,300	507,328	16,341,737,672	8	183,700	1,350	47,372,928	100.5	99.7	
		計	16,266,705,000	508,686	16,389,294,300	507,328	16,341,737,672	8	183,700	1,350	47,372,928	100.5	99.7	
計	現	現	17,141,078,000	530,187	17,264,440,500	528,829	17,216,883,872	8	183,700	1,350	47,372,928	100.4	99.7	
		計	17,141,078,000	530,187	17,264,440,500	528,829	17,216,883,872	8	183,700	1,350	47,372,928	100.4	99.7	
鉦 区 税	現	現	2,339,000	47	2,338,800	47	2,338,800				100.0	100.0		
		計	2,339,000	47	2,338,800	47	2,338,800				100.0	100.0		
固 定 資 産 税	特 交 計	特	803,275,000	7	844,163,600	7	844,163,600				105.1	100.0		
		交	81,001,000	1	81,001,200	1	81,001,200				100.0	100.0		
	計	計	884,276,000	8	925,164,800	8	925,164,800				104.6	100.0		
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	現	現	19,242,479,000	16	19,268,040,000	16	19,268,040,000				100.1	100.0		
		計	19,242,479,000	16	19,268,040,000	16	19,268,040,000				100.1	100.0		
目 的 税 計	現	現	91,145,000	568	83,887,515	568	83,887,515				92.0	100.0		
		計	91,145,000	568	83,887,515	568	83,887,515				92.0	100.0		
狩 猟 税	現	現	4,427,000	406	4,623,200	406	4,623,200				104.4	100.0		
		計	4,427,000	406	4,623,200	406	4,623,200				104.4	100.0		
産 業 廃 棄 物 税	現	現	86,718,000	162	79,264,315	162	79,264,315				91.4	100.0		
		計	86,718,000	162	79,264,315	162	79,264,315				91.4	100.0		
旧 法 に よ る 自 動 車 税	現	現	1,000								極大	100.0		
		計	1,000											
自 動 車 税	現	現	1,000	49	1,678,600	49	1,678,600							
		計	47,217,000	3,069	112,435,074	1,389	50,400,867	145	5,716,400	1,535	56,317,807	106.7	44.8	
	計	計	47,218,000	3,118	114,113,674	1,438	52,079,467	145	5,716,400	1,535	56,317,807	110.3	45.6	
県 税 合 計	現	現	114,056,647,000	1,237,670	116,241,096,424	1,224,272	115,394,165,895	135	2,223,396	13,263	844,707,133	101.2	99.3	
		計	479,422,000	52,908	1,661,429,832	14,209	508,085,511	4,769	117,930,392	33,930	1,035,413,929	106.0	30.6	
均 等 割、所 得 割、地 方 消 費 税 及 び 国 有 資 産 等 所 在 都 道 府 県 交 付 金 を 除 く 県 税 合 計	消 計	消	30,050,819,000	24	30,288,945,813	24	30,288,945,813				100.8	100.0		
		計	144,586,888,000	1,290,602	148,191,472,069	1,238,505	146,191,197,219	4,904	120,153,788	47,193	1,880,121,062	101.1	98.7	
参 考	特別証紙収入分	現	現	80,650,878,000	617,686	82,354,245,897	615,758	81,865,835,535	25	443,245	1,903	487,967,117	101.5	99.4
			計	125,818,000	3,846	213,905,234	1,791	122,617,741	248	9,960,213	1,807	81,327,280	97.5	57.3
	自動車税環境性能割	現	80,776,696,000	621,532	82,568,151,131	617,549	81,988,453,276	273	10,403,458	3,710	569,294,397	101.5	99.3	
	自動車税種別割	現				15,746	628,840,100							
		現			26,229	438,298,600								

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)		
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定	
延滞金	85,708,000	6,699	83,397,633	6,699	83,397,633					97.3	100.0	
過少申告加算金	現											
	繰	924,000	874,397	69	874,397					94.6	100.0	
	計	1,000	15,092	3	15,092					極大	100.0	
不申告加算金	現											
	繰	711,000	2,009,245	77	1,911,998			12	97,247	268.9	95.2	
	計	27,000	2,006,301	51	437,672	11	695,976	30	872,653	極大	21.8	
重加算金	現											
	繰	738,000	4,015,546	128	2,349,670	11	695,976	42	969,900	318.4	58.5	
	計	20,103,000	14,172,137	225	10,973,032			8	3,199,105	54.6	77.4	
重加算金	現											
	繰	606,000	548,174	16	342,242			11	205,932	56.5	62.4	
	計	20,709,000	14,720,311	241	11,315,274			19	3,405,037	54.6	76.9	
個人	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
県民税	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
県民税	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
法	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
法人	過少申告加算金			66	772,797	66	772,797				100.0	
	不申告加算金			3	15,092	3	15,092				100.0	
	重加算金			66	1,943,345	54	1,846,098		12	97,247	95.0	
事業	過少申告加算金			41	1,651,729	10	437,672	11	695,976	20	518,081	26.5
	不申告加算金			225	14,172,137	217	10,973,032			8	3,199,105	77.4
	重加算金			16	548,174	5	342,242			11	205,932	62.4
たばこ	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
ゴルフ	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
場利用	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
軽油	過少申告加算金			3	101,600	3	101,600				100.0	
	不申告加算金			7	51,400	7	51,400				100.0	
	重加算金											
取	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定
環境性能割	過少申告加算金	4	14,500	4	14,500						100.0
	不申告加算金										
	重加算金										
核燃料物質等取扱税	過少申告加算金										
	不申告加算金										
	重加算金										
産業廃棄物税	過少申告加算金										
	不申告加算金										
	重加算金										
自動車取得税(旧法)	過少申告加算金										
	不申告加算金										
	重加算金										
軽油引取税(旧法)	過少申告加算金	10	354,572					10	354,572		
	不申告加算金										
	重加算金										
滞納処分費	現 1,000	3	5,600	3	5,600					560.0	100.0
通告処分収入	現 1,000										
過誤納未還付金	現 1,000	31	151,654	31	151,654					極大	100.0
県税関係証明等手数料	現 5,271,000	13,357	5,342,900	13,357	5,342,900					101.4	100.0
税 外 合 計	現 112,720,000	20,461	105,953,566	20,441	102,657,214			20	3,296,352	91.1	96.9
	繰 634,000	70	2,569,567	18	795,006	11	695,976	41	1,078,585	125.4	30.9
	計 113,354,000	20,531	108,523,133	20,459	103,452,220	11	695,976	61	4,374,937	91.3	95.3
合 計	144,700,242,000	1,311,133	148,299,995,202	1,258,964	146,294,649,439	4,915	120,849,764	47,254	1,884,495,999	101.1	98.6



## 5 令和2年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績

(単位：千円、%)

区 分		東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
延滞金	調定額	14,958	13,351	17,493	8,145	10,907	1,513	17,031	83,398
	収入額	14,958	13,351	17,493	8,145	10,907	1,513	17,031	83,398
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
過少申告 加算金	調定額	38	33	10	178		110	520	889
	収入額	38	33	10	178		110	520	889
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0
不申告 加算金	調定額	195	351	240	108	730	776	1,615	4,015
	収入額	29	327	133	9	184	54	1,613	2,349
	収入歩合	14.9	93.2	55.4	8.3	25.2	7.0	99.9	58.5
重加算金	調定額	3,148	891	1,060	3,019	4,080	528	1,994	14,720
	収入額	371	863	1,060	2,948	4,080		1,994	11,316
	収入歩合	11.8	96.9	100.0	97.6	100.0		100.0	76.9
滞納処分費	調定額		5	1					6
	収入額		5	1					6
	収入歩合		100.0	100.0					100.0
通告処分 収入	調定額								
	収入額								
	収入歩合								
過誤納 未還付金	調定額							152	152
	収入額							152	152
	収入歩合							100.0	100.0
県税関係証 明等手数料	調定額	1,380	890	1,019	784	879	391		5,343
	収入額	1,380	890	1,019	784	879	391		5,343
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
計	調定額	19,719	15,521	19,823	12,234	16,596	3,318	21,312	108,523
	収入額	16,776	15,469	19,716	12,064	16,050	2,068	21,310	103,453
	収入歩合	85.1	99.7	99.5	98.6	96.7	62.3	100.0	95.3

## 6 県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）

（単位：千円）

区	分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和 元 年 度			令和 2 年 度		
		調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %
東	青	17,454,459	16,905,221	12.0	17,779,136	17,224,372	9.5	17,634,624	17,101,870	12.2	17,659,326	17,128,010	12.0	17,426,156	16,945,769	11.8
中	南	10,203,203	9,761,317	7.0	10,582,375	10,190,413	5.7	10,227,131	9,879,976	7.1	10,080,746	9,769,433	6.8	10,244,299	9,968,387	6.9
三	八	16,167,739	15,677,741	11.1	16,776,161	16,336,697	9.0	16,488,333	16,098,636	11.4	16,384,529	16,026,607	11.1	15,941,087	15,583,764	10.8
西	北	3,751,553	3,546,841	2.6	3,810,925	3,637,641	2.1	3,870,373	3,728,536	2.7	3,813,806	3,693,755	2.6	3,920,523	3,821,953	2.6
上	北	27,406,776	27,049,922	18.9	28,174,363	27,873,002	15.1	28,170,353	27,915,803	19.4	27,195,721	26,971,640	18.4	26,700,335	26,481,618	18.0
下	北	2,840,711	2,702,080	2.0	3,037,495	2,915,121	1.6	3,002,656	2,886,644	2.0	3,255,957	3,144,955	2.2	3,320,552	3,226,174	2.2
分	割 法 人 等	42,431,090	42,245,296	29.2	43,758,084	43,606,929	23.5	42,712,690	42,571,038	29.5	42,471,164	42,330,106	28.8	40,268,573	39,793,585	27.2
税	務 課	25,020,241	25,020,241	17.2	62,476,724	62,476,724	33.5	22,747,976	22,747,976	15.7	26,810,311	26,810,311	18.1	30,369,947	30,369,947	20.5
	計	145,275,772	142,908,659	100.0	186,395,263	184,260,899	100.0	144,854,136	142,930,479	100.0	147,671,560	145,874,817	100.0	148,191,472	146,191,197	100.0

（注） 分割法人等には、県民税利子割、個人事業税及び自動車関係税を含む。

## 7 平成23年度～令和2年度調定額の前年対比

(単位：千円)

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	
県民税	均等割及び 個人所得割	32,334,727	98.7	33,612,240	104.0	34,005,017	101.2	33,825,915	99.5	34,067,016	100.7	34,928,120	102.5	35,732,052	102.3	35,491,289	99.3	35,459,833	99.9	35,253,374	99.4
	配当割	206,214	114.5	230,803	111.9	490,438	212.5	972,165	198.2	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1
	株式等譲渡 所得割	40,712	83.4	42,789	105.1	531,116	極大	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6
	法人	4,143,034	97.0	4,461,990	107.7	4,484,168	100.5	4,832,113	107.8	4,270,160	88.4	3,883,044	90.9	3,920,061	101.0	3,932,061	100.3	3,683,038	93.7	2,890,109	78.5
	利子割	551,923	78.2	481,895	87.3	497,307	103.2	460,408	92.6	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5
	計	37,276,610	98.2	38,829,717	104.2	40,008,046	103.0	40,493,843	101.2	39,890,412	98.5	39,663,689	99.4	40,945,093	103.2	40,387,695	98.6	40,004,243	99.1	39,152,195	97.9
事業税	個人	818,149	95.7	803,759	98.2	866,175	107.8	907,855	104.8	919,492	101.3	958,489	104.2	989,736	103.3	988,265	99.9	961,012	97.2	975,290	101.5
	法人	13,671,032	95.0	14,840,907	108.6	16,934,004	114.1	17,971,712	106.1	20,132,441	112.0	23,749,023	118.0	25,267,650	106.4	24,099,281	95.4	24,386,416	101.2	23,056,071	94.5
税 計	14,489,181	95.0	15,644,666	108.0	17,800,179	113.8	18,879,567	106.1	21,051,933	111.5	24,707,512	117.4	26,257,386	106.3	25,087,546	95.5	25,347,428	101.0	24,031,361	94.8	
地方消費税	13,295,788	97.9	13,036,485	98.0	13,482,895	103.4	15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	
不動産取得税	2,388,540	34.1	3,188,276	133.5	2,275,806	71.4	2,652,280	116.5	2,349,516	88.6	2,146,709	91.4	2,237,504	104.2	2,035,010	91.0	2,207,428	108.5	2,105,383	95.4	
たばこ税	3,506,746	114.2	3,485,846	99.4	2,078,246	59.6	1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	
ゴルフ場利用税	155,999	94.7	151,307	97.0	151,357	100.0	159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	136,603	93.6	
自動車取得税	1,889,498	86.0	2,457,663	130.1	2,290,442	93.2	986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,604,074	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6		皆減	
軽油引取税	14,903,390	102.1	15,007,828	100.7	14,648,025	97.6	14,110,588	96.3	13,737,028	97.4	13,486,823	98.2	13,738,985	101.9	13,862,798	100.9	13,367,891	96.4	13,261,558	99.2	
自動車税環境性能割																	410,900	皆増	875,146	213.0	
自動車税種別割																	110,512	皆増	16,389,295	極大	
鉦 区 税	4,263	114.3	4,173	97.9	3,417	81.9	3,095	90.6	2,775	89.7	2,904	104.6	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	
固定資産税	1,002,257	173.2	463,766	46.3	115,234	24.8	73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	
核燃料物質等取扱税	14,617,715	97.0	16,044,802	109.8	15,237,235	95.0	18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	
狩 猟 税	20,125	93.1	17,962	89.3	15,692	87.4	14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	
産業廃棄物税	173,315	84.4	241,234	139.2	209,399	86.8	101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	
旧法による税	特別地方消費税	745	49.0	359	48.2		皆減														
	自動車取得税	67	39.2	67	100.0	27	40.3		皆減												
	自動車税	17,655,996	98.6	17,464,673	98.9	17,219,626	98.6	17,025,512	98.9	16,835,803	98.9	16,716,720	99.3	16,745,805	100.2	16,781,842	100.2	16,580,862	98.8	114,114	0.7
軽油引取税	23,970	67.0	1,489	6.2	982	66.0	346	35.2		皆減											
県 税 合 計	121,404,205	95.1	126,040,313	103.8	125,536,608	99.6	129,670,202	103.3	143,154,419	110.4	145,275,772	101.5	186,395,263	128.3	144,854,136	77.7	147,671,560	101.9	148,191,472	100.4	
地方消費税清算金	26,490,649	99.1	26,399,274	99.7	26,176,270	99.2	31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	
特別法人事業譲与税																			18,618,943	皆増	
地方法人特別譲与税	15,806,028	105.7	16,235,389	102.7	19,627,159	120.9	23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9		皆減	
地方揮発油譲与税	3,010,378	90.5	3,008,427	99.9	2,935,524	97.6	2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	
石油ガス譲与税	211,789	90.1	195,810	92.5	194,520	99.3	179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	134,528	89.8	97,003	72.1	
自動車重量譲与税																	87,961	皆増	107,031	121.7	
地方道路譲与税	13	162.5	14	107.7	1	7.1	1	100.0	1	100.0		皆減				1	皆増	1	100.0		
森林環境譲与税																	66,749	皆増	100,124	150.0	
航空機燃料譲与税	24,622	69.3	23,164	94.1	28,009	120.9	39,541	141.2	52,161	131.9	56,978	109.2	60,736	106.6	60,577	99.7	59,636	98.4	13,353	22.4	
地方譲与税合計	19,052,830	102.7	19,462,804	102.2	22,785,213	117.1	26,625,479	116.9	24,478,382	91.9	20,509,589	83.8	21,051,442	102.6	23,417,503	111.2	22,824,271	97.5	21,321,733	93.4	

## 8 平成23年度～令和2年度収入額の前年対比

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
	税 額	前年比 %																			
県民税	均等割及び所得割	29,516,401	98.7	30,770,088	104.2	31,260,963	101.6	31,258,826	100.0	31,746,574	101.6	32,818,750	103.4	33,828,916	103.1	33,790,225	99.9	33,892,433	100.3	33,832,797	99.8
	配当割	206,214	114.5	230,803	111.9	490,438	212.5	972,165	198.2	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1
	株式等譲渡所得割	40,712	83.4	42,789	105.1	531,116	極大	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6
	法人	4,094,809	97.1	4,415,845	107.8	4,452,598	100.8	4,806,168	107.9	4,248,983	88.4	3,866,933	91.0	3,908,042	101.1	3,922,247	100.4	3,672,729	93.6	2,859,739	77.9
	利子割	551,923	78.2	481,895	87.3	497,307	103.2	460,408	92.6	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5
計	34,410,059	98.1	35,941,420	104.5	37,232,422	103.6	37,900,809	101.8	37,548,793	99.1	37,538,208	100.0	39,029,938	104.0	38,676,817	99.1	38,426,534	99.4	37,701,248	98.1	
事業税	個人	778,473	97.1	769,791	98.9	842,287	109.4	885,035	105.1	893,282	100.9	936,211	104.8	971,889	103.8	967,816	99.6	944,750	97.6	961,057	101.7
法人	13,575,262	95.3	14,740,422	108.6	16,880,204	114.5	17,945,821	106.3	20,111,287	112.1	23,727,629	118.0	25,252,795	106.4	24,081,074	95.4	24,359,957	101.2	22,695,707	93.2	
計	14,353,735	95.4	15,510,213	108.1	17,722,491	114.3	18,830,856	106.3	21,004,569	111.5	24,663,840	117.4	26,224,684	106.3	25,048,890	95.5	25,304,707	101.0	23,656,764	93.5	
地方消費税	13,295,788	97.9	13,036,485	98.0	13,482,895	103.4	15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	
不動産取得税	2,176,764	32.3	3,021,191	138.8	2,182,283	72.2	2,595,926	119.0	2,301,647	88.7	2,108,525	91.6	2,220,676	105.3	2,017,798	90.9	2,188,094	108.4	2,044,530	93.4	
たばこ税	3,506,746	114.2	3,485,846	99.4	2,078,246	59.6	1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	
ゴルフ場利用税	154,403	93.9	151,307	98.0	151,357	100.0	159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	132,316	90.6	
自動車取得税	1,889,498	86.0	2,457,663	130.1	2,290,442	93.2	986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,603,854	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6		皆減	
軽油引取税	14,859,015	101.8	14,969,039	100.7	14,589,546	97.5	14,051,910	96.3	13,736,782	97.8	13,483,829	98.2	13,696,846	101.6	13,823,179	100.9	13,331,154	96.4	13,261,558	99.5	
自動車税環境性能割																	410,900	皆増	875,146	213.0	
自動車税種別割																	110,512	皆増	16,341,738	極大	
鉦区税	4,077	116.6	3,942	96.7	3,185	80.8	2,884	90.5	2,564	88.9	2,904	113.3	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	
固定資産税	1,002,257	173.2	463,766	46.3	115,234	24.8	73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	
核燃料物質等取扱税	14,617,715	97.0	16,044,802	109.8	15,237,235	95.0	18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	
狩猟税	20,125	93.1	17,962	89.3	15,692	87.4	14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	
産業廃棄物税	173,315	84.4	241,234	139.2	209,399	86.8	101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	
旧法による税	特別地方消費税	3	皆増	52	極大		皆減														
自動車取得税	17,303,962	98.7	17,157,153	99.2	16,943,724	98.8	16,789,479	99.1	16,639,087	99.1	16,560,158	99.5	16,618,265	100.4	16,664,550	100.3	16,460,620	98.8	52,080	0.3	
軽油引取税	714	12.3	507	71.0	636	125.4	346	54.4		皆減											
県税合計	117,768,176	95.1	122,502,582	104.0	122,254,787	99.8	126,677,181	103.6	140,520,394	110.9	142,908,659	101.7	184,260,899	128.9	142,930,479	77.6	145,874,817	102.1	146,191,197	100.2	
地方消費税清算金	26,490,649	99.1	26,399,274	99.7	26,176,270	99.2	31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	
特別法人事業譲与税																			18,618,943	皆増	
地方法人特別譲与税	15,806,028	105.7	16,235,389	102.7	19,627,159	120.9	23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9		皆減	
地方揮発油譲与税	3,010,378	90.5	3,008,427	99.9	2,935,524	97.6	2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	
石油ガス譲与税	211,789	90.1	195,810	92.5	194,520	99.3	179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	134,528	89.8	97,003	72.1	
自動車重量譲与税																	87,961	皆増	107,031	121.7	
地方道路譲与税	13	162.5	14	107.7	1	7.1	1	100.0	1	100.0						1	皆増	1	100.0		
森林環境譲与税																	66,749	皆増	100,124	150.0	
航空機燃料譲与税	24,622	69.3	23,164	94.1	28,009	120.9	39,541	141.2	52,161	131.9	56,978	109.2	60,736	106.6	60,577	99.7	59,636	98.4	13,353	22.4	
地方譲与税合計	19,052,830	102.7	19,462,804	102.2	22,785,213	117.1	26,625,479	116.9	24,478,382	91.9	20,509,589	83.8	21,051,442	102.6	23,417,503	111.2	22,824,271	97.5	21,321,733	93.4	

# 9 税目別収入歩合年度別調

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人均等割及び所得割	現	97.8	97.9	97.9	98.1	98.4	98.5	98.7	98.8	98.8
	繰計	19.4	18.9	19.0	20.2	21.5	23.1	23.8	25.2	24.6
個人配当割	現	91.3	91.5	91.9	92.4	93.2	94.0	94.7	95.2	95.6
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人株式等譲渡所得割	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
法人県民税	現	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.8
	繰計	26.8	21.2	24.1	32.4	27.8	31.4	37.2	41.9	39.7
県民税利子割	現	98.8	99.0	99.3	99.5	99.5	99.6	99.7	99.8	99.7
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人事業税	現	99.2	98.8	99.3	99.0	98.6	99.2	99.2	98.9	99.3
	繰計	30.3	32.2	28.1	33.9	35.3	36.8	46.7	43.3	48.3
法人事業税	現	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9
	繰計	22.5	11.9	9.5	20.4	21.0	20.9	38.4	51.6	61.8
地方消費税	現	99.3	99.3	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	98.9	99.4	99.1	99.6	99.4	99.7	99.7	99.5	99.5
たばこ税	現	19.5	13.5	21.5	37.2	24.7	24.6	59.3	52.0	47.5
	繰計	91.1	94.8	95.9	97.9	98.0	98.2	99.2	99.2	99.1
ゴルフ場利用税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車取得税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9
軽油引取税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車税環境性能割	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	99.7	99.7	99.6	99.6	100.0	100.0	99.7	99.7	100.0
自動車税種別割	現	2.3	100.0	100.0	100.0	99.6	—	100.0	100.0	100.0
	繰計	99.7	99.7	99.6	99.6	100.0	100.0	99.7	99.7	100.0
鉾区税	現	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
	繰計	—	—	—	—	—	—	—	100.0	99.7
固定資産税	現	99.0	97.4	96.7	96.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	38.5	32.3	45.5	54.7	0.0	100.0	—	—	—
核燃料物質等取扱税	現	95.6	94.5	93.2	93.2	92.4	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業廃棄物税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特別地方消費税	現	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	繰計	0.4	14.5	—	—	—	—	—	—	—
旧法による自動車取得税	現	0.4	14.5	—	—	—	—	—	—	—
	繰計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	現	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
	繰計	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	現	99.2	99.3	99.3	99.4	99.5	99.6	99.6	99.6	100.0
	繰計	36.4	37.1	36.9	38.3	41.8	47.7	48.2	45.1	44.3
計	現	98.0	98.2	98.4	98.6	98.8	99.1	99.2	99.3	99.3
	繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	現	1.5	33.7	64.8	100.0	—	—	—	—	—
	繰計	3.0	34.0	64.8	100.0	—	—	—	—	—
計	現	99.1	99.2	99.2	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.6
	繰計	21.2	21.3	21.6	23.8	24.9	25.0	26.2	28.5	30.6
計	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰計	97.0	97.2	97.4	97.7	98.2	98.4	98.9	98.8	98.7

# 10 令和2年度県税欠損処分年度別調

(単位：件、円)

課税年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度以前		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
県民税	個人	110	1,780,151	215	3,164,996	155	3,181,955	263	5,947,546	386	10,701,278	3,502	84,974,404	4,631	109,750,330	
	法人	16	251,845	33	455,669	13	274,402	11	251,954	7	104,813	6	104,845	86	1,443,528	
	計	126	2,031,996	248	3,620,665	168	3,456,357	274	6,199,500	393	10,806,091	3,508	85,079,249	4,717	111,193,858	
事業税	個人			3	120,600	6	860,212					6	394,232	15	1,375,044	
	法人	1	7,700					1	2,100			2	495,420	4	505,220	
計	1	7,700	3	120,600	6	860,212	1	2,100			8	889,652	19	1,880,264		
不動産取得税 たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税環境性能割 自動車税種別割 鉱区税 核燃料物質等取扱税 狩猟税 産業廃棄物税 軽油引取税(旧法) 自動車取得税(旧法) 自動車税(旧法)				2	74,200	8	759,466					5	345,900	15	1,179,566	
	8	183,700											8	183,700		
					14	535,881	18	709,998	9	416,391	10	388,739	94	3,665,391	145	5,716,400
	135	2,223,396	267	4,351,346	200	5,786,033	284	6,617,991	403	11,194,830	3,615	89,980,192	4,904	120,153,788		
	過少申告加算金	個人														
		個人														
		個人														
		個人														
		個人														
		個人														
		個人														
		個人														
		個人														
		個人														
個人																
個人																
個人																
計																

(単位：件、円)

課税年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額								
不 申 告 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税											11	695,976	11	695,976
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
	<b>計</b>											<b>11</b>	<b>695,976</b>	<b>11</b>	<b>695,976</b>
重 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税														
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
	<b>計</b>														
<b>税</b>	<b>外</b>	<b>合</b>	<b>計</b>									<b>11</b>	<b>695,976</b>	<b>11</b>	<b>695,976</b>
<b>総</b>	<b>計</b>	<b>135</b>	<b>2,223,396</b>	<b>267</b>	<b>4,351,346</b>	<b>200</b>	<b>5,786,033</b>	<b>284</b>	<b>6,617,991</b>	<b>403</b>	<b>11,194,830</b>	<b>3,626</b>	<b>90,676,168</b>	<b>4,915</b>	<b>120,849,764</b>

# 11 県 税 欠 損 処 分 県 税 部 別 調

(単位：件、円)

課税年度 区 分	令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		平 成 28 年 度		平 成 27 年 度 以 前		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
東 青	38	591,868	55	1,107,345	49	1,326,963	65	1,937,021	73	2,996,877	683	21,588,231	963	29,548,305
中 南	17	248,784	41	837,629	29	681,681	64	1,345,502	77	1,854,594	1,071	18,465,616	1,299	23,433,806
三 八	55	939,765	98	687,750	54	1,424,866	43	1,039,506	69	1,849,212	497	13,842,109	816	19,783,208
西 北	11	148,687	20	384,210	19	275,505	27	545,052	35	826,511	289	7,407,469	401	9,587,434
上 北	4	67,393	12	162,291	7	95,798	57	789,292	98	1,483,201	740	18,118,365	918	20,716,340
下 北	2	43,199	20	467,440	16	371,218	19	545,227	41	1,795,696	244	7,179,441	342	10,402,221
分 割 等	8	183,700	21	704,681	26	1,610,002	9	416,391	10	388,739	102	4,074,937	176	7,378,450
<b>計</b>	<b>135</b>	<b>2,223,396</b>	<b>267</b>	<b>4,351,346</b>	<b>200</b>	<b>5,786,033</b>	<b>284</b>	<b>6,617,991</b>	<b>403</b>	<b>11,194,830</b>	<b>3,626</b>	<b>90,676,168</b>	<b>4,915</b>	<b>120,849,764</b>

## 12 県 税 欠 損 処 分 の 内 訳

(単位：件、円)

区 分	欠 損 処 分						計		備 考		
	地方税法第18条		地 方 税 法 第 15 条 の 7						滞納処分停止中のもので 3カ年の期間満了前に時 効完成となったもの B		
			第 4 項		第 5 項						
	時 効 完 成 A		3カ年経過により消滅したもの		3カ年経過前に消滅したもの						
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額					件 数
県 民 税	個人	2,554	52,653,519	756	26,235,107	1,321	30,861,704	4,631	109,750,330	661	10,929,781
	法人	2	33,300	4	43,200	80	1,367,028	86	1,443,528		
	計	<b>2,556</b>	<b>52,686,819</b>	<b>760</b>	<b>26,278,307</b>	<b>1,401</b>	<b>32,228,732</b>	<b>4,717</b>	<b>111,193,858</b>	<b>661</b>	<b>10,929,781</b>
事 業 税	個人					15	1,375,044	15	1,375,044		
	法人					4	505,220	4	505,220		
	計					<b>19</b>	<b>1,880,264</b>	<b>19</b>	<b>1,880,264</b>		
不 動 産 取 得 税		4	302,900			11	876,666	15	1,179,566		
た ば こ 税											
ゴ ル フ 場 利 用 税											
自 動 車 取 得 税											
軽 油 引 取 税											
自 動 車 税 環 境 性 能 割											
自 動 車 税 種 別 割						8	183,700	8	183,700		
鋳 区 税											
狩 猟 税											
産 業 廃 棄 物 税											
軽 油 引 取 税 (旧 法)											
自 動 車 取 得 税 (旧 法)											
自 動 車 税 (旧 法)		83	3,395,401	2	43,400	60	2,277,599	145	5,716,400		
<b>県 税 合 計</b>		<b>2,643</b>	<b>56,385,120</b>	<b>762</b>	<b>26,321,707</b>	<b>1,499</b>	<b>37,446,961</b>	<b>4,904</b>	<b>120,153,788</b>	<b>661</b>	<b>10,929,781</b>
過 少 申 告 加 算 金											
不 申 告 加 算 金		3	4,614			8	691,362	11	695,976		
重 加 算 金											
<b>税 外 合 計</b>		<b>3</b>	<b>4,614</b>			<b>8</b>	<b>691,362</b>	<b>11</b>	<b>695,976</b>		
<b>総 計</b>		<b>2,646</b>	<b>56,389,734</b>	<b>762</b>	<b>26,321,707</b>	<b>1,507</b>	<b>38,138,323</b>	<b>4,915</b>	<b>120,849,764</b>	<b>661</b>	<b>10,929,781</b>

(注) B欄の額はA欄の額の内書である。

# 13 県 税 の 減 免 等 の 内 訳

(単位：件、円)

区 分	条例第9条によるもの	条例第10条の減免			不動産取得税減免条例によるもの	身体障害者等に対する自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免によるもの	生活路線バスに係る自動車税種別割の減免によるもの	青森県県税の特別措置に関する条例によるもの								計
		第1号	第2号	特別災害による減免要綱によるもの				過疎地域における課税免除	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除	承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除	復興産業集積区域における課税免除	認定産業振興促進計画区域における不均一課税による差額	原子力発電施設等立地地域における不均一課税による差額	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税による差額	
		生活のため公私の扶助を受けるもの	災害等により担税力を失ったと認められるもの													
県 民 税	個 人	155	19													
	法 人	2,303,563	242,686													
	計	155	19													
		2,303,563	242,686													
事 業 税	個 人															
	法 人							4				117		2		123
	計							4				117		2		123
								9,028,900				156,391,000		365,300		165,785,200
								9,028,900				156,391,000		365,300		165,785,200
不動産取得税	16	4			3			6		3		44	1	6		60
	10,413,400	65,100			13,100			17,229,000		30,402,600		113,134,300	754,000	41,060,300		202,580,200
軽油引取税																
自動車税環境性能割	5					382										
	161,100					18,817,800										
自動車税種別割	64	10				17,703	121									
	2,464,200	268,400				699,209,900	2,457,300									
鉱 区 税																
狩 猟 税																
産業廃棄物税																
旧法による税	自動車取得税															
	自動車税	1														
		33,000														
総 計	86	169	19		3	18,085	121	10		3		161	1	8		183
	13,071,700	2,637,063	242,686		13,100	718,027,700	2,457,300	26,257,900		30,402,600		269,525,300	754,000	41,425,600		368,365,400

(注) 「不均一課税による差額」とは、標準税率による税額と不均一課税の税率による税額との差額をいうものである。

上段：件数  
下段：金額 (円)

# 14 令和2年度県税滞納繰越額年度別調

(単位：件、円)

課税年度 区分		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額										
県 民 税	個人	11,360	356,740,016	7,859	231,774,469	6,125	183,149,422	4,941	150,434,361	4,046	123,037,065	9,152	265,691,332	43,483	1,310,826,665
	法人	210	26,232,279	57	1,421,883	24	763,992	14	352,800	3	75,793	4	79,888	312	28,926,635
	計	<b>11,570</b>	<b>382,972,295</b>	<b>7,916</b>	<b>233,196,352</b>	<b>6,149</b>	<b>183,913,414</b>	<b>4,955</b>	<b>150,787,161</b>	<b>4,049</b>	<b>123,112,858</b>	<b>9,156</b>	<b>265,771,220</b>	<b>43,795</b>	<b>1,339,753,300</b>
事 業 税	個人	103	6,944,222	25	2,575,803	16	835,918	8	1,177,180	7	439,183	6	885,500	165	12,857,806
	法人	107	350,781,024	26	6,537,125	9	2,448,195	2	42,200			2	50,800	146	359,859,344
	計	<b>210</b>	<b>357,725,246</b>	<b>51</b>	<b>9,112,928</b>	<b>25</b>	<b>3,284,113</b>	<b>10</b>	<b>1,219,380</b>	<b>7</b>	<b>439,183</b>	<b>8</b>	<b>936,300</b>	<b>311</b>	<b>372,717,150</b>
不 動 産 取 得 税	129	52,350,014	38	2,818,524	5	1,405,310	11	1,739,400	4	139,800	11	1,220,179	198	59,673,227	
た ば こ 税															
ゴ ル フ 場 利 用 税	4	4,286,650											4	4,286,650	
自 動 車 取 得 税															
軽 油 引 取 税															
自 動 車 税 環 境 性 能 割															
自 動 車 税 種 別 割	1,350	47,372,928											1,350	47,372,928	
鉦 区 税															
固 定 資 産 税															
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税															
狩 猟 税															
産 業 廃 棄 物 税															
軽 油 引 取 税 (旧 法)															
自 動 車 取 得 税 (旧 法)															
自 動 車 税 (旧 法)			624	23,597,645	359	13,122,829	260	9,941,459	171	6,362,469	121	3,293,405	1,535	56,317,807	
<b>県 税 合 計</b>	<b>13,263</b>	<b>844,707,133</b>	<b>8,629</b>	<b>268,725,449</b>	<b>6,538</b>	<b>201,725,666</b>	<b>5,236</b>	<b>163,687,400</b>	<b>4,231</b>	<b>130,054,310</b>	<b>9,296</b>	<b>271,221,104</b>	<b>47,193</b>	<b>1,880,121,062</b>	
過 少 申 告 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税														
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
自動車税環境性能割															
核燃料物質等取扱税															
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
<b>計</b>															

(単位：件、円)

区 分	令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度以前		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
不 申 告 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	12	97,247	13	429,501			5	83,605	1	3,482	1	1,493	32	615,328
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
重 加 算 金	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
	軽油引取税(旧法)										10	354,572	10	354,572	
	自動車取得税(旧法)														
<b>計</b>	<b>12</b>	<b>97,247</b>	<b>13</b>	<b>429,501</b>			<b>5</b>	<b>83,605</b>	<b>1</b>	<b>3,482</b>	<b>11</b>	<b>356,065</b>	<b>42</b>	<b>969,900</b>	
加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	8	3,199,105	8	99,517					1	73,215	2	33,200	19	3,405,037
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
軽油引取税															
自動車税環境性能割															
核燃料物質等取扱税															
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
<b>計</b>	<b>8</b>	<b>3,199,105</b>	<b>8</b>	<b>99,517</b>					<b>1</b>	<b>73,215</b>	<b>2</b>	<b>33,200</b>	<b>19</b>	<b>3,405,037</b>	
<b>税 外 合 計</b>	<b>20</b>	<b>3,296,352</b>	<b>21</b>	<b>529,018</b>			<b>5</b>	<b>83,605</b>	<b>2</b>	<b>76,697</b>	<b>13</b>	<b>389,265</b>	<b>61</b>	<b>4,374,937</b>	
<b>総 計</b>	<b>13,283</b>	<b>848,003,485</b>	<b>8,650</b>	<b>269,254,467</b>	<b>6,538</b>	<b>201,725,666</b>	<b>5,241</b>	<b>163,771,005</b>	<b>4,233</b>	<b>130,131,007</b>	<b>9,309</b>	<b>271,610,369</b>	<b>47,254</b>	<b>1,884,495,999</b>	

## 15 県税滞納繰越額県税別調

(単位：件、円)

課税年度 区分	令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度以前		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東	3,233	121,053,855	2,337	72,722,810	1,814	56,963,850	1,504	48,583,424	1,252	39,741,349	3,919	111,774,410	14,059	450,839,698
中	2,392	78,751,489	1,513	44,916,903	1,171	33,483,549	918	26,519,752	767	22,892,806	1,473	45,915,017	8,234	252,479,516
三	3,030	120,827,227	1,984	57,301,980	1,496	45,842,929	1,200	36,915,449	984	27,384,280	2,034	49,268,102	10,728	337,539,967
西	835	26,100,532	589	16,891,474	420	11,478,284	335	9,274,827	255	8,622,679	485	16,614,281	2,919	88,982,077
上	1,615	79,136,397	1,034	30,668,955	817	24,249,972	628	19,773,182	489	15,259,578	821	28,912,957	5,404	198,001,041
下	619	15,583,183	516	18,319,696	438	15,472,935	380	11,382,227	306	9,351,966	437	14,557,432	2,696	84,667,439
分割	1,539	403,254,450	656	27,903,631	382	14,234,147	271	11,238,539	178	6,801,652	127	4,178,905	3,153	467,611,324
<b>計</b>	<b>13,263</b>	<b>844,707,133</b>	<b>8,629</b>	<b>268,725,449</b>	<b>6,538</b>	<b>201,725,666</b>	<b>5,236</b>	<b>163,687,400</b>	<b>4,231</b>	<b>130,054,310</b>	<b>9,296</b>	<b>271,221,104</b>	<b>47,193</b>	<b>1,880,121,062</b>

## 16 県税証明等手数料内訳

(単位：件、円)

区分	東青		中南		三八		西北		上北		下北		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第1号 〔請求に係る徴収金の納付、納入すべき額並びに納付、納入した額及び未納の額の証明〕	3,048	1,219,200	2,098	839,300	2,345	938,000	1,820	728,000	1,992	796,800	784	313,600	12,087	4,834,900
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第5号 〔徴収金につき滞納処分を受けたことのない証明〕														
○ 地方税法施行規則第1条の9第1号 〔法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった額の証明〕														
○ 条例第32条第1項 〔その他県税事務に関する証明〕	112	44,800	61	24,400			15	6,000	27	10,800	16	6,400	231	92,400
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の交付〕	170	68,000	25	10,000	95	38,000	63	25,200	80	32,000	122	48,800	555	222,000
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の再交付又は書換え〕	121	48,400	39	15,600	107	42,800	62	24,800	99	39,600	56	22,400	484	193,600
<b>計</b>	<b>3,451</b>	<b>1,380,400</b>	<b>2,223</b>	<b>889,300</b>	<b>2,547</b>	<b>1,018,800</b>	<b>1,960</b>	<b>784,000</b>	<b>2,198</b>	<b>879,200</b>	<b>978</b>	<b>391,200</b>	<b>13,357</b>	<b>5,342,900</b>

## 17 令和2年度延滞金税目別収入済額調

(単位：件、円)

区 分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税		1,601,867		60,030,338		61,632,205
法 人 県 民 税	127	416,300	157	594,200	284	1,010,500
県 民 税 利 子 割						
個 人 事 業 税	40	85,700	92	1,074,300	132	1,160,000
法 人 事 業 税	456	2,506,138	106	1,371,605	562	3,877,743
不 動 産 取 得 税	68	271,000	83	924,700	151	1,195,700
た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税	2	3,800			2	3,800
自 動 車 取 得 税						
軽 油 引 取 税						
自 動 車 税 環 境 性 能 割						
自 動 車 税 種 別 割	3,407	5,375,500			3,407	5,375,500
鉦 区 税						
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税						
狩 猟 税						
産 業 廃 棄 物 税						
軽 油 引 取 税 (旧 法)						
自 動 車 取 得 税 (旧 法)						
自 動 車 税 (旧 法)	6	39,000	2,155	9,103,185	2,161	9,142,185
<b>県 税 合 計</b>	<b>4,106</b>	<b>10,299,305</b>	<b>2,593</b>	<b>73,098,328</b>	<b>6,699</b>	<b>83,397,633</b>

(注) 令和3年5月31日現在の数値である。

## 18 令和2年度延滞金未納額調

(単位：件、円)

区 分	前年度以前に 確定したもの		本年度に確定 したもの		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税						
法 人 県 民 税	248	1,070,824	33	90,500	281	1,161,324
県 民 税 利 子 割						
個 人 事 業 税	188	3,851,278	12	36,100	200	3,887,378
法 人 事 業 税	70	1,151,405	40	471,358	110	1,622,763
不 動 産 取 得 税	162	6,755,237	17	58,900	179	6,814,137
た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税						
自 動 車 取 得 税						
軽 油 引 取 税						
自 動 車 税 環 境 性 能 割						
自 動 車 税 種 別 割			556	1,041,300	556	1,041,300
鉦 区 税	4	105,800			4	105,800
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税						
狩 猟 税						
産 業 廃 棄 物 税						
軽 油 引 取 税 (旧 法)	10	1,204,300			10	1,204,300
自 動 車 取 得 税 (旧 法)						
自 動 車 税 (旧 法)	1,886	15,021,912			1,886	15,021,912
<b>県 税 合 計</b>	<b>2,568</b>	<b>29,160,756</b>	<b>658</b>	<b>1,698,158</b>	<b>3,226</b>	<b>30,858,914</b>

(注) 令和3年5月31日現在の数値である。

## 19 令和2年度県税部別、税目別納税者 及び特別徴収義務者数調（現年課税分）

（単位：人）

区 分	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
個人県民税 （均等割及び所得割）	145,055	125,600	153,723	60,898	100,497	34,210		619,983
（配 当 割）							3,121	3,121
（株式等譲渡所得割）							94	94
法人県民税	4,763	3,722	4,766	1,973	3,111	1,017	3,811	23,163
県民税利子割							245	245
個人事業税							5,749	5,749
法人事業税	4,574	3,588	4,584	1,899	2,964	975	3,677	22,261
不動産取得税	2,498	2,498	2,223	1,550	1,993	431		11,193
たばこ税							802	802
ゴルフ場利用税	3	5	2	1	4			15
軽油引取税	54	20	52	5	17	13		161
自動車税 （自動車税（旧法））							530,236	530,236
（環境性能割）							(49)	(49)
（種別割）							(21,501)	(21,501)
							(508,686)	(508,686)
鉦 区 税							13	13
固定資産税							1	1
核燃料物質等取扱税					4	1		5
狩 獵 税	103	30	85	20	116	52		406
産業廃棄物税	1	2	5		2	2		12
計	157,051	135,465	165,440	66,346	108,708	36,701	547,749	1,217,460
個人県民税（均等割及び所得割）を除く計	11,996	9,865	11,717	5,448	8,211	2,491	547,749	597,477

（注）地方消費税及び固定資産税（国有資産等所在都道府県交付金）を除く。

## 20 令和2年度県税関係予算計上の状況

(単位：千円)

区 分	当初予算額	2 月 議 会	専 決 処 分 (3.3.31)	累 計
個 人 税 民 税	均等割、所得割	33,948,444	△ 270,072	33,678,372
	配 当 割	386,081		386,081
	株式等譲渡所得割	204,937	244,962	449,899
法 人 税	2,779,335			2,779,335
県 民 税 利 子 割	176,746			176,746
個 人 事 業 税	914,885			914,885
法 人 事 業 税	23,181,472	△ 957,691		22,223,781
地 方 消 費 税	30,668,233	△ 617,414		30,050,819
不 動 産 取 得 税	1,960,872			1,960,872
た ば こ 税	1,547,071			1,547,071
ゴ ル フ 場 利 用 税	140,823			140,823
軽 油 引 取 税	13,099,986	△ 230,318		12,869,668
自 動 車 税	環 境 性 能 割	1,255,194	△ 380,821	874,373
	種 別 割	16,266,705		16,266,705
鉱 区 税	2,339			2,339
固 定 資 産 税	884,276			884,276
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	19,242,479			19,242,479
狩 猟 税	4,427			4,427
産 業 廃 棄 物 税	86,718			86,718
旧 法 に よ る 税	自 動 車 取 得 税	1		1
	自 動 車 税	47,218		47,218
合 計	146,798,242	△ 2,211,354		144,586,888
税 外 合 計	114,596	△ 1,242		113,354
地 方 消 費 税 清 算 金	60,289,457	△ 4,070,028		56,219,429
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,923,405	△ 2,293,718	△ 10,744	18,618,943
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,528,927	△ 305,449	161,801	2,385,279
石 油 ガ ス 譲 与 税	124,896	△ 30,310	2,417	97,003
自 動 車 重 量 譲 与 税	106,426		605	107,031
地 方 道 路 譲 与 税	1			1
森 林 環 境 譲 与 税	100,124			100,124
航 空 機 燃 料 譲 与 税	62,784	△ 50,357	926	13,353
地 方 譲 与 税 計	23,846,563	△ 2,679,834	155,005	21,321,734

## 第三 課 税 状 況

# 1 法人県民税等に関する調

## (1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額					確定法人税割額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		確定申告翌 年見込納 付額		既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額		中間納付額の 歳出還付額		現事業年度 分調定額  ①+②-③ +④+⑤+ ⑥+⑦	過事業年度 分調定額	法人税割 額  ⑧+⑨	均 等 割						合 計  ⑩+⑪	うち当該 年度に均 等割に充 当した利 子割額  ⑫	⑬ の 件 数	当該年 度に発 生した 歳出還 付額  ⑭	⑮ の 件 数
	事業年度数		税 額			事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	前 年 度 に 収 入 し た も の	当 該 年 度 に 収 入 し た も の	納 税 義 務 者 数							調 定 額  ⑩										
	確定申告の あったもの	うち決定した もの	確定申告の ないもの	確定申告の あったもの	うち決定した もの							資 本 金 等 の 額																	
												総 数	五 十 億 円 超	十 億 円 超 五 十 億 円 以 下	一 億 円 超 十 億 円 以 下					一 千 万 円 超 一 億 円 以 下	左 記 以 外								
普通法人	本店分	608		321,803		227	126,866	207	43,830		7,712	246,479	3,346	249,825	602	5	10	44	239	304	33,054	282,879							
	うち連結分	15		31,564		11	18,057	13	6,318		1,377	21,202		21,202	14	1	2	5	4	2	2,955	24,157							
	他本店分	3,038	5	949,451	157	1,694	414,492	1,705	131,789		31,785	698,690	22,588	721,278	2,998	470	290	569	911	758	730,804	1,452,082							
	うち連結分	242		132,274		188	57,175	223	23,414		2,267	100,780	12,490	113,270	231	101	36	57	17	20	124,122	237,392							
	県内法人	17,931	57	668,780	11	38	2,911	274,417	2,934	85,169		41,925	521,495	8,956	530,451	17,744		12	126	2,506	15,100	453,820	984,271						
	うち連結分	56		109,432		40	59,650	46	20,476		317	70,575	1,297	71,872	56		2	16	22	16	4,795	76,667							
	計	21,577	57	1,940,034	11	195	4,832	815,775	4,846	260,788		81,422	1,466,664	34,890	1,501,554	21,344	475	312	739	3,656	16,162	1,217,678	2,719,232			4,692	1	1	
	うち連結分	313		273,270		239	134,882	282	50,208		3,961	192,557	13,787	206,344	301	102	40	78	43	38	131,872	338,216			423				
	特別法人	758		82,761								82,761	18	82,779	757	12	21	49	170	505	45,942	128,721							
	うち連結分																												
公益法人等	464	1	13,259									13,259	32	13,291	462	3				459	10,980	24,271							
寮等のみを有する法人															1					1	20	20							
人格なき社団等	226		398									398	53	451	225					225	4,801	5,252							
清算法人	309		280		5	53					34	261		261	118		1		6	111	3,957	4,218							
特定信託																													
法人課税信託																													
合計	23,334	58	2,036,732	11	195	4,837	815,828	4,846	260,788		81,456	1,563,343	34,993	1,598,336	22,907	490	334	788	3,832	17,463	1,283,378	2,881,714			4,692	1	1		
うち連結分	313		273,270		239	134,882	282	50,208		3,961	192,557	13,787	206,344	301	102	40	78	43	38	131,872	338,216			423					

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分(令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。)に係る事業年度数及び確定申告税額(修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額(既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。))を含む。)について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和2年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。)の各連結事業年度の個別帰属法人税額(法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。)を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

## (2) 業種別及び分割基準別

区分	法人											県内法人		合計				
	本県本店分				他県本店分				小計			法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	法人税割額	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	法人税割額	
	法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①	法人税割額 ②	法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ③	法人税割額 ④	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+③ ⑤	法人税割額 ②+④ ⑥	⑦							⑧
電気供給業			千円	千円			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円		
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	6	6	9,572	383	7	7	1,304,262	42,042	1,304,262	42,042	8	8	1,391,148	47,153	2,695,410	89,195		
ガス供給業					1	1	38,650	1,291	38,650	1,291	4	4	40,950	828	79,600	2,119		
生命保険業					20	21	3,099,865	83,372	3,099,865	83,372					3,099,865	83,372		
損害保険業					10	10	880,632	24,241	880,632	24,241					880,632	24,241		
少額短期保険業																		
貿易保険業																		
倉庫業	4	4	1,465	54	4	4	3,208	88	4,673	142	25	26	192,012	5,183	196,685	5,325		
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	706,053	11,523	706,053	11,523	3	3	11,765	312	717,818	11,835		
銀行業	2	2	85,762	3,431	10	10	883,683	27,034	969,445	30,465					969,445	30,465		
証券業					3	3	102,896	2,969	102,896	2,969	4	4	404	4	103,300	2,973		
製造業					15	15	2,768,854	90,555	3,421,691	105,628	26	26	1,200,066	30,444	7,390,611	226,627		
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	72	74	621,122	16,812	258	261	695,451	16,075	1,316,573	32,887	1,399	1,405	1,909,006	43,048	3,225,579	75,935		
建設業					3	3	32,727	463	159	159	989,129	76,682	1,021,856	77,145	4	4	113,502	2,317
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	95	95	723,534	16,128	148	148	1,857,319	9,678	2,580,853	25,806	4,079	4,098	4,902,796	128,144	7,483,649	153,950		
運輸・通信業					3	3	31,432	658	54	54	775,620	22,381	807,052	23,039	6	6	79,974	1,324
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	37	37	226,258	6,551	105	106	243,534	7,911	469,792	14,462	663	667	538,688	11,838	1,008,480	26,300		
卸売・小売業、飲食店業					16	16	869,848	28,071	374	377	4,245,861	123,291	5,115,709	151,362	13	13	86,264	2,193
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	166	166	2,358,280	48,936	594	604	1,529,363	38,158	3,887,643	87,094	4,881	4,903	3,784,835	92,914	7,672,478	180,008		
その他の金融・保険業					23	23	185,966	3,642	185,966	3,642	5	6	38,096	1,897	224,062	5,539		
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	1	1			25	25	17,604	382	17,604	382	280	281	184,115	4,896	201,719	5,278		
不動産業					26	26	513,095	14,185	513,095	14,185	7	7	54,007	1,565	567,102	15,750		
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	17	18	141,542	3,989	27	27	49,698	1,355	191,240	5,344	1,334	1,343	898,301	23,537	1,089,541	28,881		
サービス業					8	9	571,654	14,616	237	240	2,450,209	73,940	3,021,863	88,556	36	36	500,036	11,671
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	137	143	668,797	16,577	541	544	1,365,182	32,304	2,033,979	48,881	4,203	4,222	3,532,214	79,824	5,566,193	128,705		
上記以外の事業					1	1	68,159	1,036	11	11	100,155	2,604	168,314	3,640	2	2	168,929	2,108
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	14	14	46,972	1,565	20	20	21,174	498	68,146	2,063	750	753	934,519	20,179	1,002,665	22,242		
合計	598	608	9,225,978	249,825	3,010	3,038	25,480,748	721,278	34,706,726	971,103	17,846	17,931	21,439,097	530,451	56,145,823	1,501,554		

- (注) 1 令和2年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
- 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和2年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
- 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和2年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。
- 4 「法人税割額」欄には、令和2年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。
- 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

資本金別	区分	法人数	うち連結申告法人数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額	算出法人税割額	県民税の特定寄附金税額控除額	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	外国税額控除額	仮装経理に基づく控除額	利子割額の控除額	租税条約の実施に係る控除額	差引法人税割額		うち超過課税相当額	うち連結分	
													①-②-③-④-⑤-⑥-⑦	⑧			
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300万円未満		2,801		1,462,431		42,261							42,261		7,039		
300万円以上1,000万円未満		9,699	3	3,814,325	1,166	102,025	387						101,638	37	7,860		
1,000万円		3,007	13	3,528,534	50,282	114,250	15						114,235	3,392	17,833	567	
1,000万円超5,000万円未満		2,387	17	9,721,381	611,479	333,488	73		275				333,140	33,135	65,374	6,770	
5,000万円以上1億円未満		392	18	4,666,773	771,825	204,032	20		3				204,009	34,811	44,160	7,088	
1億円		71	5	1,891,889	669,351	134,083	6		10	34			134,033	25,111	29,284	5,044	
1億円超10億円未満		74	12	3,706,357	1,436,818	219,678	4		88				219,586	67,611	46,663	13,543	
10億円						21,794	170						21,624	5,391	4,397	1,078	
10億円超50億円未満		10	2	2,755,505	971,249	162,892	121		581				162,190	16,985	33,445	3,447	
50億円						5,724			17				5,707	1,561	1,141	312	
50億円超100億円未満						47,709	21		1,156				46,532	1,084	12,108	244	
100億円以上		3	1	2,175,654		507,996	2,046		3,178	1			502,771	49,627	101,948	10,153	
保険業法に規定する相互会社						52,583			275				52,308	34,525	10,462	6,905	
<b>合計</b>		<b>18,444</b>	<b>71</b>	<b>33,722,849</b>	<b>4,512,170</b>	<b>1,948,515</b>	<b>2,863</b>		<b>5,583</b>	<b>35</b>			<b>1,940,034</b>	<b>273,270</b>	<b>381,714</b>	<b>55,151</b>	
内訳	県内法人	17,846	56	21,156,662	2,771,875	669,314	446		88				668,780	109,432			
	分割法人	598	15	12,566,187	1,740,295	1,279,201	2,417		5,495	35			1,271,254	163,838			

- (注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く。）について記載した。  
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。  
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。  
 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。  
 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。  
 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等 (全法人対象分)

区分 資本金別	法人 数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額		うち超過 課税相当 額	うち 連結分
												①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分		
300万円未満	3,749		千円 1,789,309	千円 57,184	千円 57,184	千円						千円 57,184	千円	千円 9,311	
300万円以上1,000万円未満	9,877	3	3,864,815	1,166	103,139	387						102,752	37	8,007	
1,000万円	3,016	13	3,536,053	50,282	114,441	15						114,426	3,392	17,833	567
1,000万円超5,000万円未満	2,525	17	9,915,177	611,479	339,795	73		275				339,447	33,135	66,483	6,770
5,000万円以上1億円未満	429	18	4,749,226	771,825	206,829	20		3				206,806	34,811	44,630	7,088
1億円	73	5	1,999,993	669,351	134,094	6		10	35			134,043	25,111	29,284	5,044
1億円超10億円未満	121	12	3,809,052	1,436,818	224,634	4		88				224,542	67,611	47,700	13,543
10億円					21,794	170						21,624	5,391	4,397	1,078
10億円超50億円未満	26	2	3,235,538	971,249	182,566	121		581				181,864	16,985	37,380	3,447
50億円					5,724			17				5,707	1,561	1,141	312
50億円超100億円未満	4		75,188		54,661	21		1,155				53,485	1,084	13,498	244
100億円以上	3	1	2,175,654		552,822	2,046		8,511	1			542,264	49,627	111,348	10,153
保険業法に規定する相互会社					52,583			275				52,308	34,525	10,462	6,905
<b>合計</b>	<b>19,823</b>	<b>71</b>	<b>35,150,005</b>	<b>4,512,170</b>	<b>2,050,266</b>	<b>2,863</b>		<b>10,915</b>	<b>36</b>			<b>2,036,452</b>	<b>273,270</b>	<b>401,474</b>	<b>55,151</b>
内 県内法人	19,214	56	22,396,592	2,771,875	714,393	446		88				713,859	109,432		
訳 分割法人	609	15	12,753,413	1,740,295	1,335,873	2,417		10,827	36			1,322,593	163,838		

- (注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。  
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。  
10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。  
12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。  
14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種 類	税 額	課税支払額	非課税額	左非の居係 う住る ち者額	納 入 申 告 書 数
	千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	97	1,947	106	
	銀行預金利子	91,218	1,849,251	88,760	2
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	33,676	684,336	82,865	
	勤務先預金等の利子	50,137	1,003,296	675	
	合同運用信託の収益の分配				
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託 以外の収益の分配		3		
	郵便貯金利子	2	73		
	国外一般公社債等の利子等				
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	995	19,908	301	
	私運の 募用収 投資益 公資の 社信分 債託配 等々等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配			
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	3,062	61,628		
	定期積金の給付補てん金	403	9,559		
	掛金の給付補てん金				
	抵当証券の利息				
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益				
	外貨建預貯金等の為替差益				
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,540	50,803		
小 計	6,005	121,990	45		
そ の 他					
合 計	<b>182,130</b>	<b>3,680,804</b>	<b>172,752</b>	<b>2</b>	<b>4,105</b>

- (注) 1 令和2年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。  
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。  
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

## (6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	191
信 用 金 庫 等	7	104
農 林 中 央 金 庫 等	15	85
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	42
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	50	51
<b>合 計</b>	<b>129</b>	<b>517</b>

- (注) 1 令和3年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

## (7) 配当割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	148,659	2,981,735		110,141,175	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	6,792	136,044		15,001,192	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	3,236	64,777		308,540	
源泉徴収選択口座内配当等	222,054	5,769,188	1,325,041	3,270,731	
合 計	380,741	8,951,744	1,325,041	128,721,638	5,360

- (注) 1 令和2年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。  
 4 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

## (8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	445,841	9,493,530	4,163,720	0	239

- (注) 1 令和2年度に調定したものについて記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額(第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額)を記載した。  
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。  
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

## 2 個人事業税に関する調

### (1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計	所得税者 課税	所得税者 失格者	計 ①				所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①	所得税者 課税	所得税者 失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円		人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
物品販売業	604	29	633	3,294,289	99,590	3,393,879	1,801,633	1,592,246	問屋業	1		1	14,425		14,425	2,900	11,525
保険業									両替業								
金銭貸付業	1		1	10,112		10,112	2,900	7,212	公衆浴場業	3		3	21,910		21,910	8,700	13,210
物品貸付業	9		9	53,658		53,658	26,100	27,558	演劇興行業								
不動産貸付業	1,367	13	1,380	9,090,379	62,689	9,153,068	3,981,704	5,171,364	遊技場業	6		6	42,960		42,960	17,400	25,560
製造業	402	20	422	2,160,407	77,352	2,237,759	1,216,794	1,020,965	遊覧所業								
電気供給業	13		13	49,752		49,752	37,700	12,052	商品取引業								
土石採取業									不動産売買業	3		3	19,648		19,648	8,700	10,948
電気通信事業									広告業	6		6	23,402		23,402	17,400	6,002
運送業	93	5	98	458,048	15,856	473,904	276,709	197,195	興信所業								
運送取扱業									案内業	6		6	48,667		48,667	17,400	31,267
船舶ていけい場業									冠婚葬祭業	6		6	50,873		50,873	17,400	33,473
倉庫業									<b>合 計</b>	<b>4,377</b>	<b>136</b>	<b>4,513</b>	<b>25,869,233</b>	<b>507,050</b>	<b>26,376,283</b>	<b>12,963,512</b>	<b>13,412,771</b>
駐車場業	10		10	47,817		47,817	29,000	18,817									
請負業	1,413	46	1,459	8,265,580	177,578	8,443,158	4,202,350	4,240,808									
印刷業	5		5	35,682		35,682	14,500	21,182									
出版業																	
写真業	14		14	55,832		55,832	40,600	15,232									
席貸業																	
旅館業	19		19	97,328		97,328	55,100	42,228									
料理店業	56	2	58	316,654	3,654	320,308	165,542	154,766	畜産業	2		2	18,590		18,590	5,800	12,790
飲食店業	279	20	299	1,338,592	67,266	1,405,858	843,180	562,678	水産業	8	1	9	52,893	529	53,422	23,684	29,738
周旋業	13		13	106,089		106,089	37,700	68,389	薪炭製造業								
代理業	39	1	40	180,504	3,065	183,569	116,000	67,569	<b>合 計</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>71,483</b>	<b>529</b>	<b>72,012</b>	<b>29,484</b>	<b>42,528</b>
仲立業	9		9	86,625		86,625	26,100	60,525									

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得稅者 課稅者	所得稅者 失格者	計	所 課 得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	137		137	1,334,611		1,334,611	395,850	938,761
齒科医業	54	1	55	446,230	3,605	449,835	159,500	290,335
薬剤師業	1		1	6,676		6,676	2,900	3,776
あん摩等の事業	19	4	23	84,582	15,663	100,245	66,700	33,545
獣医業	31	1	32	282,180	5,588	287,768	92,075	195,693
装蹄師業	1		1	4,837		4,837	2,900	1,937
弁護士業	58	2	60	709,231	35,773	745,004	172,550	572,454
司法書士業	57	2	59	547,956	8,257	556,213	171,100	385,113
行政書士業	13	1	14	134,228	3,971	138,199	40,600	97,599
公証人業	3		3	18,294		18,294	7,734	10,560
弁理士業	2		2	18,070		18,070	5,800	12,270
税理士業	125		125	1,358,224		1,358,224	361,292	996,932
公認会計士業	10		10	124,122		124,122	29,000	95,122
計理士業								
社会保険労務士業	62	1	63	436,172	2,930	439,102	182,700	256,402
コンサルタント業	71		71	392,978		392,978	203,726	189,252
設計監督者業	100	5	105	597,516	21,141	618,657	302,567	316,090
不動産鑑定業	1		1	3,169		3,169	2,900	269
デザイン業	28	2	30	148,784	8,384	157,168	86,275	70,893
諸芸師匠業	44	4	48	212,049	13,535	225,584	136,300	89,284
理容業	42	3	45	186,019	9,630	195,649	130,500	65,149
美容業	123	13	136	568,174	49,094	617,268	389,568	227,700
クリーニング業	4		4	16,844		16,844	11,600	5,244
公衆浴場業	1		1	6,023		6,023	2,900	3,123
歯科衛生士業								
歯科技工士業	44	7	51	183,560	26,080	209,640	147,900	61,740
測量士業	16	2	18	84,832	7,198	92,030	52,200	39,830
土地家屋調査士業	51	1	52	381,351	3,117	384,468	148,384	236,084
海事代理士業	2		2	8,449		8,449	5,800	2,649
印刷製版業								
<b>合 計</b>	<b>1,100</b>	<b>49</b>	<b>1,149</b>	<b>8,295,161</b>	<b>213,966</b>	<b>8,509,127</b>	<b>3,311,321</b>	<b>5,197,806</b>

(注)1 いずれも平成31年及び令和元年の年中における事業の所得に対して課税した令和2年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。

なお、令和2年の年中に事業を廃止した者に対して令和2年度において課税したのも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

#### (4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分		
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 標 準 額
		本 県 分	他 県 分	計		
第一種事業	人	千円	千円	千円	人	千円
第二種事業					1	3,368
第三種事業					1	6,615
<b>計</b>					<b>2</b>	<b>9,983</b>

#### (5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	控 除 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額 (控除)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+ ⑤)	(②+ ⑥)	(③+ ⑦)	(④+⑧)
第一種事業	人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
	3,594	1,619	2,036	4,113,607	919	194	218	172,419	4,513	1,813	2,254	4,286,026
第二種事業	11	5	6	13,756					11	5	6	13,756
第三種事業 {あん摩業 等以外 あん摩 等	1,039	500	563	1,311,460	86	22	23	19,180	1,125	522	586	1,330,640
	19	10	13	20,750	5				24	10	13	20,750
<b>合 計</b>	<b>4,663</b>	<b>2,134</b>	<b>2,618</b>	<b>5,459,573</b>	<b>1,010</b>	<b>216</b>	<b>241</b>	<b>191,599</b>	<b>5,673</b>	<b>2,350</b>	<b>2,859</b>	<b>5,651,172</b>

(6) 所得階層別

区 分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
第一種事業	所得税課税者	177	520,078	168	510,020	157	491,890	158	510,255	139	464,112	126	433,858	140	493,745	131	475,721	133	496,015
	所得税失格者	11	30,397	7	21,215	13	38,644	8	25,233	12	39,627	4	12,433	4	14,179	4	13,057	6	19,696
	計	188	550,475	175	531,235	170	530,534	166	535,488	151	503,739	130	446,291	144	507,924	135	488,778	139	515,711
第二種事業	所得税課税者													1	3,534				
	所得税失格者					1	529												
	計					1	529							1	3,534				
第三種事業	あん摩業等以外のもの 所得税課税者	32	94,424	29	85,294	42	132,322	30	97,400	35	117,263	29	99,424	21	74,416	24	87,809	17	62,842
	あん摩業等以外のもの 所得税失格者	4	11,780	3	9,146	6	18,945	4	13,061	3	9,998	2	6,886	1	3,552	2	7,283	1	3,707
	あん摩業等以外のもの 計	36	106,204	32	94,440	48	151,267	34	110,461	38	127,261	31	106,310	22	77,968	26	95,092	18	66,549
第三種事業	あん摩業等 所得税課税者	1	2,962	3	9,160							2	6,918	1	3,590	1	3,687		
	あん摩業等 所得税失格者			1	3,032							1	3,409						
	あん摩業等 計	1	2,962	4	12,192							3	10,327	1	3,590	1	3,687		
小計	37	109,166	36	106,632	48	151,267	34	110,461	38	127,261	34	116,637	23	81,558	27	98,779	18	66,549	
合計	所得税課税者	210	617,464	200	604,474	199	624,212	188	607,655	174	581,375	157	540,200	163	575,285	156	567,217	150	558,857
	所得税失格者	15	42,177	11	33,393	20	58,118	12	38,294	15	49,625	7	22,728	5	17,731	6	20,340	7	23,403
	計	225	659,641	211	637,867	219	682,330	200	645,949	189	631,000	164	562,928	168	593,016	162	587,557	157	582,260

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開業業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区 分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
第一種事業	所得税課税者	112	428,583	125	486,912	871	3,854,284	563	3,062,178	361	2,315,650	578	4,739,832	438	6,586,100	4,377	25,869,233
	所得税失格者	5	19,323	9	32,574	29	117,289	15	80,666	3	7,727	4	21,132	2	13,858	136	507,050
	計	117	447,906	134	519,486	900	3,971,573	578	3,142,844	364	2,323,377	582	4,760,964	440	6,599,958	4,513	26,376,283
第二種事業	所得税課税者					4	18,551	2	11,325			1	8,796	2	29,277	10	71,483
	所得税失格者															1	529
	計					4	18,551	2	11,325			1	8,796	2	29,277	11	72,012
第三種事業	あん摩業等以外のもの 所得税課税者	21	80,981	26	102,643	193	853,843	122	655,858	86	556,231	170	1,402,260	203	3,702,732	1,080	8,205,742
	あん摩業等以外のもの 所得税失格者	1	3,823	3	11,809	8	32,927	3	16,313	2	12,729	1	7,198	1	29,146	45	198,303
	あん摩業等以外のもの 計	22	84,804	29	114,452	201	886,770	125	672,171	88	568,960	171	1,409,458	204	3,731,878	1,125	8,404,045
第四種事業	あん摩業等 所得税課税者			1	3,961	7	31,906	2	11,779			2	15,456			20	89,419
	あん摩業等 所得税失格者					1	4,191	1	5,031							4	15,663
	あん摩業等 計			1	3,961	8	36,097	3	16,810			2	15,456			24	105,082
小計	22	84,804	30	118,413	209	922,867	128	688,981	88	568,960	173	1,424,914	204	3,731,878	1,149	8,509,127	
合計	所得税課税者	133	509,564	152	593,516	1,075	4,758,584	689	3,741,140	447	2,871,881	751	6,166,344	643	10,318,109	5,487	34,235,877
	所得税失格者	6	23,146	12	44,383	38	154,407	19	102,010	5	20,456	5	28,330	3	43,004	186	721,545
	計	139	532,710	164	637,899	1,113	4,912,991	708	3,843,150	452	2,892,337	756	6,194,674	646	10,361,113	5,673	34,957,422

(7) 個人事業税の減免

区 分		人 員	所 得 金 額	減 免 額
		人	千円	千円
第一種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第二種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第三種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第四種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
合 計	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			

(注) 1 令和2年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

### 3 法人事業税に関する調

#### (1) 事業税額等

区 分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額		
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額	確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調 定 額 ①+②-③+④+⑤+⑥	所 得 ( 収 入 ) 金 額	調 定 額 ⑧				
	事 業 年 度 数		所 得 金 額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額						前年度に収入したものの	当該年度に収入したものの
	あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち 決 定		あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち 決 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 店 分	571		22,102,657	1,476,149			204	442,915	182	441,511		39,337	1,514,082	325,895	17,379	1,531,461	
			他 店 分	2,030		35,280,942	2,366,535	3	4,490	889	772,509	881	826,436		73,798	2,498,750	459,572	39,129	2,537,879	
			県 内 法 人	17,474	58	82,365,749	4,871,818	97	7	1,094	2,824	1,643,436	2,805	1,608,886		341,458	5,179,820	859,142	54,916	5,234,736
		<b>小 計</b>	<b>20,075</b>	<b>58</b>	<b>139,749,348</b>	<b>8,714,502</b>	<b>97</b>	<b>10</b>	<b>5,584</b>	<b>3,917</b>	<b>2,858,860</b>	<b>3,868</b>	<b>2,876,833</b>		<b>454,593</b>	<b>9,192,652</b>	<b>1,644,609</b>	<b>111,424</b>	<b>9,304,076</b>	
	特 別 法 人	1,116		14,126,893	641,266										641,266	3,616	135	641,401		
	公 益 法 人 等	464	1	1,222,611	71,917										71,917	4,278	145	72,062		
	人 格 な き 社 団 等	226		97,501	3,437										3,437	10,486	379	3,816		
	清 算 法 人	255		16,662	645				4	307				142	480			480		
	特 定 信 託 法 人 課 税 信 託																			
		<b>計</b>	<b>22,136</b>	<b>59</b>	<b>155,213,015</b>	<b>9,431,767</b>	<b>97</b>	<b>10</b>	<b>5,584</b>	<b>3,921</b>	<b>2,859,167</b>	<b>3,868</b>	<b>2,876,833</b>		<b>454,735</b>	<b>9,909,752</b>	<b>1,662,989</b>	<b>112,083</b>	<b>10,021,835</b>	
法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分	203			3,042,315		1	3	104	1,540,986	114	1,038,222		12,749	2,552,303		1,900	2,554,203			
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	1,042			9,938,971		2	2,801	835	4,476,158	856	4,846,445		21,096	10,333,155		123,339	10,456,494			
<b>事 業 税 計</b>	<b>23,381</b>	<b>59</b>		<b>22,413,053</b>	<b>97</b>	<b>13</b>	<b>8,388</b>	<b>4,860</b>	<b>8,876,311</b>	<b>4,838</b>	<b>8,761,500</b>		<b>488,580</b>	<b>22,795,210</b>		<b>237,322</b>	<b>23,032,532</b>			
地 方 法 人 特 別 税 分				7,722,764	42	3,062			3,050,754				304,293	4,979,365		130,416	5,109,781			
特 別 法 人 事 業 税 分				1,263,534					525,212		3,152,982			3,891,304			3,891,304			
<b>合 計</b>	<b>23,381</b>	<b>59</b>		<b>31,399,351</b>	<b>139</b>	<b>13</b>	<b>11,450</b>	<b>4,860</b>	<b>12,452,277</b>	<b>4,838</b>	<b>11,914,482</b>		<b>792,873</b>	<b>31,665,879</b>		<b>367,738</b>	<b>32,033,617</b>	<b>69,731</b>		

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額				
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中 間申告額	確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が翌 年度となる見込納 付額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額  ①+②-③+ ④+⑤+⑥	所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額			調 定 額  ⑧	⑨		
	事業年度数		所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額							前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦
	あ 確 定 申 告 が	し う ち ら ち も 決 の 定		あ 確 定 申 告 が	し う ち ら ち も 決 の 定	事 業 年 度 数	税 額														
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
所得 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本店分	26	16,775,789	118,535		21	54,899	22	63,589		15	127,240	117,058	32	127,272				
			他 県 本店分	965	105,704,359	773,330	2	435	773	328,765	795	352,464		9,712	807,176	4,417,810	16,200	823,376			
			県内法人	51	6,015,511	41,936			41	24,047	39	20,809			38,698	56,558	501	39,199			
			小 計	1,042	128,495,659	933,801	2	435	835	407,711	856	436,862		9,727	973,114	4,591,426	16,733	989,847			
		清 算 法 人	計	1,042	128,495,659	933,801	2	435	835	407,711	856	436,862	9,727	973,114	4,591,426	16,733	989,847				
付 加 価 値 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本店分		83,221,452	994,441					501,633		551,922	444	1,045,174	146,509	359	1,045,533			
			他 県 本店分		335,180,797	4,019,868	2,269		1,717,802	1,875,081		7,415	4,186,831	12,080,265	77,229	4,264,060					
			県内法人		23,220,691	278,646			119,531	112,557			271,672	64,051	768	272,440					
			小 計		441,622,940	5,292,955	2,269		2,338,966	2,539,560		7,859	5,503,677	12,290,825	78,356	5,582,033					
		清 算 法 人	計		441,622,940	5,292,955	2,269		2,338,966	2,539,560		7,859	5,503,677	12,290,825	78,356	5,582,033					
資 本 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本店分		413,158,655	2,065,792			1,050,099	1,081,218			2,096,911	3,720	19	2,096,930					
			他 県 本店分		302,100,649	1,510,074	97		616,770	724,022		3,510	1,620,933	10,842,684	28,131	1,649,064					
			県内法人		27,269,803	136,349			62,612	64,783			138,520	20,000	100	138,620					
			小 計		742,529,107	3,712,215	97		1,729,481	1,870,023		3,510	3,856,364	10,866,404	28,250	3,884,614					
		事 業 税 計	1,042		9,938,971	2	2,801	835	4,476,158	856	4,846,445	21,096	10,333,155	123,339	10,456,494						
		地 方 法 人 特 別 税 分			3,391,174		1,023		1,542,488			113,650	1,963,359	75,448	2,038,807						
		特 別 法 人 事 業 税 分			319,736				133,237		1,712,413		1,898,912		1,898,912						
		合 計	1,042		13,649,881	2	3,824	835	6,151,883	856	6,558,858	134,746	14,195,426	198,787	14,394,213	12,385					

(注) 1 令和2年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。  
 2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和2年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和元年度以前に申告等があり、令和2年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。  
 3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額		
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調 定 額 ①+②-③+④+⑤+⑥	収入金額、所得金額、付加価値額又は資本金等の額			調 定 額 ⑧	
	事業年度数		収入金額、所得金額、付加価値額又は資本金等の額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したものの ⑥						当該年度に収入したものの ⑦
	あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち ち ゃ ん 決 定		あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち ち ゃ ん 決 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	201	346,150,854	3,026,732	1	3	103	1,529,034	33	307,091			12,749		1,817,541	154,281	1,900	1,819,441		
	地方法人特別税分			1,337,237		1		665,668					9		671,579		820	672,399		
	特別法人事業税分									118,865					118,865			118,865		
	合 計	201		4,363,969	1	4	103	2,194,702	33	425,956			12,758		2,607,985		2,720	2,610,705		
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業分	収入割分	1	1,979,520	14,846		1	1	11,952	24	556,203					559,097			559,097		
	付加価値割分		104,506	387						75,722					76,109			76,109		
	資本割分		225,000	337						35,809					36,146			36,146		
	事業税計	1		15,570		1	1	11,952	24	667,734					671,352			671,352		
同号ロに掲げる法人分	特別法人事業税分			5,938				4,363		251,532					253,107			253,107		
	合 計	1		21,508		1	1	16,315	24	919,266					924,459			924,459		
	収入割分	1	1,341	13					57	61,223					61,236			61,236		
	所得割分									2,174					2,174			2,174		
同号ロに掲げる法人分	事業税計	1		13					57	63,397					63,410			63,410		
	特別法人事業税分			4						23,143					23,147			23,147		
合 計	1		17					57	86,540					86,557			86,557			
合 計	203		4,385,494	1	4	104	2,211,017	114	1,431,762			12,758		3,619,001		2,720	3,621,721			

(注) 1 令和2年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。  
 2 このほか、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計			
	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額		
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
事業 年 度 年 二 回 法 人	分 割 法 人	軽減税率適用法人																	
		そ の 他																	
		県 内 法 人																	
		計																	
事業 年 度 年 一 回 法 人	分 割 法 人	軽減税率適用法人	220	58	74,294	29	183,123	6	53,370	85	2,066,571	17	1,288,055	45	10,854,812	3	12,218,332	463	26,738,557
		そ の 他	39	5	17,516	6	35,680	1	8,477	19	568,290	17	1,270,536	39	8,740,509	8	19,394,259	134	30,035,267
		県 内 法 人	10,677	3,895	5,200,257	1,076	6,172,108	294	2,632,612	1,240	26,120,552	197	13,531,042	143	31,058,142	3	3,666,547	17,525	88,381,260
		計	10,936	3,958	5,292,067	1,111	6,390,911	301	2,694,459	1,344	28,755,413	231	16,089,633	227	50,653,463	14	35,279,138	18,122	145,155,084
		合 計	10,936	3,958	5,292,067	1,111	6,390,911	301	2,694,459	1,344	28,755,413	231	16,089,633	227	50,653,463	14	35,279,138	18,122	145,155,084

(注) 1 令和2年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人								県 内 法 人				合 計					
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年 度数	所得金額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ⑤+⑦	事業税額 ⑥+⑧		
	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ①	事業税額 ②	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ③	事業税額 ④	所得金額 ①+③ ⑤	事業税額 ②+④ ⑥								
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	電 気 供 給 業	発電用固定資産割																
		発電所接続電線路割																
	ガ ス 倉 庫 業	総固定資産割																
		事務所数割	1	1	18,178	286		1,418	26	19,596	312				19,596	312		
	鉄 道 事 業 ・ 軌 道 事 業	従業者数割	1	1	22,723	358	1	963	18	23,686	376	12	12	50,047	2,416	73,733	2,792	
		倉庫業	3	3	8,797	541	1		316	8,797	857	3	3	150,154	7,696	150,154	7,696	
	銀 行 業	事務所数割	1	1			2	2	70,025	4,692	70,025	4,692	1	1			70,025	4,692
		従業者数割					1	1	1,923,465	128,872	1,923,465	128,872					1,923,465	128,872
	証 券 業	事務所数割																
		従業者数割					1	1	810,880	54,329	810,880	54,329					810,880	54,329
	製 造 業	資本金1億円以上の法人	7	7	1,022,835	57,619	54	55	2,006,318	114,581	3,029,153	172,200	10	10	678,125	44,589	3,707,278	216,789
		資本金1億円未満の法人	72	74	2,933,601	216,943	258	261	3,094,138	228,151	6,027,739	445,094	1,399	1,409	9,201,346	565,455	15,229,085	1,010,549
	建 設 業	事務所数割			1,107,927	71,120			2,027,741	142,732	3,135,668	213,852					3,135,668	213,852
		従業者数割	98	98	1,847,988	119,435	168	171	1,090,101	77,581	2,938,089	197,016	4,083	4,114	24,918,357	1,684,600	27,856,446	1,881,616
	通 信 ・ 通 運 業	事務所数割			489,972	34,390			1,217,644	88,429	1,707,616	122,819					1,707,616	122,819
		従業者数割	40	40	645,302	45,076	122	123	745,173	56,809	1,390,475	101,885	666	670	2,876,840	165,601	4,267,315	267,486
飲 食 店 業	事務所数割			4,190,152	301,760			7,021,042	510,779	11,211,194	812,539					11,211,194	812,539	
	従業者数割	173	174	4,939,483	360,159	701	713	4,768,900	337,895	9,708,383	698,054	4,873	4,921	18,989,201	1,181,677	28,697,584	1,879,731	
保 険 業	事務所数割							62,107	4,532	62,107	4,532					62,107	4,532	
	従業者数割	1	1			32	32	53,278	3,902	53,278	3,902	282	283	1,011,112	72,151	1,064,390	76,053	
産 不 動 産 業	事務所数割			280,715	17,565			332,591	22,926	613,306	40,491					613,306	40,491	
	従業者数割	18	18	318,364	18,305	37	37	204,645	14,690	523,009	32,995	1,335	1,349	4,612,691	283,143	5,135,700	316,138	
ビ ジ ネ ス 業	事務所数割			1,518,712	102,598			6,255,184	476,663	7,773,896	579,261					7,773,896	579,261	
	従業者数割	138	140	2,552,372	167,693	602	607	2,995,478	226,433	5,547,850	394,126	3,885	3,917	14,714,312	886,388	20,262,162	1,280,514	
上 記 以 外 の 事 業	事務所数割			98,913	8,756			247,985	16,894	346,898	25,650					346,898	25,650	
	従業者数割	14	14	106,623	8,857	26	26	351,866	26,629	458,489	35,486	753	756	4,747,216	312,272	5,205,705	347,758	
計	566	571	22,102,657	1,531,461	2,005	2,030	35,280,942	2,537,879	57,383,599	4,069,340	17,330	17,474	82,365,749	5,234,736	139,749,348	9,304,076		

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）

区 分	分 割 法 人															
	本 県 本 店 分						他 県 本 店 分						小 計			
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ①	付加価値額 ②	資本金等の額 ③	事業税額 ④	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑤	付加価値額 ⑥	資本金等の額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ①+⑤ ⑨	付加価値額 ②+⑥ ⑩	資本金等の額 ③+⑦ ⑪	事業税額 ④+⑧ ⑫
電 気			千円	千円	千円	千円	3	3	161,769	191,473	144,652	65,104	161,769	191,473	144,652	65,104
供給								45,143	54,936	40,991	21,701	45,143	54,936	40,991	21,701	
ガス供給業	1	1		822,033	4,082,272	32,276	3	4	68,133	219,238	195,410	4,154	68,133	1,041,271	4,277,682	36,430
倉庫業							3	3	8,068,179	28,339,028	10,739,571	433,800	8,068,179	28,339,028	10,739,571	433,800
鉄道事業・軌道事業																
銀行業			181,040	5,230,398	46,132,284	276,415			3,969,048	5,688,002	14,018,860	171,232	4,150,088	10,918,400	60,151,144	447,647
証券業			187,595	5,065,929	39,071,717	242,946			1,007,710	1,783,587	2,572,481	42,229	1,195,305	6,849,516	41,644,198	285,175
製造業									683,310	2,796,598	5,360,939	65,790	683,310	2,796,598	5,360,939	65,790
建設業									222,142	898,508	1,824,505	21,319	222,142	898,508	1,824,505	21,319
運輸・通信業									19,133,194	63,007,715	87,776,697	1,543,363	30,306,302	110,718,797	400,078,150	3,879,016
卸売・小売業、飲食店業			2,100,120	9,772,166	4,157,092	153,739			11,105,398	31,504,611	22,775,541	611,756	11,105,398	31,504,611	22,775,541	612,378
その他の金融・保険業			2,322,910	10,062,648	4,510,593	161,983			1,589,390	13,721,361	4,872,494	206,321	1,589,390	13,721,361	4,872,494	206,321
不動産業									13,265,685	49,535,356	28,626,205	858,175	15,365,805	59,307,522	32,783,297	1,011,914
サービス業			234,526	1,554,087	1,063,031	21,949			8,108,965	28,764,612	15,314,983	490,500	10,431,875	38,827,260	19,825,576	652,483
上記以外の事業			348,764	2,285,478	1,541,557	31,556			1,722,071	4,102,520	19,093,942	156,176	1,722,071	4,102,520	19,093,942	156,176
合計	26	26	16,775,789	83,221,452	413,158,655	3,269,735	949	965	105,704,359	335,180,797	302,100,649	6,736,500	122,480,148	418,402,249	715,259,304	10,006,235

区 分	県 内 法 人					合 計				
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑬	付加価値額 ⑭	資本金等の額 ⑮	事業税額 ⑯	所得金額 ⑨+⑬	付加価値額 ⑩+⑭	資本金等の額 ⑪+⑮	事業税額 ⑫+⑯
電 気			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
供給										
ガス供給業	1	1	31,302	164,496	121,875	2,860	31,302	164,496	121,875	2,860
倉庫業	1	1	474,957	685,048	900,000	16,562	543,090	1,726,319	5,177,682	52,992
鉄道事業・軌道事業	2	2	50,713	306,959	749,973	8,125	8,118,892	28,645,987	11,489,544	441,925
銀行業										
証券業										
製造業										
建設業										
運輸・通信業										
卸売・小売業、飲食店業										
その他の金融・保険業										
不動産業										
サービス業										
上記以外の事業										
合計	50	51	6,015,511	23,220,691	27,269,803	450,259	128,495,659	441,622,940	742,529,107	10,456,494

(注) 令和2年度において測定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区 分	分 割										法 人								
	本 県 本 店 分					他 県 本 店 分					小 計								
	法人 数	事業年 度数	収 入 金 額 ①	所 得 金 額 ②	付 加 価 値 額 ③	資 本 金 等 の 額 ④	事 業 税 額 ⑤	法人 数	事業年 度数	収 入 金 額 ⑥	所 得 金 額 ⑦	付 加 価 値 額 ⑧	資 本 金 等 の 額 ⑨	事 業 税 額 ⑩	収 入 金 額 ⑪+⑥	所 得 金 額 ⑫+⑦	付 加 価 値 額 ⑬+⑧	資 本 金 等 の 額 ⑭+⑨	事 業 税 額 ⑮+⑩
電 気 供 給 業	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業	発電用固定資産割	3	3	1,000,641		11,944	9	9	165,262,875				623,716	166,263,516				635,660
		発電所接続電線路割																	
ガ ス 供 給 業	法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	総固定資産割								46,437,335				730,016	46,437,335				730,016
		事務所数割			23,961		239			461,394				4,625	485,355				4,864
生 命 保 険 業	損 害 保 険 業	従業者数割	1	1	35,941		359	17	17	146,673				10,697	182,614				11,056
		従業者数割																	
少 額 短 期 保 険 業	貿 易 保 険 業	従業者数割								36,041,512				313,486	36,041,512				313,486
		従業者数割						20	21	13,392,589				116,549	13,392,589				116,549
合 計		従業者数割						10	10	31,265,290				291,451	31,265,290				291,451
		従業者数割								12,246,880				114,801	12,246,880				114,801
合 計			4	4	1,060,543		12,542	56	57	305,254,548				2,205,341	306,315,091				2,217,883

区 分	県 内 法 人						合 計					
	法人 数	事業年 度数	収 入 金 額 ⑯	所 得 金 額 ⑰	付 加 価 値 額 ⑱	資 本 金 等 の 額 ⑲	事 業 税 額 ⑳	収 入 金 額 ⑪+⑯	所 得 金 額 ⑫+⑰	付 加 価 値 額 ⑬+⑱	資 本 金 等 の 額 ⑭+⑲	事 業 税 額 ⑮+⑳
電 気 供 給 業	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業	発電用固定資産割						166,263,516				635,660
		発電所接続電線路割										
ガ ス 供 給 業	法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	総固定資産割						46,437,335				730,016
		事務所数割						485,355				4,864
生 命 保 険 業	損 害 保 険 業	従業者数割	129	129	38,521,715		317,470	38,704,329				328,526
		従業者数割										
少 額 短 期 保 険 業	貿 易 保 険 業	従業者数割	2	2	1,980,861	104,506	2,895	1,980,861		104,506	225,000	2,895
		従業者数割	4	4	1,314,048		15,954	1,314,048				15,954
合 計			135	135	41,816,624	104,506	336,319	348,131,715		104,506	225,000	2,554,202

(注) 令和2年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不法 申告人	休業中の 法人	清算中の 法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300万円未満	9	3	12	23	3	26	38	934	1,659	2,593	946	1,685	2,631	138	322	130	3
300万円以上1,000万円未満	44	4	48	59	10	69	117	3,463	6,039	9,502	3,511	6,108	9,619	92	794	523	12
1,000万円	65	12	77	49	13	62	139	1,180	1,635	2,815	1,257	1,697	2,954	22	125	314	8
1,000万円超5,000万円未満	76	36	112	51	9	60	172	1,039	1,004	2,043	1,151	1,064	2,215	8	58	250	2
5,000万円以上1億円未満	29	23	52	13	10	23	75	161	132	293	213	155	368	2	3	56	
1億円	8	9	17	4	2	6	23	26	20	46	43	26	69			15	
1億円超10億円未満	3	7	10	3	3	6	16	31	15	46	41	21	62		2	27	
10億円																	
10億円超50億円未満		6	6	1		1	7	2	1	3	8	2	10			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上	1	1	2		1	1	3				2	1	3				
<b>合計</b>	<b>235</b>	<b>101</b>	<b>336</b>	<b>203</b>	<b>51</b>	<b>254</b>	<b>590</b>	<b>6,836</b>	<b>10,505</b>	<b>17,341</b>	<b>7,172</b>	<b>10,759</b>	<b>17,931</b>	<b>262</b>	<b>1,304</b>	<b>1,317</b>	<b>25</b>

(注) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和2年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計				税 額			
	法人数	うち連結申告法人数	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち連結申告法人数	所得金額	うち連結分	う ち	う ち		
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			千円	千円	千円	千円		
300万円未満	1,685		705	836,367	128	729,148	31	270,290	75	1,403,626	6	369,067	1	154,514					2,631		3,763,012		193,664	
300万円以上 1,000万円未満	6,108		2,229	2,984,978	627	3,565,667	150	1,352,243	462	8,927,929	27	1,686,261	16	2,537,551					9,619	2	21,054,629	5,033	1,099,919	963
1,000万円	1,697	5	624	891,034	182	1,064,381	59	525,155	319	6,657,596	47	3,320,510	26	4,812,851					2,954	13	17,271,527	226,703	1,135,553	32,331
1,000万円超 5,000万円未満	1,064	3	350	508,686	149	880,526	56	501,774	387	9,267,998	108	7,649,618	97	20,105,874	4	5,759,924			2,215	16	44,674,400	2,652,458	3,147,149	241,088
5,000万円以上 1億円未満	155	3	37	57,204	18	108,284	4	35,363	78	1,801,435	24	1,741,449	50	12,162,341	2	3,638,941			368	14	19,545,017	2,317,753	1,835,634	216,011
1億円	26				5	31,814					13	361,990	7	505,347	17	4,640,486	1	2,101,913	69	5	7,641,550	2,898,983	1,275,995	199,029
1億円超 10億円未満																								
10億円																								
10億円超 50億円未満																								
50億円																								
50億円超 100億円未満																								
100億円以上																							26,588	
<b>合 計</b>	<b>10,735</b>	<b>11</b>	<b>3,945</b>	<b>5,278,269</b>	<b>1,109</b>	<b>6,379,820</b>	<b>300</b>	<b>2,684,825</b>	<b>1,334</b>	<b>28,420,574</b>	<b>219</b>	<b>15,272,252</b>	<b>207</b>	<b>44,413,617</b>	<b>7</b>	<b>11,500,778</b>	<b>17,856</b>	<b>50</b>	<b>113,950,135</b>	<b>8,100,930</b>	<b>8,714,502</b>	<b>689,422</b>		

- (注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠 損 法 人				左のうち付加 価値額が0以下 である法人				年 所 得 400 万 円 以 下				年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下				年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下				年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下				年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下			
	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額		
1 億 円 超 10 億 円 未 満	19		千円 6,455,286	千円 7,113,423	4	千円 910,000	5	千円 9,939	千円 1,560,602	千円 1,399,642	1	千円 6,516	千円 339,637	千円 500,000	1	千円 9,634	千円 211,995	千円 600,000	6	千円 213,623	千円 1,100,102	千円 2,288,000	10	千円 692,873	千円 3,047,190	千円 3,729,915		
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	2		1,252,626	7,840,607	1	1,620,000									1	49,016	1,469,712	4,795,000	1	69,442	962,181	2,900,000						
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																												
100 億 円 以上	1		2,653,520	65,472,529																								
<b>合 計</b>	<b>22</b>		<b>10,361,432</b>	<b>80,426,559</b>	<b>5</b>	<b>2,530,000</b>	<b>5</b>	<b>9,939</b>	<b>1,560,602</b>	<b>1,399,642</b>	<b>1</b>	<b>6,516</b>	<b>339,637</b>	<b>500,000</b>	<b>1</b>	<b>9,634</b>	<b>211,995</b>	<b>600,000</b>	<b>7</b>	<b>262,639</b>	<b>2,569,814</b>	<b>7,083,000</b>	<b>11</b>	<b>762,315</b>	<b>4,009,371</b>	<b>6,629,915</b>		

所得階層 資本金別	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下				年 所 得 10 億 円 超				合 計								税 額					
	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	所 得 金 額	う ち 連 結 分	付 加 価 値 額	う ち 連 結 分	資 本 金 等 額	う ち 連 結 分	所 得 割	う ち 連 結 分	付 加 価 値 割	う ち 連 結 分	資 本 割	う ち 連 結 分
1 億 円 超 10 億 円 未 満	16	千円 5,595,635	千円 22,794,249	千円 9,390,997	2	千円 3,346,359	千円 7,634,672	千円 1,353,737	60	10	千円 9,874,579	千円 2,872,608	千円 43,143,733	千円 11,064,794	千円 26,375,714	千円 4,871,891	千円 162,009	千円 34,733	千円 1,079,028	千円 220,935	千円 222,113	千円 38,543
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	2	357,433	7,667,781	9,060,818	4	11,470,848	36,201,337	12,019,447	10	2	11,946,739	4,186,419	47,553,637	11,524,589	36,615,872	2,941,000	153,848	17,200	933,900	94,134	284,212	20,468
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																	5,390	1,872	37,406	17,310	6,346	4,001
100 億 円 以上	1	394,388	8,637,446	32,479,037	1	8,989,243	37,918,022	319,283,210	3	1	9,383,631		49,208,988	2,653,521	417,234,776	65,472,529	515,617	71,789	2,682,831	492,419	2,994,194	473,366
<b>合 計</b>	<b>19</b>	<b>6,347,456</b>	<b>39,099,476</b>	<b>50,930,852</b>	<b>7</b>	<b>23,806,450</b>	<b>81,754,031</b>	<b>332,656,394</b>	<b>73</b>	<b>13</b>	<b>31,204,949</b>	<b>7,059,027</b>	<b>139,906,358</b>	<b>25,242,904</b>	<b>480,226,362</b>	<b>73,285,420</b>	<b>933,801</b>	<b>134,569</b>	<b>5,292,955</b>	<b>888,410</b>	<b>3,712,215</b>	<b>550,094</b>

(注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。  
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
 3 このほか(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益						
	特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			
	報酬給与額 ①	外国分 額給与 ②	非課税事 業分報 酬給与 ③	課税対象 報酬給 与額 ④	課税対象 報酬給 与額 ⑤	課税対象 報酬給 与額 ⑥	純支払利 子総額 ⑦	外国分 純支払 利子 ⑧	非課税事 業分純 支払利 子 ⑨	課税対象 純支払 利子 ⑩	課税対象 純支払 利子 ⑪	課税対象 純支払 利子 ⑫	純支払賃 借料総 額 ⑬	外 国分 純賃 借料 ⑭	非課税事 業分純 賃借料 ⑮	課税対象 純賃借 料 ⑯	課税対象 純賃借 料 ⑰	課税対象 純賃借 料 ⑱	単年度損 益総額 ⑲	外国分 単年度 損益 ⑳	非課税事 業分単 年度損 益 ㉑	課税対象 単年度 損益 ㉒	課税対象 単年度 損益 ㉓	課税対象 単年度 損益 ㉔	
資本金別	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満				43,015,498	43,015,498				722,026	722,026						2,227,672	2,227,672						8,231,304	8,231,304	
10億円 10億円超 50億円未満				40,017,811	40,017,811				1,035,375	1,035,375						3,927,733	3,927,733						20,751,508	20,751,508	
50億円 50億円超 100億円未満				43,148,295	43,148,295				6,153,289	6,153,289						2,464,668	2,464,668						4,354,654	4,354,654	
100億円以上				126,181,604	126,181,604				7,910,690	7,910,690						8,620,073	8,620,073						33,337,466	33,337,466	
小計				126,181,604	126,181,604				7,910,690	7,910,690						8,620,073	8,620,073						33,337,466	33,337,466	
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分				30,164	30,164				10,447	10,447													65,632	65,632	
合計				126,211,768	126,211,768				7,921,137	7,921,137						8,620,073	8,620,073						33,403,098	33,403,098	

(12) 付加価値割の内訳

区分	報酬給与額								純支払利子		純支払賃借料		単年度損益	
	給与分 ①	掛金分 ②	掛金 ③	控除分 ④	労働者 派遣分 ⑤	労働者派 遣を受けた 法人分 ⑥	労働者派 遣をした 法人分 ⑦	⑦のうち 控除分 ⑧	支払利子 ⑨	受取利子 ⑩	支賃 借料 ⑪	受取賃借料 ⑫	単年度利益 を計上した 法人分 ⑬	単年度損失 を計上した 法人分 ⑭
資本金別	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	40,577,870	714,640	714,640		1,722,989	1,721,048	41,730	39,789	1,253,418	1,631,171	3,682,186	5,062,603	10,313,367	△ 2,082,064
10億円 10億円超 50億円未満	39,097,433	341,722	341,722		578,656	578,656			987,930	25,487	3,560,068	1,495,133	21,121,565	△ 370,057
50億円 50億円超 100億円未満	39,691,388	686,937	686,937		2,769,969	2,769,969			7,365,341	41,889,502	3,159,226	694,558	9,383,631	△ 5,028,976
100億円以上	119,366,691	1,743,299	1,743,299		5,071,614	5,069,673	41,730	39,789	9,606,689	43,546,160	10,401,480	7,252,294	40,818,563	△ 7,481,097
小計	119,366,691	1,743,299	1,743,299		5,071,614	5,069,673	41,730	39,789	9,606,689	43,546,160	10,401,480	7,252,294	40,818,563	△ 7,481,097
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分	28,322				1,842	1,842			10,447		1,354	3,942	65,632	
合計	119,395,013	1,743,299	1,743,299		5,073,456	5,071,515	41,730	39,789	9,617,136	43,546,160	10,402,834	7,256,236	40,884,195	△ 7,481,097

(注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が0以下である法人															
	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合				7 0 % 超 ~ 7 5 % 以 下				7 5 % 超 ~ 8 0 % 以 下				8 0 % 超 ~ 8 5 % 以 下			
	法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額			
資本金別			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円			
法第七十二 条に掲げる 二法第一分 項	1 億円超 10 億円未満	4	3	336,479		2	3,576,236	83,987	1	1,723,396	150,487	2	832,942	69,242		
	10 億円 10 億円超 50 億円未満	1	1	1,252,626					1	7,445,167	550,200					
	50 億円 50 億円超 100 億円未満															
	100 億円以上							1	39,575,957	1,657,935						
小 計	5	4	1,589,105		2	3,576,236	83,987	3	48,744,520	2,358,622	2	832,942	69,242			
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分					1	106,242	1,736									
合 計	5	4	1,589,105		3	3,682,478	85,723	3	48,744,520	2,358,622	2	832,942	69,242			

区分	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合															
	8 5 % 超 ~ 9 0 % 以 下				9 0 % 超 ~ 9 5 % 以 下				9 5 % 超 ~ 1 0 0 % 以 下				合 計 ( 7 0 % 超 分 )			
	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額				
資本金別			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円			
法第七十二 条に掲げる 二法第一分 項	1 億円超 10 億円未満	9	5,936,132	909,103	10	7,106,276	1,072,892	32	35,128,210	8,586,951	56	54,303,192	10,872,662			
	10 億円 10 億円超 50 億円未満				5	45,802,680	6,191,518	2	11,303,242	2,134,825	8	64,551,089	8,876,543			
	50 億円 50 億円超 100 億円未満															
	100 億円以上				1	5,105,750	2,452,230	1	11,439,199	2,801,753	3	56,120,906	6,911,918			
小 計	9	5,936,132	909,103	16	58,014,706	9,716,640	35	57,870,651	13,523,529	67	174,975,187	26,661,123				
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分											1	106,242	1,736			
合 計	9	5,936,132	909,103	16	58,014,706	9,716,640	35	57,870,651	13,523,529	68	175,081,429	26,662,859				

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1 項第1号に係る 加算分	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項 ～第3項、第11項、 第12項及び第19項 に係る控除分	収入金額課税分	月数按分後の資 本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項 ～第7項に係る控除 分	資本圧縮措置前 の資本金等の額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	資本圧縮措置分 ⑬	課税対象 資本金等の額 ⑫-⑬⑭
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
第法 一第 号七 イ十 に二 掲条 げの る二 法第 外 国 法 人 一 分項 第三号イに掲げる法人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	22,719,419	26,524,025				8,125	26,150,714					26,150,714		26,150,714
10億円														
10億円超 50億円未満	24,234,696	34,926,231					36,615,872					36,615,872		36,615,872
50億円														
50億円超 100億円未満														
100億円以上	456,548,903	668,822,783					675,084,406					675,084,406	257,849,630	417,234,776
小計	503,503,018	730,273,039				8,125	737,850,992					737,850,992	257,849,630	480,001,362
内 国 法 人	300,000	300,000					225,000					225,000		225,000
外 国 法 人														
小計	300,000	300,000					225,000					225,000		225,000
合 計	503,803,018	730,573,039				8,125	738,075,992					738,075,992	257,849,630	480,226,362

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 株 式 又 は 出 資 額 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 資 本 金 等 の 額
		千円		千円	千円	千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	100億円未満	73	62,573,465			
	100億円以上 500億円未満	1	32,479,037			
	500億円以上 1000億円未満	1	65,472,529			
	1000億円以上 2000億円未満					
	2000億円以上 3000億円未満					
	3000億円以上 4000億円未満					
	4000億円以上 5000億円未満					
	5000億円以上	1	577,132,840			
	小計	76	737,657,871			
法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分		1	225,000			
合 計		77	737,882,871			

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	74	95,245,623		95,245,623
	500億円超 1000億円以下	1	65,472,529		65,472,529
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		76	737,850,992	257,849,630	480,001,362

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	1	225,000		225,000
	500億円超 1000億円以下				
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下				
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		1	225,000		225,000
合計		77	738,075,992	257,849,630	480,226,362



(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調

区 分	資本金区分	分 割 法 人				県 内 法 人				合 計				税 額
		法人数	事業年度数	収入金額 千円	所得金額 千円	法人数	事業年度数	収入金額 千円	所得金額 千円	法人数	事業年度数	収入金額 千円	所得金額 千円	
電 気	1 億 円 以 下	4	4	1,060,543		93	93	9,416,445	3,592,401	97	97	10,476,988	3,592,401	206,854
	1 億 円 超					2	2	3,489,400	1,792,564	2	2	3,489,400	1,792,564	2,536,170
	合 計	4	4	1,060,543		95	95	12,905,845	5,384,965	99	99	13,966,388	5,384,965	2,743,024
供 給 業	1 億 円 超					4	4	15,708,598	5,221,773	4	4	15,708,598	5,221,773	15,570
	1 億 円 以 下					32	32	11,972,002	5,238,732	32	32	11,972,002	5,238,732	13
	合 計					32	32	11,972,002	5,238,732	32	32	11,972,002	5,238,732	13
ガ ス 供 給 業	1 億 円 以 下					3	3	1,235,352	135,118	3	3	1,235,352	135,118	13,948
	1 億 円 超					1	1	78,696	26,945	1	1	78,696	26,945	787
	合 計					4	4	1,314,048	162,063	4	4	1,314,048	162,063	14,735
生 命 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
損 害 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
少 額 短 期 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
貿 易 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
	合 計	4	4	1,060,543		128	128	22,623,799	8,966,251	132	132	23,684,342	8,966,251	220,815
合 計	1 億 円 以 下					7	7	19,276,694	7,041,282	7	7	19,276,694	7,041,282	2,552,527
	1 億 円 超													
	合 計	4	4	1,060,543		135	135	41,900,493	16,007,533	139	139	42,961,036	16,007,533	2,773,342

- (注) 1 令和2年度において測定したものうち、現事業年度分について記載した。  
 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。  
 3 「収入金額」欄には令和2年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額を記載した。  
 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区 分	法 人			個 人	
	法人数	事業年度数	所得金額 千円	人 員	所得金額 千円
林 業	1	1	416		
鉱 物 の 掘 採 事 業	1	1	873,773		
農 業	50	50	166,951		
計	52	52	1,041,140		

- (注) 1 法人にあつては令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあつては現年課税分について、それぞれ記載した。  
 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記載した。  
 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

## 4 地方消費税に関する調

### (1) 調定額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令和2年度 調定額合計	
		うち2、3月調定額	
譲渡割	2,817,674	28,170,579	3,061,819
貨物割	446,067	2,118,367	290,029
<b>合 計</b>	<b>3,263,741</b>	<b>30,288,946</b>	<b>3,351,848</b>

### (2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I 期収入・支出額等	II 期収入・支出額等	III 期収入・支出額等	IV 期収入・支出額等	収入・支出額等合計
<b>清算対象額</b>	<b>6,301,111</b>	<b>9,843,866</b>	<b>6,396,927</b>	<b>7,569,676</b>	<b>30,111,580</b>
一 般 財 源	2,988,781	4,675,866	3,031,860	3,595,541	14,292,048
社 会 保 障 財 源	3,312,330	5,168,000	3,365,067	3,974,135	15,819,532
<b>清算金収入額 (a)</b>	<b>6,854,945</b>	<b>9,625,858</b>	<b>4,394,609</b>	<b>6,998,866</b>	<b>27,874,278</b>
一 般 財 源	3,251,870	4,571,029	2,079,200	3,325,124	13,227,223
社 会 保 障 財 源	3,603,075	5,054,829	2,315,409	3,673,742	14,647,055
<b>清算金支出額 (b)</b>	<b>239,154</b>	<b>392,932</b>	<b>604,560</b>	<b>223,113</b>	<b>1,459,759</b>
一 般 財 源	113,539	186,671	288,033	105,679	693,922
社 会 保 障 財 源	125,615	206,261	316,527	117,434	765,837
<b>差 引 (a) - (b)</b>	<b>6,615,791</b>	<b>9,232,926</b>	<b>3,790,049</b>	<b>6,775,753</b>	<b>26,414,519</b>
一 般 財 源	3,138,331	4,384,358	1,791,167	3,219,445	12,533,301
社 会 保 障 財 源	3,477,460	4,848,568	1,998,882	3,556,308	13,881,218
<b>地方消費税交付金額</b>	<b>6,458,444</b>	<b>9,538,384</b>	<b>5,093,475</b>	<b>7,172,700</b>	<b>28,263,003</b>
一 般 財 源	3,063,552	4,530,106	2,411,506	3,407,485	13,412,649
社 会 保 障 財 源	3,394,892	5,008,278	2,681,969	3,765,215	14,850,354

- (注)1 令和2年度分について記載した。  
 2 清算及び交付の時期の区分は次による。  
 I 期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月  
 II 期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月  
 III 期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月  
 IV 期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月  
 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

# 5 不動産取得税に関する調

## (1) 家 屋

区 分	①			②			③			控 除 額		④		⑤		⑥		⑦			⑧			減 免 等 さ れ る 前 の 税 額	⑩		⑪		調 定 額 ⑨-⑩-⑪								
	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	1 ㎡ 当 たり 評 価 額	控 除 額		控 除 額		件数	面 積	価 格	左 の 内 訳			件数	金 額	件数		金 額												
											用 件 数	全 額 控 除 の 物 件 数	用 件 数	全 額 控 除 の 物 件 数				控 除 額	控 除 額	件数						面 積	価 格	(イ) (ロ) (ハ)		(イ) (ロ) (ハ)							
木 造	建 築 分	専 用 住 宅	13	56	1,850	3,627	341,358	28,527,060	808	133,966	10,933,658	81,615	3	5,497	611	1	7,446,829	614	7,452,326	65	9,213	7,791	742	3,473,541	3,473,541	104,174			104,174								
		併 用 住 宅																																			
		住宅部分 非住宅部分 小 計																																			
	そ の 他	3	12	297					378	71,309	3,552,318	49,816	1	93		1	93				378	3,552,225	14,993	3,537,232	142,074		3	780	141,294								
	小 計	16	68	2,147	3,627	341,358	28,527,060	1,257	229,983	16,304,619	70,895	4	5,590	701	1	8,023,054	705	8,028,644	65	9,213	7,791	1,191	8,268,184	4,399,324	3,868,860	286,833	3	780	286,053								
	承 継 分	専 用 住 宅	2	234	64	575	76,295	1,638,458	2,804	431,728	5,945,024	13,770			4		10,801	4	10,801		2,804	5,934,223	5,934,223				177,900	29	1,778	176,122							
		併 用 住 宅																																			
		住宅部分 非住宅部分 小 計																																			
		そ の 他								341	71,802	616,678	8,589									341	616,678	15,010	601,668	24,503				24,503							
	小 計	2	234	64	575	76,295	1,638,458	3,350	551,794	7,122,639	12,908			8		19,704	8	19,704		3,350	7,102,935	6,309,332	793,603	220,868	30	1,826	3	780	219,042								
計 A	18	302	2,211	4,202	417,653	30,165,518	4,607	781,777	23,427,258	29,967	4	5,590	709	1	8,042,758	713	8,048,348	65	9,213	7,791	4,541	15,371,119	10,708,656	4,662,463	507,701	30	1,826	3	780	505,095							
非 木 造	建 築 分	専 用 住 宅	11	52	1,346	366	24,549	2,371,289	130	17,443	1,991,426	114,168	1	4,860	112	1	1,527,498	113	1,532,358	1	560	180	128	458,888	458,888	13,762			13,762								
		併 用 住 宅																																			
		住宅部分 非住宅部分 小 計																																			
	そ の 他	5	38	716					303	225,233	15,962,130	70,869									303	15,962,130		15,962,130	638,474		44	154,884	483,590								
	小 計	16	90	2,062	366	24,549	2,371,289	437	246,960	18,369,879	74,384	1	4,860	115	1	1,826,959	116	1,831,819	1	560	180	435	16,537,880	546,865	15,991,015	656,030		44	154,884	501,146							
承 継 分	専 用 住 宅				87	10,384	518,261	304	66,834	2,615,454	39,134			12		57,943	12	57,943		304	2,557,511	2,557,511				76,711	3	360	76,351								
	併 用 住 宅																																				
	住宅部分 非住宅部分 小 計																																				
そ の 他								287	207,122	8,808,736	42,529									287	8,808,736	306	8,808,430	352,338		2	29,510	322,828									
小 計	16	90	2,062	453	34,933	2,889,550	1,075	545,167	30,621,984	56,170	1	4,860	129	1	1,894,580	130	1,899,440	1	560	180	1,073	28,722,364	3,596,512	25,125,852	1,112,887	3	360	46	184,394	928,133							
合 計 A + B	34	392	4,273	4,655	452,586	33,055,068	5,682	1,326,944	54,049,242	40,732	5	10,450	838	2	9,937,338	843	9,947,788	66	9,773	7,971	5,614	44,093,483	14,305,168	29,788,315	1,620,588	33	2,186	49	185,174	1,433,228							

(注) 1 令和2年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区 分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円未満のもの ④		30万円を超え 50万円未満のもの ⑤		50万円を超え 350万円未満のもの ⑥		350万円を超え 420万円未満のもの ⑦			
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格		
木 造	建築分	専用住宅	6	千円 362	3	千円 461	5	千円 1,027	11	千円 2,809	14	千円 5,238	246	千円 443,108	197	千円 776,817
		併用住宅											1	千円 1,404	1	千円 3,637
		その他	5	297					1	238	9	3,710	140	282,665	27	103,633
	承継分	専用住宅	19	1,016	38	5,541	25	4,979	35	9,216	128	50,979	2,576	4,412,742	169	651,307
		併用住宅			3	438	4	783	2	584	11	4,344	142	250,025	16	61,056
		その他			20	2,876	10	1,998	18	4,757	53	20,604	197	257,050	11	42,559
小 計	30	1,675	64	9,316	44	8,787	67	17,604	215	84,875	3,302	5,646,994	421	1,639,009		
非 木 造	建築分	専用住宅	6	475	4	621	2	413	7	1,852	12	4,342	42	51,897	2	7,608
		併用住宅			1	156	2	442	3	809	6	2,217	61	116,232	8	30,606
		その他	2	118	4	655	2	411	1	263	5	1,889	113	242,874	27	104,234
	承継分	専用住宅	1	59	5	764	4	853	4	1,025	10	3,976	83	141,352	9	33,566
		併用住宅											9	20,010	3	11,085
		その他	1	118												
小 計	10	770	14	2,196	10	2,119	15	3,949	33	12,424	308	572,365	49	187,099		
合 計	40	2,445	78	11,512	54	10,906	82	21,553	248	97,299	3,610	6,219,359	470	1,826,108		

区 分	420万円を超え 450万円未満のもの ⑧		450万円を超え 1,000万円未満のもの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円未満のもの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円未満のもの ⑪		1,200万円を超え 1,300万円未満のもの ⑫		1,300万円を超え 1,400万円未満のもの ⑬		1,400万円を超え 1,500万円未満のもの ⑭			
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格		
木 造	建築分	専用住宅	206	千円 891,458	2,124	千円 16,462,650	497	千円 5,199,667	413	千円 4,742,486	227	千円 2,826,415	147	千円 1,980,997	121	千円 1,752,518
		併用住宅			8	73,481	6	63,382	5	57,625	6	73,893	7	94,912	4	56,925
		その他	6	26,107	110	782,632	13	135,810	11	124,874	7	87,000	9	120,837	7	100,588
	承継分	専用住宅	71	308,343	292	1,662,522	3	31,129	4	45,032	2	24,593	2	26,506	3	43,428
		併用住宅	5	21,507	17	101,443										
		その他	3	13,053	21	124,108	1	10,326			1	12,487				
小 計	291	1,260,468	2,572	19,206,836	520	5,440,314	433	4,970,017	243	3,024,388	165	2,223,252	135	1,953,459		
非 木 造	建築分	専用住宅	8	35,238	247	1,615,404	24	251,599	29	332,534	18	222,615	35	464,966	22	322,296
		併用住宅										1	13,315			
		その他	4	17,473	53	364,143	6	62,518	6	68,864	8	100,797	5	67,378	6	85,746
	承継分	専用住宅	18	78,360	172	1,103,449	9	95,058	6	67,794	2	24,577	4	53,749	1	14,232
		併用住宅	1	4,351	17	123,352	3	31,515	1	11,445	1	13,711				
		その他	1	4,492	60	423,700	8	83,542	1	11,619	5	62,893	1	13,839	3	43,701
小 計	32	139,914	549	3,630,048	50	524,232	43	492,256	33	410,882	47	626,958	32	465,975		
合 計	323	1,400,382	3,121	22,836,884	570	5,964,546	476	5,462,273	276	3,435,270	212	2,850,210	167	2,419,434		

区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建 築 分	専用住宅	75	1,157,967	43	705,198	28	488,719	23	423,971	9	174,607	53	1,426,093	4,448	39,462,568	
		併用住宅	2	31,031	5	81,491	4	69,884			2	38,724	20	1,172,254	71	1,818,643	
		その他	4	61,681	5	81,881	1	17,090			4	78,347	22	1,545,225	381	3,552,615	
	承 継 分	専用住宅	2	31,264	2	32,988	2	34,820	1	18,369			7	188,772	3,381	7,583,546	
		併用住宅									1	19,066	4	101,691	205	560,937	
		その他	1	15,723			1	17,493	1	18,489			3	75,155	341	616,678	
	小 計	84	1,297,666	55	901,558	36	628,006	25	460,829	16	310,744	109	4,509,190	8,827	53,594,987		
	非 木 造	建 築 分	専用住宅	20	308,939	5	82,040	6	106,618	1	18,032	2	39,217	15	497,355	507	4,364,061
			併用住宅	1	15,977									2	387,031	4	416,323
			その他	9	139,833	4	65,276	2	35,242	3	55,810	4	77,715	115	14,671,471	308	15,962,846
承 継 分		専用住宅	2	31,150	1	16,521	2	35,572	2	36,600			19	1,226,268	391	3,133,715	
		併用住宅	1	15,774	1	16,959			2	36,234	2	38,257	6	505,222	47	827,915	
		その他	9	139,233	2	33,183	2	35,070	4	74,456	3	58,982	72	7,642,372	287	8,808,736	
小 計		42	650,906	13	213,979	12	212,502	12	221,132	11	214,171	229	24,929,719	1,544	33,513,596		
合 計		126	1,948,572	68	1,115,537	48	840,508	37	681,961	27	524,915	338	29,438,909	10,371	87,108,583		

(3) 土 地

区 分	① 価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				② 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				③ 法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				④ 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		⑤ 課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの		
	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	控除額	件数	面 積	価 格
住宅用宅地	806	53,585	21,845	43,690	1	328	4,246	8,492	8,743	7,591,943	22,686,635	45,373,270					
上記以外の宅地	44	3,690	1,946	3,892					678	5,279,638	1,487,495	2,974,990					
農 地	1,070	1,402,900	25,478	25,478					1,334	13,127,845	733,511	733,511	588	122,983			
山 林	372	660,848	4,199	4,199					238	10,408,651	620,895	620,895					
そ の 他	76	147,630	868	868					70	2,505,210	60,677	60,677	5	743			
計	2,368	2,268,653	54,336	78,127	1	328	4,246	8,492	11,063	38,913,287	25,589,213	49,763,343	593	123,726			

- (注) 1 令和2年度課税分について記載した。  
2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。  
3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。  
4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの ⑩		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑪		調定額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	
			件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	徴収猶予額 千円	件数	減額、納税義務の免除をした額 千円		件数
住宅用宅地	22,686,635	680,011	1,436	61,442	653	40,799		26	924	3	924	575,922
上記以外の宅地	1,487,495	44,561	47	1,129	16	1,113						42,319
農地	610,528	17,558						137	1,851	4	16	15,691
山林	620,895	18,596	1	1								18,595
その他	59,934	1,716						1	71			1,645
計	25,465,487	762,442	1,484	62,572	669	41,912		164	2,846	7	940	654,172

(4) 土地の価格段階別

区分	10万円未満のもの ①		10万円以上13万円以下のもの ②		13万円を超え20万円以下のもの ③		20万円を超え150万円以下のもの ④		150万円を超え200万円以下のもの ⑤		200万円を超え500万円以下のもの ⑥		500万円を超え1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超えるもの ⑨		合計 ⑩	
	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円
住宅用宅地	817	22,463	45	5,172	129	21,346	4,219	3,638,840	1,259	2,190,341	2,330	6,908,607	470	3,240,523	177	2,453,680	104	4,231,754	9,550	22,712,726
上記以外の宅地	48	2,194	15	1,752	27	4,683	423	294,048	54	94,424	106	329,827	26	173,151	11	157,868	12	431,494	722	1,489,441
農地	1,084	26,008	91	10,356	210	35,165	947	503,536	33	56,139	35	91,626	3	17,552	1	18,607			2,404	758,989
山林	378	4,535	48	5,447	60	9,684	115	56,003	2	3,295	4	12,743	2	14,950			1	518,437	610	625,094
その他	76	868	16	1,825	16	2,560	29	14,147	2	3,283	5	13,498	1	7,949	1	17,415			146	61,545
計	2,403	56,068	215	24,552	442	73,438	5,733	4,506,574	1,350	2,347,482	2,480	7,356,301	502	3,454,125	190	2,647,570	117	5,181,685	13,432	25,647,795

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第8項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法第73条の14第8項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第8項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第10項に該当するもの(防災街区整備事業)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(居宅訪問型保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(実績)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分	4,338	36,032,312					5	10,450																				
	承継分	38	217,918	646	2,026,125																								
	小計	4,376	36,250,230	646	2,026,125			5	10,450																				
土地							2	4,289																					
計	4,376	36,250,230	646	2,026,125			7	14,739																					

区分	法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(認定生活困難者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI[公共施設等])		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準による場合)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分																												
	承継分																												
	小計																								394	4,431,478			
土地								592	123,683																				
計								592	123,683															394	4,431,478				

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者 向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項第1 号イ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項第1 号ロ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項第2 号イ (不動産特定共同事業契約: 特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項第2 号ロ (不動産特定共同事業契約: 建替え家屋)		法附則第11条第12項第2 号ハ (不動産特定共同事業契約: 新築特定家屋)		法附則第11条第12項第2 号ニ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋)		法附則第11条第12項第2 号ホ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋の敷地)		法附則第11条第13項 (健康サポート薬局)		法附則第11条第14項 (低未利用土地)		法附則第11条第15項 (認定経営力向上計画)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋 小計		千円	37	284,572		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
			37	284,572																				
	計		37	284,572																				
土地																								

区分	法附則第11条第16項 (帰還環境整備推進法人)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋 の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用 地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋の敷 地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替農用地)		法附則第51条の2 (津波被災区域で行う土地改良 事業)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋 小計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	4,774	40,758,812	
																							684	2,244,043	
	計		9,430	24,148,880																			5,458	43,002,855	
土地																							10,024	24,276,852	
計			9,430	24,148,880																			15,482	67,279,707	

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの (附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用住宅用地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの (特例適用住宅用地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの (特例適用住宅用地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの (耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家																		
屋																		
土			1,052	56,064	40	2,163	421	19,231	621	26,215	19	811						
地																		
合計			1,052	56,064	40	2,163	421	19,231	621	26,215	19	811						

区分	法第73条の27の3に該当するもの (被取用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの (譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの (第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの (農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの (土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第2項を含む。)に該当するもの (心身障害者多数雇用事業所)		法附則第11条の4第3項に該当するもの (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第6項(第7項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(土地))	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家																		
屋			1	266										32	1,920			
土																	26	924
地			1	71			136	1,818										
合計			2	337			136	1,818						32	1,920		26	924

区分	法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの		法附則第62条第1項に該当するもの (耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家												
屋									49	185,174	50	185,440
土								1	26	2,180	105,434	
地	1	33					6	914	144	2,836		
合計	1	33						56	186,114	2,406	295,630	

## 6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①－(②+③+④+⑤+⑥+⑦)	調定額
				法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦		
ゴ	1,200円		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
	1,100円以上 1,200円未満										
	1,000円以上 1,100円未満										
	800円超 1,000円未満	1	29,175	77	6,755	113		49		22,181	19,186
800円											
600円以上 800円未満											
400円以上 600円未満	3	68,055	95	10,983	378		5		56,594	25,465	
400円未満											
小計		4	97,230	172	17,738	491		54	78,775	44,651	
ル	1,200円										
	1,100円以上 1,200円未満										
	1,000円以上 1,100円未満										
	800円超 1,000円未満	1	21,691	11	2,271	27				19,382	12,771
800円											
600円以上 800円未満	1	21,041	84	3,284	22				17,651	9,130	
400円以上 600円未満	7	158,750	411	24,071	534		52		133,682	64,895	
400円未満											
小計		9	201,482	506	29,626	583		52	170,715	86,796	
場	500円以上										
	400円以上 500円未満										
18ホール未満9ホールを超えるもの											
300円以上 400円未満											
300円未満											
小計											
9ホール	500円以上										
	400円以上 500円未満	2	17,069	49	4,041	76		14		12,889	5,156
	300円以上 400円未満										
300円未満											
小計		2	17,069	49	4,041	76		14	12,889	5,156	
計		15	315,781	727	51,405	1,150		120	262,379	136,603	

(注) 1 「施設数」欄には、令和3年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。  
 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。  
 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

# 7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額		
					千円	千円	千円	千円	千円		
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	5	5						
			自家用	10,927	5,045	23	5,882		91,000	17,581,983	332,437
			計	10,932	5,050	23	5,882		91,000	17,581,983	332,437
		小型車	営業用	32	26		6	11,398	3,000	8,398	123
			自家用	12,642	3,025	266	9,617			16,323,470	289,568
			計	12,674	3,051	266	9,623		3,000	16,331,868	289,691
			計	<b>37</b>	<b>31</b>		<b>6</b>	<b>11,398</b>	<b>3,000</b>	<b>8,398</b>	<b>123</b>
			計	<b>23,569</b>	<b>8,070</b>	<b>289</b>	<b>15,499</b>		<b>91,000</b>	<b>33,905,453</b>	<b>622,005</b>
			計	<b>23,606</b>	<b>8,101</b>	<b>289</b>	<b>15,505</b>	<b>3,000</b>	<b>91,000</b>	<b>33,913,851</b>	<b>622,128</b>
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	417	124		293	3,337,427	551,250	2,786,177
	自家用			1,163	465		698	4,019,614	1,338,750	2,680,864	39,939
	計			1,580	589		991	7,357,041	1,890,000	5,467,041	57,019
	けん引車		営業用	75	3		72	1,044,853		1,044,853	10,438
			自家用	7			7	124,159		124,159	2,872
			計	82	3		79	1,169,012		1,169,012	13,310
	被けん引車		営業用	45			45	463,671		463,671	9,273
			自家用	10	1		9	73,682		73,682	2,211
			計	55	1		54	537,353		537,353	11,484
	貨客兼用車		営業用	9	4		5	10,276		10,276	120
		自家用	1,721	775		946	1,813,537	98,000	1,715,537	45,262	
計		1,730	779		951	1,823,813	98,000	1,725,813	45,382		
	計	<b>546</b>	<b>131</b>		<b>415</b>	<b>4,856,227</b>	<b>551,250</b>	<b>4,304,977</b>	<b>36,911</b>		
	計	<b>2,901</b>	<b>1,241</b>		<b>1,660</b>	<b>6,030,992</b>	<b>1,436,750</b>	<b>4,594,242</b>	<b>90,284</b>		
	計	<b>3,447</b>	<b>1,372</b>		<b>2,075</b>	<b>10,887,219</b>	<b>1,988,000</b>	<b>8,899,219</b>	<b>127,195</b>		
バス	営業用	一般乗合用	22	19		3	56,400		56,400	564	
		一般乗合用以外	19	15		4	70,690	3,500	67,190	1,344	
	自家用	72	50		22	228,052		115,500	112,552	2,769	
	計	113	84		29	355,142		119,000	236,142	4,677	
三輪の小型自動車	営業用										
	自家用										
	計										
特種用途車	営業用	355	46	5	309	4,223,868		248,500	3,975,368	27,526	
	自家用	641	336	45	305	2,133,196		449,750	1,683,446	32,497	
	計	996	382	50	614	6,357,064		698,250	5,658,814	60,023	
	計	<b>979</b>	<b>242</b>	<b>5</b>	<b>737</b>	<b>9,218,583</b>	<b>3,000</b>	<b>803,250</b>	<b>8,412,333</b>	<b>66,468</b>	
	計	<b>27,183</b>	<b>9,697</b>	<b>334</b>	<b>17,486</b>	<b>42,388,693</b>		<b>2,093,000</b>	<b>40,295,693</b>	<b>747,555</b>	
	計	<b>28,162</b>	<b>9,939</b>	<b>339</b>	<b>18,223</b>	<b>51,607,276</b>	<b>3,000</b>	<b>2,896,250</b>	<b>48,708,026</b>	<b>814,023</b>	

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
					千円	千円	千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	4		4	6,712		6,712	89	
		自家用	15,883	12,072	47	3,811	5,749,600		5,749,600	58,099
		計	15,887	12,072	47	3,815	5,756,312		5,756,312	58,188
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	239	125		114	123,514		123,514	2,460
		自家用	5,958	279	8	5,679	5,786,374		5,786,374	115,529
		計	6,197	404	8	5,793	5,909,888		5,909,888	117,989
	三 輪 車	営業用								
		自家用								
		計								
		計	243	125		118	130,226		130,226	2,549
	自家用	21,841	12,351	55	9,490	11,535,974		11,535,974	173,628	
	計	22,084	12,476	55	9,608	11,666,200		11,666,200	176,177	
総 計	営業用	1,222	367	5	855	9,348,809	3,000	803,250	8,542,559	69,017
	自家用	49,024	22,048	389	26,976	53,924,667		2,093,000	51,831,667	921,183
	計	50,246	22,415	394	27,831	63,273,476	3,000	2,896,250	60,374,226	990,200

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第445条、法第446条、法附則第12条の2の10第1項、第2項、第29条の8の2、第53条の2第1項から第3項及び第57条第1項から第3項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第7項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーの自動車と0ナンバーの軽自動車を記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和2年2月から令和3年1月（市町村への払い込みが令和2年4月から令和3年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区 分	新規登録、 新規検査又は届出 台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額			
								千円	千円	千円			
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普 通 車	営業用	12	15	23	50	49	1	1,851	1,851	37	
			自家用	11,125	12,494	4,960	28,579	26,909	21	1,670	1,974,192	1,974,192	37,939
			計	11,137	12,509	4,983	28,629	26,958	21	1,671	1,976,043	1,976,043	37,976
		小 型 車	営業用	68	14	27	109	108	1	918	918	18	
			自家用	7,769	13,819	5,067	26,655	25,449	15	1,206	967,122	967,122	15,047
			計	7,837	13,833	5,094	26,764	25,557	15	1,207	968,040	968,040	15,065
		<b>計</b>	<b>80</b>	<b>29</b>	<b>50</b>	<b>159</b>	<b>157</b>	<b>2</b>	<b>2,769</b>	<b>2,769</b>	<b>55</b>		
		<b>計</b>	<b>18,894</b>	<b>26,313</b>	<b>10,027</b>	<b>55,234</b>	<b>52,358</b>	<b>36</b>	<b>2,876</b>	<b>2,941,314</b>	<b>2,941,314</b>	<b>52,986</b>	
		<b>計</b>	<b>18,974</b>	<b>26,342</b>	<b>10,077</b>	<b>55,393</b>	<b>52,515</b>	<b>36</b>	<b>2,878</b>	<b>2,944,083</b>	<b>2,944,083</b>	<b>53,041</b>	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	380	479	509	1,368	1,297	71	152,468	152,468	1,023	
			自家用	1,352	2,427	1,044	4,823	4,696	127	236,878	236,878	3,556	
			計	1,732	2,906	1,553	6,191	5,993	198	389,346	389,346	4,579	
		けん引車	営業用	56	71	134	261	243	18	23,713	23,713	282	
			自家用	23	21	1	45	41	4	6,980	6,980	117	
			計	79	92	135	306	284	22	30,693	30,693	399	
		被けん引車	営業用	25	48	70	143	142	1	836	836	17	
			自家用	12	13	7	32	31	1	870	870	26	
			計	37	61	77	175	173	2	1,706	1,706	43	
		貨客兼用車	営業用	12	13	27	52	52					
			自家用	1,283	1,522	948	3,753	3,692	61	48,139	48,139	1,129	
			計	1,295	1,535	975	3,805	3,744	61	48,139	48,139	1,129	
		<b>計</b>	<b>473</b>	<b>611</b>	<b>740</b>	<b>1,824</b>	<b>1,734</b>	<b>90</b>	<b>177,017</b>	<b>177,017</b>	<b>1,322</b>		
		<b>計</b>	<b>2,670</b>	<b>3,983</b>	<b>2,000</b>	<b>8,653</b>	<b>8,460</b>	<b>193</b>	<b>292,867</b>	<b>292,867</b>	<b>4,828</b>		
	<b>計</b>	<b>3,143</b>	<b>4,594</b>	<b>2,740</b>	<b>10,477</b>	<b>10,194</b>	<b>283</b>	<b>469,884</b>	<b>469,884</b>	<b>6,150</b>			
バス	営業用	一般乗合用	35	16	59	110	109	1	1,467	1,467	29		
		一般乗合用以外	55	20	68	143	137	6	5,085	5,085	59		
	自家用	55	109	51	215	204	11	9,408	9,408	234			
	計	145	145	178	468	450	18	15,960	15,960	322			
三輪の小型自動車	営業用												
	自家用												
	計												
特 種 用 途 車	営業用	189	338	408	935	868	67	103,392	103,392	827			
	自家用	419	610	488	1,517	1,485	32	48,188	48,188	783			
	計	608	948	896	2,452	2,353	99	151,580	151,580	1,610			
	<b>計</b>	<b>832</b>	<b>1,014</b>	<b>1,325</b>	<b>3,171</b>	<b>3,005</b>	<b>166</b>	<b>289,730</b>	<b>289,730</b>	<b>2,292</b>			
	<b>計</b>	<b>22,038</b>	<b>31,015</b>	<b>12,566</b>	<b>65,619</b>	<b>62,507</b>	<b>36</b>	<b>3,291,777</b>	<b>3,291,777</b>	<b>58,831</b>			
	<b>計</b>	<b>22,870</b>	<b>32,029</b>	<b>13,891</b>	<b>68,790</b>	<b>65,512</b>	<b>36</b>	<b>3,278</b>	<b>3,581,507</b>	<b>3,581,507</b>	<b>61,123</b>		

区 分	新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
								千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	5	5	2	12	12				
		自家用	22,331	33,878	9,299	65,508	65,018	2	490	345,497	3,467
		計	22,336	33,883	9,301	65,520	65,030	2	490	345,497	3,467
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	116	36	30	182	179	3	1,767	1,767	35
		自家用	5,433	10,996	2,050	18,479	18,193	286	165,684	165,684	3,300
		計	5,549	11,032	2,080	18,661	18,372	289	167,451	167,451	3,335
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	121	41	32	194	191	3	1,767	1,767	35
自家用		27,764	44,874	11,349	83,987	83,211	2	776	511,181	6,767	
計		27,885	44,915	11,381	84,181	83,402	2	779	512,948	6,802	
総 計	営業用	953	1,055	1,357	3,365	3,196	169	291,497	291,497	2,327	
	自家用	49,802	75,889	23,915	149,606	145,718	38	3,888	3,802,958	65,598	
	計	50,755	76,944	25,272	152,971	148,914	38	4,057	4,094,455	67,925	

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分	新規登録、新規検査、届出回数、移転登録回数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額		
	①	②			③ 千円	④ 千円	⑤ 千円	千円	千円		
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	55	54		1	1,851		1,851	37
			自家用	39,506	31,954	44	7,552	19,647,175	91,000	19,556,175	370,376
			計	39,561	32,008	44	7,553	19,649,026	91,000	19,558,026	370,413
		小型車	営業用	141	134		7	12,316	3,000	9,316	141
			自家用	39,297	28,474	281	10,823	17,290,592		17,290,592	304,615
			計	39,438	28,608	281	10,830	17,302,908	3,000	17,299,908	304,756
		計	営業用	196	188		8	14,167	3,000	11,167	178
			自家用	78,803	60,428	325	18,375	36,937,767	91,000	36,846,767	674,991
		計	78,999	60,616	325	18,383	36,951,934	3,000	91,000	36,857,934	675,169
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	1,785	1,421		364	3,489,895	551,250	2,938,645
	自家用			5,986	5,161		825	4,256,492	1,338,750	2,917,742	43,495
	計			7,771	6,582		1,189	7,746,387	1,890,000	5,856,387	61,598
	けん引車		営業用	336	246		90	1,068,566		1,068,566	10,720
			自家用	52	41		11	131,139		131,139	2,989
	計		388	287		101	1,199,705		1,199,705	13,709	
	被けん引車		営業用	188	142		46	464,507		464,507	9,290
			自家用	42	32		10	74,552		74,552	2,237
	計		230	174		56	539,059		539,059	11,527	
	貨客兼用車		営業用	61	56		5	10,276		10,276	120
			自家用	5,474	4,467		1,007	1,861,676	98,000	1,763,676	46,391
	計		5,535	4,523		1,012	1,871,952	98,000	1,773,952	46,511	
	計		営業用	2,370	1,865		505	5,033,244	551,250	4,481,994	38,233
		自家用	11,554	9,701		1,853	6,323,859	1,436,750	4,887,109	95,112	
計	13,924	11,566		2,358	11,357,103	1,988,000	9,369,103	133,345			
バス	営業用	一般乗合用	132	128		4	57,867		57,867	593	
		一般乗合用以外	162	152		10	75,775	3,500	72,275	1,403	
	自家用	287	254		33	237,460	115,500	121,960	3,003		
計	581	534		47	371,102	119,000	252,102	4,999			
三輪の小型自動車	営業用										
	自家用										
特種用途車	営業用	1,290	914	5	376	4,327,260	248,500	4,078,760	28,353		
	自家用	2,158	1,821	45	337	2,181,384	449,750	1,731,634	33,280		
	計	3,448	2,735	50	713	6,508,644	698,250	5,810,394	61,633		
	営業用	4,150	3,247	5	903	9,508,313	3,000	803,250	8,702,063	68,760	
計	92,802	72,204	370	20,598	45,680,470	2,093,000	43,587,470	806,386			
計	96,952	75,451	375	21,501	55,188,783	3,000	2,896,250	52,289,533	875,146		

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
										①
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	16	12	4	6,712			6,712	89
		自家用	81,391	77,090	49	4,301	6,095,097		6,095,097	61,566
		計	81,407	77,102	49	4,305	6,101,809		6,101,809	61,655
	四輪トラック	営業用	421	304	117	125,281			125,281	2,495
		自家用	24,437	18,472	8	5,965	5,952,058		5,952,058	118,829
		計	24,858	18,776	8	6,082	6,077,339		6,077,339	121,324
	三輪車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	437	316	121	131,993			131,993	2,584
		自家用	105,828	95,562	57	10,266	12,047,155		12,047,155	180,395
		計	106,265	95,878	57	10,387	12,179,148		12,179,148	182,979
総 計	営業用	4,587	3,563	5	1,024	9,640,306	3,000	803,250	8,834,056	71,344
	自家用	198,630	167,766	427	30,864	57,727,625		2,093,000	55,634,625	986,781
	計	203,217	171,329	432	31,888	67,367,931	3,000	2,896,250	64,468,681	1,058,125

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの		100万円を超え150万円以下のもの		150万円を超え200万円以下のもの		200万円を超え250万円以下のもの		250万円を超え300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合計											
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額						
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円							
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	24	1	892	18	2	2,432	49	508	935,813	18,565	1,161	2,597,342	51,113	2,552	6,845,689	122,762	1,658	7,290,815	139,930	5,882	17,672,983	332,437	
			自家用	24	1	892	18	2	2,432	49	508	935,813	18,565	1,161	2,597,342	51,113	2,552	6,845,689	122,762	1,658	7,290,815	139,930	5,882	17,672,983	332,437	
		小型車	営業用					1	1,171	13	3	5,733	40	2	4,494	70								6	11,398	123
			自家用	3	5	4,419	88	2,326	3,167,225	47,731	6,464	11,205,186	205,434	526	1,159,325	22,301	286	755,946	13,510	10	31,369	504	9,617	16,323,470	289,568	
		計	営業用					1	1,171	13	3	5,733	40	2	4,494	70								6	11,398	123
			自家用	27	6	5,311	106	2,328	3,169,657	47,780	6,972	12,140,999	223,999	1,687	3,756,667	73,414	2,838	7,601,635	136,272	1,668	7,322,184	140,434	15,499	33,996,453	622,005	
	計	営業用					1	1,171	13	3	5,733	40	2	4,494	70								6	11,398	123	
		自家用	27	6	5,311	106	2,329	3,170,828	47,793	6,975	12,146,732	224,039	1,689	3,761,161	73,484	2,838	7,601,635	136,272	1,668	7,322,184	140,434	15,505	34,007,851	622,128		
	けん引車	営業用	3	35	25,208	139	12	13,600	100	8	14,392	81	1	2,215	44	10	28,158	282	227	3,253,854	16,434	293	3,337,427	17,080		
		自家用	19	54	42,002	705	171	213,245	3,879	52	88,738	1,671	27	57,790	1,551	105	278,932	6,813	289	3,338,907	25,320	698	4,019,614	39,939		
	計	営業用	3	35	25,208	139	12	13,600	100	8	14,392	81	1	2,215	44	10	28,158	282	227	3,253,854	16,434	293	3,337,427	17,080		
		自家用	19	54	42,002	705	171	213,245	3,879	52	88,738	1,671	27	57,790	1,551	105	278,932	6,813	289	3,338,907	25,320	698	4,019,614	39,939		
	トラック	営業用																					72	1,044,853	10,438	
		自家用																					7	124,159	2,872	
	計	営業用																					72	1,044,853	10,438	
		自家用																					7	124,159	2,872	
	被けん引車	営業用																					45	463,671	9,273	
		自家用	1	1	700	21				1	1,718	52											7	71,264	2,138	
	計	営業用																					45	463,671	9,273	
		自家用	1	1	700	21				1	1,718	52											7	71,264	2,138	
	貨客兼用車	営業用								3	4,591	92				2	5,685	28					5	10,276	120	
		自家用	11	3	2,730	63	284	410,737	12,160	434	670,421	20,069	43	91,363	2,739	117	324,220	6,125	65	314,066	4,106	946	1,813,537	45,262		
	計	営業用	3	35	25,208	139	12	13,600	100	11	18,983	173	1	2,215	44	12	33,843	310	344	4,762,378	36,145	415	4,856,227	36,911		
		自家用	31	58	45,432	789	455	623,982	16,039	487	760,877	21,792	70	149,153	4,290	222	603,152	12,938	368	3,848,396	34,436	1,660	6,030,992	90,284		
	計	営業用	3	35	25,208	139	12	13,600	100	11	18,983	173	1	2,215	44	12	33,843	310	344	4,762,378	36,145	415	4,856,227	36,911		
		自家用	34	93	70,640	928	467	637,582	16,139	498	779,860	21,965	71	151,368	4,334	234	636,995	13,248	712	8,610,774	70,581	2,075	10,887,219	127,195		
	バス	営業用																		3	56,400	564	3	56,400	564	
		自家用																		4	70,690	1,344	4	70,690	1,344	
計	営業用																		3	56,400	564	3	56,400	564		
	自家用																		4	70,690	1,344	4	70,690	1,344		
三輪の小型自動車	営業用																		6	16,625	446	16	211,427	2,323		
	自家用																		6	16,625	446	23	338,517	4,677		
計	営業用																		6	16,625	446	16	211,427	2,323		
	自家用																		6	16,625	446	23	338,517	4,677		
特種用途車	営業用		2	1,504	12	7	8,309	54				2	4,764	95				298	4,209,291	27,365	309	4,223,868	27,526			
	自家用	22	28	22,864	378	39	45,292	767	16	27,166	571	4	9,037	201	19	52,048	1,180	199	1,976,789	29,400	305	2,133,196	32,497			
計	営業用	3	37	26,712	151	20	23,080	167	14	24,716	213	5	11,473	209	12	33,843	310	649	9,098,759	65,418	737	9,218,583	66,468			
	自家用	80	92	73,607	1,273	2,822	3,838,931	64,586	7,475	12,929,042	246,362	1,761	3,914,857	77,905	3,085	8,273,460	150,836	2,251	13,358,796	206,593	17,486	42,388,693	747,555			
計	営業用	3	37	26,712	151	20	23,080	167	14	24,716	213	5	11,473	209	12	33,843	310	649	9,098,759	65,418	737	9,218,583	66,468			
	自家用	83	129	100,319	1,424	2,842	3,862,011	64,753	7,489	12,953,758	246,575	1,766	3,926,330	78,114	3,097	8,307,303	151,146	2,900	22,457,555	272,011	18,223	51,607,276	814,023			

区	分	50万円以下 の台数	50万円を超え 100万円以下のもの			100万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超え 200万円以下のもの			200万円を超え 250万円以下のもの			250万円を超え 300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計		
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額
軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車	営業用		千円	千円	1	1,468	7	3	5,244	82									4	6,712	89	
		自家用	12,025	37	33,215	366	1,755	2,407,499	24,347	2,015	3,299,754	33,294	2	4,060	41	2	5,072	51			3,811	5,749,600	58,099
		計	12,025	37	33,215	366	1,756	2,408,967	24,354	2,018	3,304,998	33,376	2	4,060	41	2	5,072	51			3,815	5,756,312	58,188
	四輪トラック	営業用	125	24	21,478	437	87	95,987	1,902	1	1,739	35	2	4,310	86						114	123,514	2,460
		自家用	271	3,000	2,710,212	54,112	2,610	2,969,721	59,291	69	106,441	2,126									5,679	5,786,374	115,529
		計	396	3,024	2,731,690	54,549	2,697	3,065,708	61,193	70	108,180	2,161	2	4,310	86						5,793	5,909,888	117,989
	三輪車	営業用																					
		自家用																					
		計																					
	計	営業用	125	24	21,478	437	88	97,455	1,909	4	6,983	117	2	4,310	86						118	130,226	2,549
自家用		12,296	3,037	2,743,427	54,478	4,365	5,377,220	83,638	2,084	3,406,195	35,420	2	4,060	41	2	5,072	51			9,490	11,535,974	173,628	
計		12,421	3,061	2,764,905	54,915	4,453	5,474,675	85,547	2,088	3,413,178	35,537	4	8,370	127	2	5,072	51			9,608	11,666,200	176,177	
総 計	営業用	128	61	48,190	588	108	120,535	2,076	18	31,699	330	7	15,783	295	12	33,843	310	649	9,098,759	65,418	855	9,348,809	69,017
	自家用	12,376	3,129	2,817,034	55,751	7,187	9,216,151	148,224	9,559	16,335,237	281,782	1,763	3,918,917	77,946	3,087	8,278,532	150,887	2,251	13,358,796	206,593	26,976	53,924,667	921,183
	計	12,504	3,190	2,865,224	56,339	7,295	9,336,686	150,300	9,577	16,366,936	282,112	1,770	3,934,700	78,241	3,099	8,312,375	151,197	2,900	22,457,555	272,011	27,831	63,273,476	990,200

オ 取得価額段階別（中古車）

区	分	50万円以下 の台数	50万円を超え 70万円以下のもの			70万円を超え 90万円以下のもの			90万円を超え 110万円以下のもの			110万円を超え 130万円以下のもの			130万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計		
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額
自動車税 環境性能割	乗用車	普通車		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
		営業用	27																		1	1,851	37
		自家用	19,325	473	275,414	5,218	320	255,618	4,945	237	235,024	4,551	156	187,312	3,617	131	183,013	3,601	353	837,811	16,007	1,670	1,974,192
	計	19,352	473	275,414	5,218	320	255,618	4,945	237	235,024	4,551	156	187,312	3,617	131	183,013	3,601	354	839,662	16,044	1,671	1,976,043	37,976
	小型車	営業用	88																		1	918	18
	自家用	19,843	460	273,032	4,107	389	308,517	4,922	233	230,688	3,575	100	118,236	1,726	17	24,247	485	7	12,402	232	1,206	967,122	15,047
	計	19,931	460	273,032	4,107	389	308,517	4,922	234	231,606	3,593	100	118,236	1,726	17	24,247	485	7	12,402	232	1,207	968,040	15,065
	計	営業用	115																		1	1,851	37
	自家用	39,168	933	548,446	9,325	709	564,135	9,867	470	465,712	8,126	256	305,548	5,343	148	207,260	4,086	360	850,213	16,239	2,876	2,941,314	52,986
	計	39,283	933	548,446	9,325	709	564,135	9,867	471	466,630	8,144	256	305,548	5,343	148	207,260	4,086	361	852,064	16,276	2,878	2,944,083	53,041
けん引車 けん引車、被けん引車	営業用	571	20	11,799	104	7	5,524	43	6	5,952	59	7	8,384	84	1	1,333	13	30	119,476	720	71	152,468	1,023
	自家用	3,183	14	8,322	177	17	13,802	245	11	10,781	167	12	14,820	248	14	18,842	322	59	170,311	2,397	127	236,878	3,556
	計	3,754	34	20,121	281	24	19,326	288	17	16,733	226	19	23,204	332	15	20,175	335	89	289,787	3,117	198	389,346	4,579
けん引車	営業用	113	5	3,077	48	2	1,578	12	1	1,074	21	3	3,552	36	1	1,410	14	6	13,022	151	18	23,713	282
	自家用	29	1	700	21				1	1,040	31	1	1,240	25				1	4,000	40	4	6,980	117
	計	142	6	3,777	69	2	1,578	12	2	2,114	52	4	4,792	61	1	1,410	14	7	17,022	191	22	30,693	399
被けん引車	営業用	65				1	836	17												1	836	17	
	自家用	23				1	870	26												1	870	26	
計	88				2	1,706	43													2	1,706	43	

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
		千円																						
自動車税	トラック	営業用	27																					
		自家用	2,786	20	11,184	297	27	20,457	518	7	6,871	155	3	3,381	45	2	2,786	28	2	3,460	86	61	48,139	1,129
		計	2,813	20	11,184	297	27	20,457	518	7	6,871	155	3	3,381	45	2	2,786	28	2	3,460	86	61	48,139	1,129
	バス	営業用	776	25	14,876	152	10	7,938	72	7	7,026	80	10	11,936	120	2	2,743	27	36	132,498	871	90	177,017	1,322
		自家用	6,021	35	20,206	495	45	35,129	789	19	18,692	353	16	19,441	318	16	21,628	350	62	177,771	2,523	193	292,867	4,828
		計	6,797	60	35,082	647	55	43,067	861	26	25,718	433	26	31,377	438	18	24,371	377	98	310,269	3,394	283	469,884	6,150
	三輪の小型自動車	営業用	35													1	1,467	29				1	1,467	29
		自家用	149	2	1,243	37	5	3,713	96	2	1,888	47	1	1,134	11	1	1,430	43				11	9,408	234
		計	223	5	3,207	66	5	3,713	96	5	5,009	77	1	1,134	11	2	2,897	72				18	15,960	322
	特殊用途車	営業用	356	18	9,893	90	18	13,329	106	4	4,070	35	1	1,186	6	1	1,312	6	25	73,602	584	67	103,392	827
		自家用	1,021	10	5,491	98	4	3,360	59	2	2,006	29	2	2,316	23	1	1,471	29	13	33,544	545	32	48,188	783
		計	1,377	28	15,384	188	22	16,689	165	6	6,076	64	3	3,502	29	2	2,783	35	38	107,146	1,129	99	151,580	1,610
軽自動車税	営業用	1,321	46	26,733	271	28	21,267	178	15	15,135	163	11	13,122	126	4	5,522	62	62	207,951	1,492	166	289,730	2,292	
	自家用	46,359	980	575,386	9,955	763	606,337	10,811	493	488,298	8,555	275	328,439	5,695	166	231,789	4,508	435	1,061,528	19,307	3,112	3,291,777	58,831	
	計	47,680	1,026	602,119	10,226	791	627,604	10,989	508	503,433	8,718	286	341,561	5,821	170	237,311	4,570	497	1,269,479	20,799	3,278	3,581,507	61,123	
環境性能割	営業用	12																						
	自家用	65,016	272	164,392	1,629	165	128,332	1,275	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	490	345,497	3,467	
	計	65,028	272	164,392	1,629	165	128,332	1,275	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	490	345,497	3,467	
四輪乗用車	営業用	179	3	1,767	35																3	1,767	35	
	自家用	18,193	281	162,089	3,228	5	3,595	72													286	165,684	3,300	
	計	18,372	284	163,856	3,263	5	3,595	72													289	167,451	3,335	
三輪車	営業用	191	3	1,767	35																3	1,767	35	
	自家用	83,209	553	326,481	4,857	170	131,927	1,347	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	776	511,181	6,767	
	計	83,400	556	328,248	4,892	170	131,927	1,347	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	779	512,948	6,802	
総計	営業用	1,512	49	28,500	306	28	21,267	178	15	15,135	163	11	13,122	126	4	5,522	62	62	207,951	1,492	169	291,497	2,327	
	自家用	129,568	1,533	901,867	14,812	933	738,264	12,158	540	531,382	8,984	275	328,439	5,695	168	234,648	4,537	439	1,068,358	19,412	3,888	3,802,958	65,598	
	計	131,080	1,582	930,367	15,118	961	759,531	12,336	555	546,517	9,147	286	341,561	5,821	172	240,170	4,599	501	1,276,309	20,904	4,057	4,094,455	67,925	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。  
2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和2年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和2年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末	
	現在	日	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちブラ	現在	
	登録台数	現在台	非課税	課税	免除	②-③	の構成	による	軽減の	軽減の	による	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	課税	を動力	ガスを	グイン	調定額	
	①	②	③	④	⑤	④+⑤	員等分	もの	もの	もの	PG車	車	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	
営業用	1,000cc 以下	16	16			16					1	1	121				9		17					16	4				122	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	367	367			367			77	77	4	4	2,662		192		39		400				400						2,794	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,876	1,868			1,868			8	8	492	492	18,379		20		5,363		1,752				1,744			1			17,715	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	28	25			25			1	1	8	1	351		4		16	111	30				27						364	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	167	167			167					59	16	43	2,758				288	774	163				163					2,717	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2			2					1	1	38				20		2				2						38	
	3,500cc 超 4,000cc 以下																													
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4			4						3	3	105				81		4				4						105
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1	1			1						1	1	31				31		2				2						52
6,000cc 超																														
小計	2,461	2,450			2,450			86	86	569	519	50	24,445		216		5,847	885	2,370				2,358	4		1		23,907		
乗用車	1,000cc 以下	31,973	31,640	40	7	1,244	30,349	47	92	59	33	2,191	2,191	902,137	364	442	495	74,275	29,957	40	9	1,289	1,289	28,377	605		5	876,625		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	157,574	155,434	398	75	6,729	148,232	1,196	1,744	1,545	199	26,695	26,688	5,175,766	9,660	13,905	3,483	1,056,845	277	146,631	379	77	6,975	6,972	137,825		31	4,998,466		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	125,968	121,864	880	120	4,747	116,117	2,639	1,490	1,316	174	28,199	28,042	4,642,140	35,639	13,160	3,480	1,273,107	7,128	118,749	815	129	4,986	4,980	109,575	934		4,491,067		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	53,181	51,069	286	16	1,357	49,410	831	870	870	15,135	14,576	559	2,235,771	15,502	10,005		717,940	26,494	50,406	272	11	1,438	1,437	46,768			2,164,779		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	12,878	11,897	73	110	2	11,712	323	73	73	7,588	5,262	2,326	618,273	6,057	949		295,278	130,447	11,664	66	117	2	2	10,577	3	587,389			
	3,000cc 超 3,500cc 以下	6,907	6,607	19	3		6,585	222	23	19	4	2,702	2,503	383,171	4,218	276	116	159,959	12,638	6,511	15	2		6,204			369,617			
	3,500cc 超 4,000cc 以下	2,110	1,820	2			1,818	35			500	499	1	121,642	665		37,079	76	2,047	2			1,766				119,229			
	4,000cc 超 4,500cc 以下	1,290	1,128	6			1,122	15			848	840	8	92,504	285		71,929	658	1,150	4			998					87,850		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,498	1,432	7			1,425	6	3	3	460	460		128,538	132		132	45,689	1,478	7			1,409					127,176		
	6,000cc 超	64	64				64				10	10		7,224			1,276		63				62						7,111	
	小計	393,443	382,955	1,711	331	14,079	366,834	5,314	4,295	3,882	413	84,328	81,071	3,257	14,307,166	72,522	38,737	7,706	3,733,377	177,718	368,656	1,600	345	14,690	14,680	343,561	605	973	13,829,309	
乗用車	1,000cc 以下	3,507	3,507	3		85	3,419		63	40	23		84,447		260	288		9,385	12	1	242	242	9,095	92				150,688		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	3,884	3,884	2		89	3,793		1,415	1,262	153		84,997		10,096	2,371		12,471	12	5	288	288	12,123					196,873		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	3,224	3,224	26		48	3,150		1,366	1,191	175		78,093		10,719	3,150		9,015	73	3	172	172	8,738		29			168,118		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	962	962	4		22	936		574	574			22,061		6,314			3,196	15	53	53		3,122					61,240		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	185	185	1			184		71	71			6,538		888			616	9	2			603					14,731		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	45	45	5		1	39		12	10	2		1,523		145	57		125	6	1	1		118					3,406		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	31	31				31						1,987					88					88					3,289		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	2	2				2						151					8					8					371		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	12	12				12						1,044					28					28						1,587	
6,000cc 超																		3				3						147		
小計	11,852	11,852	41		245	11,566		3,501	3,148	353		280,841		28,422	5,866		34,935	127	11	756	756	33,926	92		29		600,450			
計	407,756	397,257	1,752	331	14,324	380,850	5,314	7,882	7,116	766	84,897	81,590	3,307	14,612,452	72,522	67,375	13,572	3,739,224	178,603	405,961	1,727	356	15,446	15,436	379,845	701	1,003	14,453,666		

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末	
	現在	現在台	うち	うち	うち	②-③	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちプラ	現在	
	登録台数	数	台数	台数	台数	+④+⑤	の構成	による	の軽減	の軽減	による	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	
トラック・貨客兼用車を除く	1トン以下	175	172			172					40	8	32	1,142				57	227	178								174	1,157	
	1トン超2トン以下	1,335	1,313			1,313					541	10	531	12,304				99	5,257	1,320								1,296	12,256	
	2トン超3トン以下	1,522	1,505			1,505					554	2	552	18,725				26	7,286	1,567								1,550	18,928	
	3トン超4トン以下	861	853			853					469		469	13,498					7,739	800								793	13,021	
	4トン超5トン以下	90	90			90					48		48	1,751					974	76								77	1,666	
	5トン超6トン以下	60	59			59					32		32	1,368					774	59								58	1,346	
	6トン超7トン以下	159	155			155					75		75	4,140					2,100	169								166	4,205	
	7トン超8トン以下	200	196			196					100		100	6,072					3,240	189								186	5,967	
	8トン超	3,764	3,725			3,725					1,350		1,350	191,915					74,870	3,798								3,767	191,340	
	小計	50,890	49,956	401		66	49,489	17			31,360	931	30,429	931,656	324			8,687	560,623	50,321	394			67	67		48,950	3	926,697	
トラック	営業用 小型車																													
	営業用 普通車	982	978			978					296		296	15,212					4,913	1,000								997	15,278	
	家用 小型車																													
	家用 普通車	125	124			124					76		76	2,706					1,718	126								125	2,699	
	小計	1,107	1,102			1,102					372		372	17,918					6,631	1,126								1,122	17,977	
	営業用 小型車(8トン以下)	9	9			9								68						8								8	61	
	営業用 普通車(8トン超)	881	877			877								57,931					889	884								884	58,562	
	家用 小型車	7	5	1		4								21					7	1								4	21	
	家用 普通車(8トン以下)	29	27	10		17								173					34	10								22	181	
	家用 普通車(8トン超)	140	137			137								11,047					145	142								142	11,322	
小計	1,066	1,055	11		1,044								69,240					1,083	11								1,060	70,147		
貨客兼用車	営業用 1,000cc以下																													
	営業用 1,000cc超1,500cc以下	67	65			65					36	36	768					443	68									63	765	
	家用 1,500cc超	184	169			169					93	18	75	2,358				252	1,080	185							169	2,313		
	家用 1,000cc以下	8	8	1		7					3	3	96					44	8	1							7	96		
	家用 1,000cc超1,500cc以下	7,423	7,347	81	1	36	7,229				909	819	90	104,647				12,858	1,413	7,577	81	1	38	38			7,395	105,745		
家用 1,500cc超	20,249	19,654	405	7	124	19,118	8			8,264	1,236	7,028	326,062	133			21,795	127,264	20,282	392	8	131	131			19,196	325,858			
小計	27,931	27,243	487	8	160	26,588	8			9,305	2,112	7,193	433,931	133			35,392	129,757	28,120	474	9	169	169			26,830	3	434,777		
計 B	80,994	79,356	899	8	226	78,223	25			41,037	3,043	37,994	1,452,745	457			44,079	697,011	80,650	879	9	236	236			77,962	6	1,449,598		

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末							
	現在	日	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちブラ	年度末							
	登録台数	現在台数	非課税	課税	免除	②-③	国軍隊	ーン化	軽減の	軽減の	ーン化	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙							
営業用	30人以下	90	90			90								1,080						93								88	1,015							
	30人超40人以下	61	61			61								885							50							2	45	833						
	40人超50人以下	71	71			71								1,242							65							6	59	1,063						
	50人超60人以下	353	353	112		241								4,820							364	123					68	173	3,376							
	60人超70人以下	72	72	13		59								1,327							65	11					25	30	703							
	70人超80人以下	192	192	134		58								1,479							183	122					15	47	1,107							
	80人超	6	6			6								174							6						1	5	145							
	小計	845	845	259		586								11,007							826	256					121	447	8,242							
	30人以下	240	238			238						144	144	6,682							239								240	6,577						
	30人超40人以下	39	39	2		37						20	20	1,248							704	38							39	1,248						
40人超50人以下	129	128			128						90	90	5,206							117								116	5,059							
50人超60人以下	335	334			334						187	187	15,519							333	1							333	15,325							
60人超70人以下	63	63			63						34	34	3,352							66	1							66	3,158							
70人超80人以下	2	2			2						2	2	125							125	3	1						3	141							
80人超	1	1			1						1	1	70							70	1							1	70							
小計	809	805	2		803						478	478	32,202							797	3							798	31,578							
30人以下	1,733	1,714	202	245	1,267						607	10	597	43,814						363								21,671	1,665	199	239	1,205	42,714			
30人超40人以下	68	67	20	16	31						17		17	1,341						767	66	18	15					32	1,354							
40人超50人以下	185	182	106		76						55		55	3,993						2,964	189	113	1					72	3,875							
50人超60人以下	94	91	44		47						41		41	2,913						2,571	86	36						47	2,918							
60人超70人以下	21	21	7		14						7		7	962						504	21	8						13	962							
70人超80人以下	5	5	2		3						3		3	244						244	5	2						3	244							
80人超	7	7	2		5						5		5	457						457	6	2						4	456							
小計	2,113	2,087	383	261	1,443						735	10	725	53,724						363								29,178	2,038	378	255	1,376	52,523			
計 C	3,767	3,737	644	261	2,832						1,213	10	1,203	96,933						363								48,968	3,661	637	255	121	2,621	92,343		
三輪の小型自動車	15	14			14						14	14	104							104									14	104						
計 D	15	14			14						14	14	104							104									14	104						
営業用	5,282	5,244			108						1,312	137	1,175	188,860						1,455									115	115	5,137	188,837				
自家用	14,642	14,420	2,470	337	1,788						4,927	394	4,533	207,228						12,538									111,595	14,696	2,486	327	1,889	1,889	9,860	206,426
計 E	19,924	19,664	2,470	337	1,896						6,239	531	5,708	396,088						13,993									154,130	19,970	2,486	327	2,004	2,004	14,997	395,263
合計 A+B+C+D+E	512,456	500,028	5,765	937	16,446						476,880	5,345	7,886	7,120	766	133,400	85,188	48,212	16,558,322	73,096	67,395	13,572	3,797,763	1,078,712	510,257	5,729	947	17,807	17,676	475,439	707	1,003	16,390,974			

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和3年3月9日付け総務部第16号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和3年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。

2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。

3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条（令和元年10月1日施行前の地方税法（以下「旧法」という。）第146条）、法附則第54条第1項及び第2項の規定により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。

4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治法企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。

5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の4の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。

6 「⑭のうち⑩に係る調定額」、「⑭のうち⑪に係る調定額」、「⑭のうち⑫に係る調定額」及び「⑭のうち⑬に係る調定額」欄は、法附則第12条の4の規定を適用した後の金額を記載した。

7 「㉒のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。

8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17（令和元年10月1日施行前の取扱通知第10章6）により算出した総排気量区分に応じて記載した。

9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

## 8 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額	
	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長		
砂鉱を 目的と しない 鉱業権 の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	6	百メートル 1,655	百メートル	6	百メートル 1,658	千円 332
		石油又は天然ガス鉱区						
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	41	5,002		41	5,018	2,007
		石油又は天然ガス鉱区						
		法第180条第1項第 2号に規定する鉱区		千メートル	千メートル		千メートル	
		法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区						
合 計			47			47		2,339

# 9 狩 獵 税 に 関 す る 調

	区 分	税 率	狩 獵 者 登 録 総 件 数	調 定 額
第一種銃獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		302	千円 3,904
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	26	213
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	104	853
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	172	2,838
	所得割額の納付を要しない者		31	248
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	2	11
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	15	83
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	14	154
課税免除		600		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの		597		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの		3		
網獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		5	28
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
	⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
	所得割額の納付を要しない者			
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		9		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの		9		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの				
わな獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		52	369
	⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	㉒ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4	16
	㉓ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
	㉔ 上記に該当しないもの	8,200円	38	312
	所得割額の納付を要しない者		6	25
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
	㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉙ 上記に該当しないもの	5,500円	3	17
課税免除		162		
㉚ 法附則第32条第1項に該当するもの		162		
㉛ 法附則第32条第2項に該当するもの				
第二種銃獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		18	49
	㉜ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉝ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの		8	
	㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの			
	㊱ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㊲ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	2
	㊳ 上記に該当しないもの	5,500円	8	44
① ~ ㊳ の 合 計			1,185	4,623

# 10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分	数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量 ①	574,648	キロリットル
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	160,361	
差 引 ①-② ③	414,287	
欠 減 量 { 特 約 業 者 分 1/100 元 売 業 者 分 0.3/100 計 ④	3,772 111 3,883	
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	410,404	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量(法144の2③) 【課税対象とならない数量】	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④) 【課税対象とならない数量】	3
	炭化水素油の消費量(法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額(法144の3①V) 【課税対象とならない数量】	
	みなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI) その他 【課税対象とならない数量】	2,892 1,311
	計 ⑥	2,895
	【課税対象とならない数量の計】 ⑦	1,311
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	1,584	
合 計 ⑤+⑧	411,988	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	16 15
	特 約 業 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	44 135
	計 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	44 290
	仮 特 約 業 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	151 305
	そ の 他 の 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局長通達))に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和3年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む。)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 税 油 使 用 者 数	税 油 者 等	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
法第百四十四条の五			キロリットル		千円		千円		千円		千円
輸 出											
課 税 済	56		54,671								
小 計 A	56		54,671								
法第百四十四条の六		石油化学製品製造業									
法 附 則 第 十 二 条 の 一 項		船舶	2,526	36,916	2	42					
		自衛隊(機械等)	6	536							
		鉄道事業又は軌道事業	6	5,312			1	6			
		農業等	10,807	19,392							
		林業等	71	4,769							
		セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	11	196							
		生コンクリート製造業	1	9							
		鉱物の掘採事業	53	11,236							
		とび・土工工事業	1	97							
		鉱さいバラス製造業	1	390							
		港湾運送業	5	1,204							
		倉庫業	6	135							
		貨物利用運送事業	1	1							
		鉄道貨物積卸業	5	26							
		航空運送サービス業	5	26							
		廃棄物処理事業	10	157							
		木材加工業	33	532							
		木材市場業	3	14							
		パークたい肥製造業	2	153							
		索道事業	10	212							
令和二年度改正により廃止となったもの		電気供給業									
小 計 B	13,558		81,287	2	42	1	6				
法附則第十二条の二の七第五項関係		C									
法附則第十二条の二の七第六項関係		D									
アメリカ合衆国軍隊関係		E	3	24,403							
外国公館等の暖房用ボイラー関係		F									
合 計 A+B+C+D+E+F	13,617		160,361	2	42	1	6				

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第十二条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

# 11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				滞 納 額 ① - ② ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額												
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の		件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 に 係 る も の		件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 に 係 る も の		任 意 徴 収 ④		差 押 徴 収 ⑤									
				税 額	税 額		税 額	税 額		件 数	税 額	件 数	税 額	任 意 納 税 件 数	税 額								
現 年 課 税 分	法人県民税	千円	31,419	2,881,714	26,953	2,592,957	4,466	288,757	4,212	261,290	3	180	16,751	23,032,532	14,279	21,438,250	2,472	1,594,282	2,358	1,239,572	3	2,523	
	法人事業税		11,171	960,473	9,941	876,053	1,230	84,420	1,104	76,268	5	153	14,919	2,087,400	13,640	1,917,930	1,279	169,470	1,138	116,560		20	
	個人事業税		21,501	875,146	21,501	875,146		628,894					21,501	875,146	21,501	875,146							
	不動産取得税		508,735	16,390,974	453,604	15,209,853	438,299	55,131	1,181,121	53,461	1,121,326	97	3,637	508,735	16,390,974	453,604	15,209,853	438,299	1,181,121	53,461	1,121,326	97	3,637
	自動車税 環境性能割		1,853	13,224,822	1,486	7,706,464	367	238	5,518,358	367	238	5,518,358	5,169,173	367	238	5,518,358	5,169,173						
	自動車税 種別割		11,338	22,982,186	11,286	22,974,976	52	7,210		48	2,923			11,338	22,982,186	11,286	22,974,976	52	7,210	48	2,923		
	軽油引取税		617,687	82,435,247	552,690	41,980	73,591,629	1,067,193	64,997	238	8,843,618	5,169,173	62,688	238	8,336,297	5,169,173	108	6,513					
	その他の県税		3,846	213,905																			
	計 A		621,533	82,649,152	552,690	41,980	73,591,629	1,067,193	68,843	238	9,057,523	5,169,173	64,237	238	8,444,248	5,169,173	186	13,878					
	滞納繰越分 B																						
合計 A + B																							

区 分	滞納額③のうち整理済額		収 入 計 ②+④+⑤		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分 ⑧		整 理 未 済 額 ①-⑥+⑦-⑧ ⑨			
	差 押 徴 収 ⑤		⑥		⑦		⑧		⑨			
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
現 年 課 税 分	法人県民税	千円	25	803	31,193	2,855,230			16	252	210	26,232
	法人事業税		3	1,398	16,643	22,681,743			1	8	107	350,781
	個人事業税		18	1,055	11,068	953,529					103	6,944
	不動産取得税		12	540	14,790	2,035,050					129	52,350
	自動車税 環境性能割				21,501	875,146						
	自動車税 種別割		215	8,601	507,377	16,343,417			8	184	1,350	47,373
	軽油引取税				1,853	13,224,822						
	その他の県税				11,334	22,977,899					4	4,287
	計 A		273	12,397	615,759	81,946,836			25	444	1,903	487,967
	滞納繰越分 B		164	7,302	1,791	122,618			248	9,960	1,807	81,327
合計 A + B		437	19,699	617,550	82,069,454			273	10,404	3,710	569,294	

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和3年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

## 12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	108	8,872
換 価 猶 予 額 ②	69	8,606
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	8	222
徴 収 猶 予 額 ④	258	392,545
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	51	1,855
⑥のうち参加差押に係るもの		390
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	3,216	157,194
計	3,710	569,294

(注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。  
2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

## 13 口座振替を通じて行われた納税に関する調

区 分	口座振替により納税が行われた件数 ①	①の税額 ②	当該年度の 税収入額 ③	②/③
		千円	千円	%
法 人 県 民 税	257	11,047	2,859,739	0.4
個 人 事 業 税	1,142	146,342	961,057	15.2
法 人 事 業 税	156	108,599	22,695,707	0.5
ゴ ル フ 場 利 用 税			132,316	
自 動 車 税 種 別 割	13,788	460,307	16,393,818	2.8
軽 油 引 取 税	120	477,413	13,261,558	3.6
そ の 他 の 県 税			25,765,259	
計	15,463	1,203,708	82,069,454	1.5

(注) 1 当該年度において口座振替によって納税が行われた県税（個人県民税（均等割、所得割）及び地方消費税を除く。）について記載した。県民税のうち、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、「その他の県税」欄に記載した。  
2 「口座振替により納税が行われた件数」は、納期を2期に分けて口座振替により納税が行われた個人事業税については2件とした。

## 14 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額						
	過 疎 法	企 業 立 地 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人	9,029				365		9,394
不 動 産 取 得 税	11,161	30,403	2,791	754	34,367		79,476
固 定 資 産 税 ( 特 例 分 )							
計	20,190	30,403	2,791	754	34,732		88,870

# 15 地方税に関する争訟に関する調

## (1) 不服申立て

区分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 上記以外 合計										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 訴 訟

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度中発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳			
				26以前	27	28	29	30	元		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴	敗訴		1 審	2 審	3 審	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 滞納処分 その他 その他 合計																					
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 16 犯則事件に関する調

区 分	前年度からの繰越件数				犯則摘発		通告処分			通告履行		告 告 発		不 問		通知処分	時効完成	翌年度への繰越件数						
	処 未	分 済	履 未	行 済	件 数	左 の 脱 税 額 千円	件 数	左 の 脱 税 額 千円	通 告 額 千円	件 数	履 行 額 千円	件 数	左 の 脱 税 額 千円	通 告 不 履 行 による 告 発 件 数	件 数	左 の 脱 税 額 千円	件 数	件 数	処 未	分 済	履 未	行 済		
																							直 告 発	告 告 発
軽 油 引 取 税	法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	その他の税 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
合 計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								

## 17 延滞金等に関する調

### (1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	6,699	1,450
金 額	83,398 千円	6,881 千円

### (2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	69	787	64	2,284	222	11,316	355	14,387
ゴ ル フ 場 利 用 税							0	0
軽 油 引 取 税	3	102	7	51			10	153
そ の 他			4	14			4	14
<b>計</b>	<b>72</b>	<b>889</b>	<b>75</b>	<b>2,349</b>	<b>222</b>	<b>11,316</b>	<b>369</b>	<b>14,554</b>

## 18 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
税収入	予 算 額 (イ)	142,552,583	184,047,079	142,662,839	145,305,405	144,586,888		
	調 定 額 (ロ)	145,275,772	186,395,263	144,854,136	147,671,560	148,191,472		
	収 入 額 (ハ)	142,908,659	184,260,899	142,930,479	145,874,817	146,191,197		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	583,795	586,861	575,357	586,097	580,183	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	28,665	25,820	24,592	26,876	22,161
			税 務 特 別 手 当	1,318	1,312	1,204	1,078	842
			そ の 他 の 手 当	280,604	293,943	284,097	290,645	293,583
		小 計	310,587	321,075	309,893	318,599	316,586	
		そ の 他 の 人 件 費	215,868	213,630	208,384	207,647	217,047	
		計	1,110,250	1,121,566	1,093,634	1,112,343	1,113,816	
		旅 費	6,231	6,553	7,078	6,245	1,902	
		需 用 費	需 用 費	61,954	54,221	59,585	64,829	61,642
			通 信 運 搬 費	55,720	55,651	54,752	53,662	51,003
備 品 費	1,717		4,049	3,789	201	186		
そ の 他	45,284		44,056	45,082	45,142	44,020		
計	164,675	157,977	163,208	163,834	156,851			
徴 収 費 取 扱 等	徴 収 扱 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,858,336	1,875,592	1,879,191	1,888,143	1,893,613	
		内 訳	納 税 義 務 者 数 分	1,797,202	1,818,090	1,818,251	1,822,039	1,826,874
			払 込 金 額 分	1,085	964	689	455	391
			そ の 他	60,049	56,538	60,251	65,649	66,348
		地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	75,834	217,913	80,003	90,902	87,076	
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,793	2,796	2,796	2,791	2,699	
		特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	347,954	333,712	341,152	343,131	328,472	
		内 訳	特 別 地 方 消 費 税					
			ゴ ル フ 場 利 用 税					
		軽 油 引 取 税	347,954	333,712	341,152	343,131	328,472	
そ の 他	1,944	2,229	2,142	2,196	2,130			
計	2,286,861	2,432,242	2,305,284	2,327,163	2,313,990			
合 計 (ニ)	3,568,017	3,718,338	3,569,204	3,609,585	3,586,559			

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(ニ)}{(イ)}$	2.50	2.02	2.50	2.48	2.48
	対 調 定 額 $\frac{(ニ)}{(ロ)}$	2.46	1.99	2.46	2.44	2.42
	対 収 入 額 $\frac{(ニ)}{(ハ)}$	2.50	2.02	2.50	2.47	2.45
徴税吏員等数	吏 員	172	172	170	169	166
	そ の 他					
	計 (ホ)	172	172	170	169	166
	臨 時 職 員	8	9	9	10	10
徴税吏員1人当たり徴税額 $\frac{(ハ)}{(ホ)}$	千円	830,864	1,071,284	840,768	863,165	880,670
徴税吏員1人 当たり徴税費	人件費(含旅費)	6,491	6,559	6,475	6,619	6,721
	物件費(含徴収取扱費等)	14,253	15,059	14,520	14,740	14,885
	計 $\frac{(ニ)}{(ホ)}$	20,744	21,618	20,995	21,358	21,606
県 税 部 等 数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数による。ただし、臨時職員については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。

2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。

3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び臨時職員等のため支出した人件費等を記載した。

## 19 税務機構に関する調

### 事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員
本 庁	16	1	3		1		1		21	1
事 務 所 等	24		54	1	16	1	51	7	145	9
計	40	1	57	1	17	1	52	7	166	10

## 第四 調定収入状況

# 1 住 民 税

## (1) 調定収入状況

### ア 県税部別の状況

(単位：千円、%)

区 分	調 定 額						収 入 額			収 入 歩 合						
	県 民 税 A	前 年 比	市 町 村 民 税 B	前 年 比	計 (A + B) = C	前 年 比	県 民 税 D	市 町 村 民 税 E	計 (D + E) = F	2 年 度		元 年 度		増 減		
										県 民 税 G	住 民 税 H	県 民 税 I	住 民 税 J	県 民 税 G-I=K	住 民 税 H-J=L	
東 青	現年課税分	8,642,461	100.0	13,147,890	100.0	21,790,351	100.0	8,545,376	13,000,195	21,545,572	98.9	98.9	98.8	98.8	0.1	0.1
	滞納繰越分	445,990	98.9	678,471	98.9	1,124,461	98.9	95,340	145,039	240,379	21.4	21.4	18.4	18.4	3.0	3.0
	<b>計</b>	<b>9,088,451</b>	<b>99.9</b>	<b>13,826,360</b>	<b>99.9</b>	<b>22,914,811</b>	<b>99.9</b>	<b>8,640,716</b>	<b>13,145,234</b>	<b>21,785,950</b>	<b>95.1</b>	<b>95.1</b>	<b>94.8</b>	<b>94.8</b>	<b>0.3</b>	<b>0.3</b>
中 南	現年課税分	6,603,483	100.2	10,064,721	100.2	16,668,204	100.2	6,540,912	9,969,375	16,510,287	99.1	99.1	98.9	98.9	0.2	0.2
	滞納繰越分	269,241	88.3	410,327	88.3	679,568	88.3	74,517	113,536	188,053	27.7	27.7	25.1	25.1	2.6	2.6
	<b>計</b>	<b>6,872,724</b>	<b>99.6</b>	<b>10,475,049</b>	<b>99.6</b>	<b>17,347,773</b>	<b>99.6</b>	<b>6,615,430</b>	<b>10,082,910</b>	<b>16,698,340</b>	<b>96.3</b>	<b>96.3</b>	<b>95.7</b>	<b>95.7</b>	<b>0.6</b>	<b>0.6</b>
三 八	現年課税分	8,343,904	99.3	12,699,412	99.3	21,043,316	99.3	8,226,652	12,520,975	20,747,628	98.6	98.6	98.7	98.7	△ 0.1	△ 0.1
	滞納繰越分	329,799	95.6	501,977	95.7	831,776	95.7	97,763	148,786	246,549	29.6	29.6	29.4	29.4	0.2	0.2
	<b>計</b>	<b>8,673,703</b>	<b>99.1</b>	<b>13,201,390</b>	<b>99.2</b>	<b>21,875,092</b>	<b>99.1</b>	<b>8,324,415</b>	<b>12,669,761</b>	<b>20,994,176</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>
西 北	現年課税分	2,711,533	99.8	4,144,602	99.8	6,856,135	99.8	2,691,324	4,113,714	6,805,038	99.3	99.3	98.9	98.9	0.4	0.4
	滞納繰越分	104,483	84.8	159,722	84.8	264,205	84.8	33,198	50,737	83,935	31.8	31.8	29.4	29.4	2.4	2.4
	<b>計</b>	<b>2,816,016</b>	<b>99.2</b>	<b>4,304,324</b>	<b>99.2</b>	<b>7,120,340</b>	<b>99.2</b>	<b>2,724,522</b>	<b>4,164,451</b>	<b>6,888,974</b>	<b>96.8</b>	<b>96.8</b>	<b>95.9</b>	<b>95.9</b>	<b>0.9</b>	<b>0.9</b>
上 北	現年課税分	5,576,189	99.5	8,488,083	99.5	14,064,272	99.5	5,530,134	8,417,967	13,948,102	99.2	99.2	99.0	99.0	0.2	0.2
	滞納繰越分	200,381	88.9	305,117	88.9	505,498	88.9	62,076	94,514	156,590	31.0	31.0	28.0	28.0	3.0	3.0
	<b>計</b>	<b>5,776,570</b>	<b>99.0</b>	<b>8,793,200</b>	<b>99.1</b>	<b>14,569,770</b>	<b>99.1</b>	<b>5,592,211</b>	<b>8,512,481</b>	<b>14,104,691</b>	<b>96.8</b>	<b>96.8</b>	<b>96.2</b>	<b>96.2</b>	<b>0.6</b>	<b>0.6</b>
下 北	現年課税分	1,928,279	99.4	2,935,259	99.4	4,863,538	99.4	1,912,930	2,911,896	4,824,826	99.2	99.2	98.8	98.8	0.4	0.4
	滞納繰越分	97,631	92.7	148,571	92.7	246,202	92.7	22,573	34,349	56,922	23.1	23.1	21.0	21.0	2.1	2.1
	<b>計</b>	<b>2,025,910</b>	<b>99.0</b>	<b>3,083,830</b>	<b>99.0</b>	<b>5,109,740</b>	<b>99.0</b>	<b>1,935,503</b>	<b>2,946,245</b>	<b>4,881,748</b>	<b>95.5</b>	<b>95.5</b>	<b>94.8</b>	<b>94.8</b>	<b>0.7</b>	<b>0.7</b>
<b>計</b>	現年課税分	33,805,849	99.7	51,479,967	99.7	85,285,816	99.7	33,447,329	50,934,123	84,381,452	98.9	98.9	98.8	98.8	0.1	0.1
	滞納繰越分	1,447,525	93.1	2,204,186	93.1	3,651,710	93.1	385,468	586,960	972,428	26.6	26.6	24.6	24.6	2.0	2.0
	<b>計</b>	<b>35,253,374</b>	<b>99.4</b>	<b>53,684,152</b>	<b>99.4</b>	<b>88,937,526</b>	<b>99.4</b>	<b>33,832,797</b>	<b>51,521,082</b>	<b>85,353,879</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>95.6</b>	<b>95.6</b>	<b>0.4</b>	<b>0.4</b>

イ 市町村別の状況

(単位：千円、%)

区分	調 定 額				収 入 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 歩 合			
	県 民 税	前 年 比	住 民 税	前 年 比	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	住民税前年	
市	青 森 市	8,591,203	100.0	21,658,732	100.0	8,162,377	20,577,645	27,083	68,278	401,743	1,012,808	95.0	95.0	94.7
	弘 前 市	4,913,560	99.9	12,389,571	99.9	4,728,350	11,922,564	17,418	43,920	167,791	423,087	96.2	96.2	95.6
	八 戸 市	7,256,610	99.2	18,292,136	99.2	6,966,451	17,560,714	13,288	33,497	276,872	697,925	96.0	96.0	96.0
	黒 石 市	706,456	98.6	1,786,858	98.6	679,031	1,717,492	2,333	5,902	25,091	63,464	96.1	96.1	95.7
	五 所 川 原 市	1,242,516	98.8	3,138,263	98.8	1,207,867	3,050,748	3,176	8,022	31,473	79,494	97.2	97.2	96.1
	十 和 田 市	1,777,695	100.4	4,484,325	100.4	1,733,383	4,372,544	9,450	23,839	34,862	87,942	97.5	97.5	96.7
	三 沢 市	1,413,571	98.0	3,560,047	98.0	1,369,935	3,450,149	3,893	9,804	39,744	100,094	96.9	96.9	96.6
	む つ 市	1,634,737	98.1	4,122,617	98.1	1,570,287	3,960,082	6,461	16,293	57,989	146,242	96.1	96.1	95.6
	つ が る 市	592,980	102.6	1,500,478	102.6	580,823	1,469,715	1,319	3,337	10,838	27,426	97.9	97.9	97.5
	平 川 市	614,449	99.6	1,555,533	99.6	593,506	1,502,513	1,628	4,122	19,315	48,898	96.6	96.6	96.3
	<b>計</b>	<b>28,743,777</b>	<b>99.5</b>	<b>72,488,559</b>	<b>99.5</b>	<b>27,592,007</b>	<b>69,584,165</b>	<b>86,050</b>	<b>217,014</b>	<b>1,065,720</b>	<b>2,687,380</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>95.6</b>
東 津 軽 郡	平 内 町	292,369	102.0	737,818	102.0	282,793	713,652	849	2,144	8,726	22,022	96.7	96.7	95.8
	今 別 町	38,772	96.7	98,205	96.7	37,624	95,298	14	35	1,134	2,872	97.0	97.0	97.6
	蓬 田 村	56,802	96.6	143,723	96.6	51,980	131,523	456	1,155	4,366	11,046	91.5	91.5	92.1
	外ヶ浜町	109,305	96.4	276,334	96.4	105,943	267,833	129	326	3,233	8,175	96.9	96.9	96.9
	<b>計</b>	<b>497,248</b>	<b>99.7</b>	<b>1,256,080</b>	<b>99.7</b>	<b>478,340</b>	<b>1,208,305</b>	<b>1,449</b>	<b>3,659</b>	<b>17,460</b>	<b>44,115</b>	<b>96.2</b>	<b>96.2</b>	<b>95.8</b>
西 津 軽 郡	鱒ヶ沢町	169,882	95.3	429,919	95.3	165,253	418,203	1,101	2,785	3,529	8,931	97.3	97.3	95.9
	深 浦 町	116,573	101.8	295,413	101.8	114,700	290,666	232	587	1,642	4,160	98.4	98.4	98.3
	<b>計</b>	<b>286,456</b>	<b>97.9</b>	<b>725,332</b>	<b>97.9</b>	<b>279,953</b>	<b>708,868</b>	<b>1,332</b>	<b>3,372</b>	<b>5,171</b>	<b>13,091</b>	<b>97.7</b>	<b>97.7</b>	<b>96.9</b>
中 津 軽 郡	西 目 屋 村	19,485	102.5	49,435	102.5	19,227	48,780	22	56	236	600	98.7	98.7	98.1
	<b>計</b>	<b>19,485</b>	<b>102.5</b>	<b>49,435</b>	<b>102.5</b>	<b>19,227</b>	<b>48,780</b>	<b>22</b>	<b>56</b>	<b>236</b>	<b>600</b>	<b>98.7</b>	<b>98.7</b>	<b>98.1</b>
南 津 軽 郡	藤 崎 町	318,464	99.9	805,455	99.9	304,977	771,342	880	2,225	12,608	31,888	95.8	95.8	95.0
	大 鱒 町	151,195	94.5	383,388	94.5	144,089	365,368	493	1,250	6,614	16,770	95.3	95.3	95.4
	田 舎 館 村	149,115	99.3	377,533	99.3	146,250	370,282	161	409	2,703	6,843	98.1	98.1	97.6
	<b>計</b>	<b>618,774</b>	<b>98.4</b>	<b>1,566,376</b>	<b>98.4</b>	<b>595,316</b>	<b>1,506,992</b>	<b>1,534</b>	<b>3,884</b>	<b>21,924</b>	<b>55,500</b>	<b>96.2</b>	<b>96.2</b>	<b>95.7</b>

(単位：千円、%)

区 分	調 定 額				収 入 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 歩 合			
	県 民 税	前 年 比	住 民 税	前 年 比	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	住民税前年	
北 津 軽 郡	板 柳 町	248,542	93.8	629,281	93.9	234,080	592,665	2,343	5,933	12,119	30,683	94.2	94.2	93.4
	鶴 田 町	236,784	98.1	599,090	98.1	222,527	563,019	538	1,362	13,719	34,709	94.0	94.0	93.5
	中 泊 町	208,738	102.1	527,895	102.1	199,273	503,959	825	2,086	8,640	21,851	95.5	95.5	94.5
	<b>計</b>	<b>694,064</b>	<b>97.6</b>	<b>1,756,267</b>	<b>97.7</b>	<b>655,880</b>	<b>1,659,642</b>	<b>3,706</b>	<b>9,381</b>	<b>34,478</b>	<b>87,244</b>	<b>94.5</b>	<b>94.5</b>	<b>93.8</b>
上 北 郡	野 辺 地 町	332,573	99.8	839,706	99.8	324,829	820,152	808	2,040	6,936	17,513	97.7	97.7	97.6
	七 戸 町	340,259	97.7	860,094	97.7	329,941	834,014	265	669	10,053	25,411	97.0	97.0	97.0
	六 戸 町	265,078	91.7	669,559	91.7	260,770	658,676	208	524	4,101	10,358	98.4	98.4	97.8
	横 浜 町	117,700	101.6	296,985	101.5	111,829	282,171	149	375	5,722	14,439	95.0	95.0	94.6
	東 北 町	398,551	97.6	1,007,361	97.6	371,193	938,211	2,794	7,062	24,564	62,088	93.1	93.1	92.0
	六ヶ所村	431,572	104.2	1,086,213	104.2	420,879	1,059,301	129	325	10,564	26,587	97.5	97.5	97.1
	おいらせ町	699,571	98.5	1,765,482	98.6	669,452	1,689,474	2,587	6,529	27,531	69,479	95.7	95.7	95.0
<b>計</b>	<b>2,585,304</b>	<b>98.7</b>	<b>6,525,398</b>	<b>98.7</b>	<b>2,488,894</b>	<b>6,281,998</b>	<b>6,939</b>	<b>17,525</b>	<b>89,471</b>	<b>225,875</b>	<b>96.3</b>	<b>96.3</b>	<b>95.7</b>	
下 北 郡	大 間 町	166,590	106.7	419,873	106.6	147,386	371,472	1,713	4,318	17,491	44,083	88.5	88.5	83.7
	東 通 村	162,429	102.0	409,836	102.0	157,298	396,888	920	2,321	4,212	10,626	96.8	96.8	96.2
	風 間 浦 村	28,788	100.4	72,927	100.4	28,433	72,030			354	897	98.8	98.8	98.3
	佐 井 村	33,366	93.0	84,486	93.0	32,099	81,277	103	262	1,164	2,947	96.2	96.2	96.2
<b>計</b>	<b>391,173</b>	<b>103.0</b>	<b>987,123</b>	<b>102.9</b>	<b>365,216</b>	<b>921,666</b>	<b>2,737</b>	<b>6,902</b>	<b>23,220</b>	<b>58,554</b>	<b>93.4</b>	<b>93.4</b>	<b>91.2</b>	
三 戸 郡	三 戸 町	195,548	99.8	494,768	99.7	187,499	474,403	312	790	7,737	19,575	95.9	95.9	96.1
	五 戸 町	370,014	97.3	935,573	97.3	348,148	880,285	1,872	4,734	19,994	50,554	94.1	94.1	94.5
	田 子 町	105,926	99.5	267,966	99.5	103,320	261,374	121	306	2,485	6,286	97.5	97.5	97.3
	南 部 町	367,602	99.2	929,561	99.2	354,961	897,595	1,733	4,383	10,908	27,582	96.6	96.6	96.0
	階 上 町	339,970	99.5	858,716	99.5	326,979	825,904	1,847	4,664	11,144	28,149	96.2	96.2	95.4
	新 郷 村	38,032	96.0	96,372	96.0	37,057	93,901	95	241	880	2,230	97.4	97.4	97.4
<b>計</b>	<b>1,417,092</b>	<b>98.8</b>	<b>3,582,957</b>	<b>98.8</b>	<b>1,357,965</b>	<b>3,433,462</b>	<b>5,981</b>	<b>15,119</b>	<b>53,147</b>	<b>134,376</b>	<b>95.8</b>	<b>95.8</b>	<b>95.6</b>	
<b>市 計</b>	<b>28,743,777</b>	<b>99.5</b>	<b>72,488,559</b>	<b>99.5</b>	<b>27,592,007</b>	<b>69,584,165</b>	<b>86,050</b>	<b>217,014</b>	<b>1,065,720</b>	<b>2,687,380</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>95.6</b>	
<b>町 村 計</b>	<b>6,509,597</b>	<b>98.9</b>	<b>16,448,967</b>	<b>98.9</b>	<b>6,240,790</b>	<b>15,769,714</b>	<b>23,700</b>	<b>59,897</b>	<b>245,107</b>	<b>619,356</b>	<b>95.9</b>	<b>95.9</b>	<b>95.3</b>	
<b>県 計</b>	<b>35,253,374</b>	<b>99.4</b>	<b>88,937,526</b>	<b>99.4</b>	<b>33,832,797</b>	<b>85,353,879</b>	<b>109,750</b>	<b>276,911</b>	<b>1,310,827</b>	<b>3,306,736</b>	<b>96.0</b>	<b>96.0</b>	<b>95.6</b>	

## (2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況

(単位：人、千円、%)

区	分	実 人 員	調 定 額			前 年 比		
			均 等 割	所 得 割	計	実 人 員	調 定 額	
東	青	普通徴収分	24,267	38,652	1,385,874	1,424,526	96.1	95.1
		特別徴収分	119,274	176,363	6,914,985	7,091,348	100.7	100.9
		<b>計</b>	<b>143,541</b>	<b>215,015</b>	<b>8,300,859</b>	<b>8,515,874</b>	<b>99.9</b>	<b>99.9</b>
中	南	普通徴収分	27,265	45,191	1,226,639	1,271,830	96.3	96.4
		特別徴収分	96,477	139,991	5,095,019	5,235,010	100.4	101.0
		<b>計</b>	<b>123,742</b>	<b>185,182</b>	<b>6,321,658</b>	<b>6,506,840</b>	<b>99.5</b>	<b>100.1</b>
三	八	普通徴収分	28,141	43,131	1,498,982	1,542,113	95.9	94.6
		特別徴収分	116,227	170,329	6,529,937	6,700,266	100.9	100.9
		<b>計</b>	<b>144,368</b>	<b>213,460</b>	<b>8,028,919</b>	<b>8,242,379</b>	<b>99.9</b>	<b>99.6</b>
西	北	普通徴収分	14,832	24,438	607,908	632,346	96.8	100.5
		特別徴収分	45,691	68,555	2,050,431	2,118,986	100.7	103.2
		<b>計</b>	<b>60,523</b>	<b>92,993</b>	<b>2,658,339</b>	<b>2,751,332</b>	<b>99.7</b>	<b>102.5</b>
上	北	普通徴収分	22,383	31,789	1,046,703	1,078,492	94.1	87.9
		特別徴収分	77,288	113,564	4,310,138	4,423,702	101.0	102.2
		<b>計</b>	<b>99,671</b>	<b>145,353</b>	<b>5,356,841</b>	<b>5,502,194</b>	<b>99.3</b>	<b>99.1</b>
下	北	普通徴収分	6,794	9,797	312,150	321,947	95.4	98.3
		特別徴収分	27,691	40,639	1,535,352	1,575,991	99.8	99.1
		<b>計</b>	<b>34,485</b>	<b>50,436</b>	<b>1,847,502</b>	<b>1,897,938</b>	<b>98.9</b>	<b>98.9</b>
<b>計</b>		普通徴収分	123,682	192,998	6,078,256	6,271,254	95.8	94.6
		特別徴収分	482,648	709,441	26,435,862	27,145,303	100.7	101.2
		<b>計</b>	<b>606,330</b>	<b>902,439</b>	<b>32,514,118</b>	<b>33,416,557</b>	<b>99.7</b>	<b>99.9</b>

## (3) 市町村別収入歩合年度別調

(単位：%)

区 分		2 8	2 9	3 0	元	2
市	青 森 市	94.1	94.4	94.7	94.7	95.0
	弘 前 市	93.5	94.4	95.0	95.6	96.2
	八 戸 市	94.6	95.1	95.7	96.0	96.0
	黒 石 市	93.8	94.4	94.9	95.7	96.1
	五 所 川 原 市	93.3	94.0	94.9	96.1	97.2
	十 和 田 市	93.0	94.5	95.9	96.7	97.5
	三 沢 市	94.2	95.2	96.1	96.6	96.9
	む つ 市	95.2	95.6	95.6	95.6	96.1
	つ が る 市	94.7	96.1	96.9	97.5	97.9
	平 川 市	94.9	95.2	95.6	96.3	96.6
	<b>計</b>	<b>94.1</b>	<b>94.7</b>	<b>95.3</b>	<b>95.6</b>	<b>96.0</b>
東 津 軽 郡	平 内 町	95.6	97.0	96.5	95.8	96.7
	今 別 町	96.7	96.9	97.2	97.6	97.0
	蓬 田 村	90.4	91.0	91.8	92.1	91.5
	外ヶ浜 町	98.7	97.2	97.0	96.9	96.9
	<b>計</b>	<b>95.8</b>	<b>96.5</b>	<b>96.2</b>	<b>95.8</b>	<b>96.2</b>
西 津 軽 郡	鱒ヶ沢 町	90.2	92.1	94.2	95.9	97.3
	深 浦 町	98.7	99.0	98.8	98.3	98.4
	<b>計</b>	<b>93.5</b>	<b>94.8</b>	<b>96.0</b>	<b>96.9</b>	<b>97.7</b>
中 津 軽 郡	西 目 屋 村	96.5	96.7	96.6	98.1	98.7
	<b>計</b>	<b>96.5</b>	<b>96.7</b>	<b>96.6</b>	<b>98.1</b>	<b>98.7</b>
南 津 軽 郡	藤 崎 町	94.5	94.6	94.8	95.0	95.8
	大 鰐 町	92.5	92.6	94.2	95.4	95.3
	田 舎 館 村	96.7	97.2	97.5	97.6	98.1
	<b>計</b>	<b>94.5</b>	<b>94.7</b>	<b>95.3</b>	<b>95.7</b>	<b>96.2</b>

(単位：%)

区 分		2 8	2 9	3 0	元	2
北 津 軽 郡	板 柳 町	91.7	92.3	93.0	93.4	94.2
	鶴 田 町	92.4	93.6	93.5	93.5	94.0
	中 泊 町	86.6	90.2	93.9	94.5	95.5
	<b>計</b>	<b>90.4</b>	<b>92.1</b>	<b>93.5</b>	<b>93.8</b>	<b>94.5</b>
上 北 郡	野 辺 地 町	95.9	97.0	97.4	97.6	97.7
	七 戸 町	95.2	95.7	96.4	97.0	97.0
	六 戸 町	96.9	97.3	97.6	97.8	98.4
	横 浜 町	96.8	97.3	96.2	94.6	95.0
	東 北 町	89.9	91.5	91.5	92.0	93.1
	六ヶ所村	95.5	96.0	96.5	97.1	97.5
	おいらせ町	93.1	94.6	94.8	95.0	95.7
	<b>計</b>	<b>94.2</b>	<b>95.2</b>	<b>95.5</b>	<b>95.7</b>	<b>96.3</b>
下 北 郡	大 間 町	81.2	80.5	83.2	83.7	88.5
	東 通 村	90.7	92.5	94.7	96.2	96.8
	風 間 浦 村	95.6	96.1	97.6	98.3	98.8
	佐 井 村	93.5	94.5	96.2	96.2	96.2
	<b>計</b>	<b>87.2</b>	<b>88.0</b>	<b>90.3</b>	<b>91.2</b>	<b>93.4</b>
三 戸 郡	三 戸 町	93.9	94.6	95.7	96.1	95.9
	五 戸 町	93.9	94.6	94.1	94.5	94.1
	田 子 町	97.5	98.0	97.7	97.3	97.5
	南 部 町	93.7	94.4	94.9	96.0	96.6
	階 上 町	91.5	92.9	94.5	95.4	96.2
	新 郷 村	96.8	97.1	97.5	97.4	97.4
	<b>計</b>	<b>93.6</b>	<b>94.5</b>	<b>95.0</b>	<b>95.6</b>	<b>95.8</b>
<b>市 計</b>		<b>94.1</b>	<b>94.7</b>	<b>95.3</b>	<b>95.6</b>	<b>96.0</b>
<b>町 村 計</b>		<b>93.4</b>	<b>94.4</b>	<b>94.9</b>	<b>95.3</b>	<b>95.9</b>
<b>県 計</b>		<b>94.0</b>	<b>94.7</b>	<b>95.2</b>	<b>95.6</b>	<b>96.0</b>

## 2 県民税利子割

調定状況（現年課税分）

（単位：千円、％）

区	分	調定額	前年比
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	97	87.4
	銀行預金利子	91,218	111.8
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	33,676	92.9
	勤務先預金等の利子	50,137	90.4
	合同運用信託の収益の分配 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外 の収益の分配		
	郵便貯金利子	2	100.0
	国外一般公社債等の利子等		
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	995	124.5
	小計	176,125	101.1
私 募 公 社 債 等 の 運 用 分 配 等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配		
	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配		
	小計		
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	3,062	105.8
	定期積金の給付補てん金	403	15.7
	掛金の給付補てん金		
	抵当証券の利息		
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益		
	外貨建預貯金等の為替差益		
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,540	162.4
	小計	6,005	85.6
<b>合 計</b>		<b>182,130</b>	<b>100.5</b>

# 3 法人県民税・事業税

## (1) 県税部別調定状況 (現年課税分)

### ① 法人県民税

(単位：千円、%)

区分		東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		県 内 計		分 割		合 計			
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比		
本	課 税 標 準	4,673	92.9	3,603	116.0	5,856	106.1	2,009	140.3	4,406	90.0	1,838	106.1	22,385	103.1	36,292	93.8	58,677	97.1		
	確 定 税 額 (修・更正)	均 等 割	127,519	99.7	96,170	99.7	123,590	99.4	50,577	98.9	79,995	99.2	26,100	99.6	503,951	99.4	757,582	99.2	1,261,533	99.3	
		税 割	145,405	77.5	119,564	104.2	191,197	93.2	58,804	111.9	137,212	74.6	63,318	95.2	715,500	88.3	1,335,803	86.6	2,051,303	87.2	
	税 額 控 除	10	100.0			12	10.1			523	80.5			545	70.0	13,269	84.6	13,814	84.0		
利 子 割 控 除																					
事	既 納 付 中 間 分	均 等 割	前 年	11,115	103.7	7,405	93.9	12,325	96.9	4,325	91.1	7,830	88.8	2,110	90.6	45,110	95.5	249,316	98.4	294,426	98.0
			当 年	5,585	103.0	4,375	100.7	6,360	102.7	1,745	92.1	4,385	91.4	1,215	91.7	23,665	98.7	51,908	98.0	75,573	98.2
	税 割	前 年	59,057	106.7	38,288	94.4	76,616	101.8	18,226	90.1	54,460	94.6	27,401	105.2	274,048	99.6	541,780	83.8	815,828	88.6	
		当 年	10,211	44.3	4,824	41.5	7,693	42.3	2,073	44.8	11,083	48.5	2,286	33.2	38,170	43.8	37,420	36.6	75,590	39.9	
業	中 間 申 告 分	均 等 割	当 年	5,690	103.1	4,410	101.5	6,395	103.2	1,745	92.1	4,395	91.8	1,215	92.4	23,850	99.1	60,280	97.2	84,130	97.8
			翌 年	10,340	92.8	7,637	103.1	11,885	96.3	4,180	96.9	7,610	96.6	2,155	101.7	43,807	96.9	243,000	97.0	286,807	97.0
	税 割	当 年	10,333	40.6	4,928	42.3	7,696	42.4	2,073	44.8	11,085	48.5	2,286	33.2	38,401	42.9	43,936	37.9	82,337	40.0	
		翌 年	15,643	26.4	13,561	35.5	25,680	33.4	5,711	31.8	15,659	28.7	8,548	31.2	84,802	30.9	169,146	31.2	253,948	31.1	
過 大 還 付 請 求 利 子 割 額																					
中 間 納 付 の 歳 出 還 付 額		10,569	149.7	5,846	88.7	11,894	111.2	3,042	65.9	9,126	103.4	1,480	97.2	41,957	106.7	40,296	80.0	82,253	91.7		
小 計	均 等 割	126,849	98.7	96,437	100.4	123,185	99.3	50,432	99.5	79,785	100.1	26,145	100.6	502,833	99.6	760,436	98.7	1,263,269	99.0		
	税 割	112,589	56.1	100,716	84.7	152,060	70.1	49,294	90.7	106,951	56.6	45,924	66.2	567,534	66.8	995,808	67.0	1,563,342	66.9		
計		239,438	72.7	197,153	91.7	275,245	80.7	99,726	94.9	186,736	69.5	72,069	75.6	1,070,367	79.0	1,756,244	77.8	2,826,611	78.3		
過 事 業 年 度	均 等 割	1,226	99.6	631	68.1	1,152	96.8	416	93.3	433	111.6	183	57.7	4,041	89.8	16,068	105.6	20,109	102.0		
	税 割	2,368	37.8	3,234	71.9	1,752	112.0	716	27.5	584	26.8	16	2.6	8,670	48.9	26,324	102.6	34,994	80.6		
	計	3,594	47.9	3,865	71.3	2,904	105.4	1,132	37.2	1,017	39.6	199	21.2	12,711	57.2	42,392	103.7	55,103	87.3		
調 定 額		243,032	72.2	201,018	91.2	278,149	80.9	100,858	93.3	187,753	69.2	72,268	75.0	1,083,078	78.7	1,798,636	78.3	2,881,714	78.4		

課税標準の単位は百万円

② 法人事業税

(単位：千円、%)

区分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		県 内 計		分 割		合 計			
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比		
課税標準	所得割	22,181	92.8	16,995	113.3	23,730	95.6	7,844	113.9	18,940	91.4	5,594	112.7	95,284	98.9	188,431	90.5	283,715	93.2	
	付加価値割	4,364	98.7	5,315	105.1	10,996	113.5	555	82.6	2,126	98.6	140	99.3	23,496	106.1	418,223	95.9	441,719	96.4	
	資本割	9,814	97.1	1,717	124.5	11,359	99.6	600	74.1	3,590	100.0	651	99.8	27,731	99.2	715,099	101.0	742,830	100.9	
	収入割	1,458	125.9	1,800	76.8	4,047	89.7	5,955	極大	13,707	105.7	4,287	97.9	31,254	121.3	306,506	92.3	337,760	94.4	
確定税額 (修・更正)	所得割	1,264,294	94.2	915,395	116.3	1,200,102	97.1	424,243	115.0	1,082,226	89.5	339,232	115.3	5,225,492	99.7	5,145,495	84.6	10,370,987	91.6	
	付加価値割	52,369	98.7	63,779	105.1	131,080	112.8	6,660	82.5	25,511	98.6	1,687	99.4	281,086	105.8	5,018,626	95.9	5,299,712	96.4	
	資本割	49,067	97.1	8,584	124.5	56,007	98.2	3,000	74.1	17,952	100.0	3,257	100.0	137,867	98.7	3,575,447	101.0	3,713,314	100.9	
	収入割	14,397	138.2	16,290	77.3	34,222	84.3	59,514	極大	124,644	106.8	38,579	97.9	287,646	124.0	2,760,327	92.4	3,047,973	94.6	
税額控除	20	0.4		皆減	100	2.0		皆減	1,120	30.4		皆減	1,240	7.7	13,174	25.9	14,414	21.5		
事業 既納付中間分	所得割	前年	425,758	107.4	258,607	97.5	425,884	101.7	124,976	87.4	327,026	94.1	101,075	104.5	1,663,326	99.7	1,586,328	88.6	3,249,654	94.0
		当年	188,425	110.3	83,956	93.2	147,752	106.0	41,662	127.5	208,360	115.9	43,393	79.3	713,548	106.9	552,787	100.7	1,266,335	104.1
	付加価値割	前年	18,592	107.7	28,361	119.1	58,179	99.6	3,911	104.4	11,027	139.0	602	128.4	120,672	108.1	2,278,765	98.6	2,399,437	99.0
		当年	3,452	42.4	2,256	103.6	1,059	皆増			887	396.0			7,654	72.7	259,158	85.5	266,812	85.0
	資本割	前年	22,558	104.5	3,371	150.1	27,866	107.1	1,997	103.7	8,003	101.0	1,627	99.9	65,422	106.7	1,673,193	100.6	1,738,615	100.8
		当年	1,729	40.2	966	105.0	787	皆増			887	132.4			4,369	74.2	88,367	104.4	92,736	102.4
	収入割	前年	841	105.4	7,362	104.6	16,510	242.0	79	皆増	52,299	100.7	19,710	100.7	96,801	112.3	1,441,803	101.1	1,538,604	101.8
		当年	4,605	47.2	503	6.6	15,284	328.1	1,885	107.1	5,513	286.4			27,790	108.2	340	79.6	28,130	107.7
中間申告分	所得割	当年	191,439	101.6	84,196	93.4	148,022	106.2	41,662	127.5	208,397	115.9	43,393	79.4	717,109	104.7	603,413	103.4	1,320,522	104.1
		翌年	369,446	86.4	303,218	117.6	407,167	95.2	136,002	110.5	298,931	91.2	108,659	107.4	1,623,423	97.5	1,614,025	101.4	3,237,448	99.4
	付加価値割	当年	3,452	42.4	2,256	103.6	1,059	皆増			887	394.2			7,654	72.6	374,462	104.3	382,116	103.4
		翌年	21,647	116.4	24,929	87.9	49,208	84.6	3,497	89.4	12,390	112.4	886	147.2	112,557	93.3	2,328,229	104.0	2,440,786	103.5
	資本割	当年	1,729	40.2	966	105.0	787	皆増			887	132.4			4,369	74.2	110,690	103.3	115,059	101.8
		翌年	23,958	106.2	3,184	94.5	25,882	92.9	1,575	78.9	8,474	105.9	1,710	105.1	64,783	99.0	1,791,975	106.9	1,856,758	106.6
収入割	当年	4,605	47.2	3,346	44.1	15,272	327.8	1,885	107.1	5,514	286.4			30,622	119.2	704	113.2	31,326	119.0	
	翌年	871	103.6	8,003	108.7	44,737	271.0	99	125.3	57,465	109.9	20,254	102.8	131,429	135.8	903,942	62.7	1,035,371	67.3	
中間納付の 歳出還付額	所得割	81,002	144.6	44,892	92.8	101,038	123.5	23,919	66.5	75,613	124.0	12,082	100.7	338,546	114.7	112,767	65.6	451,313	96.6	
	付加価値割		皆減	321	皆増		皆減	595	皆増				皆減	916	49.3	10,719	51.8	11,635	51.6	
	資本割			285	皆増			525	皆増					810	皆増	10,774	563.2	11,584	605.5	
	収入割					12,729	極大							12,729	極大		皆減	12,729	極大	
小計	所得割	1,292,417	89.3	1,005,940	121.4	1,282,693	96.7	459,188	120.4	1,128,738	90.3	358,898	115.6	5,527,874	99.7	5,334,737	87.6	10,862,611	93.4	
	付加価値割	55,424	109.8	60,668	94.6	122,108	107.0	6,841	86.2	26,874	100.1	1,971	147.1	273,886	103.4	5,239,057	100.8	5,512,943	100.9	
	資本割	50,468	99.0	8,682	108.3	54,023	95.2	3,103	76.3	18,423	103.6	3,339	102.6	138,038	98.0	3,727,323	104.5	3,865,361	104.2	
	収入割	14,427	137.9	19,775	92.4	75,066	149.2	59,534	極大	129,810	110.9	39,123	98.9	337,735	139.2	2,216,560	73.8	2,554,295	78.6	
計	1,412,736	90.6	1,095,065	118.8	1,533,890	99.1	528,666	133.1	1,303,845	92.4	403,331	113.7	6,277,533	101.4	16,517,677	92.5	22,795,210	94.8		
過事業年度	所得割	16,868	38.9	16,807	73.1	10,247	94.1	5,622	42.2	4,724	29.9	151	3.1	54,419	49.0	72,693	64.0	127,112	56.6	
	付加価値割		皆減	241	6.4	528	237.8							769	19.0	79,305	123.7	80,074	117.4	
	資本割				皆減	100	皆増							100	6.6	28,137	108.4	28,237	102.8	
	収入割				皆減	445	228.2	67	515.4		皆減			512	205.6	1,387	573.1	1,899	386.8	
計	16,868	38.8	17,048	60.3	11,320	100.1	5,689	42.7	4,724	29.9	151	3.1	55,800	47.7	181,522	89.1	237,322	74.0		
調定額	1,429,604	89.2	1,112,113	117.0	1,545,210	99.1	534,355	130.2	1,308,569	91.7	403,482	112.2	6,333,333	100.4	16,699,199	92.5	23,032,532	94.5		

課税標準の単位は百万円

## (2) 業種別調定状況 (現年課税分)

(単位:千円、%)

区 分		法 人 県 民 税 ( 法 人 税 割 )						法 人 事 業 税					
		県 内 法 人		分 割 法 人		計		県 内 法 人		分 割 法 人		計	
		調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比
所 得	農 業	12,667	71.4	4,812	108.4	17,479	78.8	190,946	138.5	52,059	188.1	243,005	146.8
	林 業	3,860	77.9	321	101.9	4,181	79.4	50,183	112.6	7,198	166.6	57,381	117.4
	漁 業	2,955	241.2	344	21.9	3,299	118.1	55,480	488.0	40,820	89.6	96,300	169.1
	鉱 業	3,140	20.1	71	17.5	3,211	20.0	15,961	72.6	734	52.8	16,695	71.4
	建 設 業	126,779	65.4	100,507	67.4	227,286	66.3	1,659,779	104.3	1,292,212	100.7	2,951,991	102.7
	製 造 業	72,967	53.6	219,884	86.6	292,851	75.1	875,125	87.5	4,436,976	105.6	5,312,101	102.1
	卸 ・ 小 売 業	94,849	65.1	234,221	63.3	329,070	63.8	1,180,228	102.2	3,147,235	106.9	4,327,463	105.6
課 税	金 融 業			30,279	28.5	30,279	28.5			915,672	49.1	915,672	49.1
	証 券 業	7	233.3	2,949	141.5	2,956	141.6	116	504.3	87,027	96.7	87,143	96.8
	上記以外の金融業	11,308	90.9	18,201	121.5	29,509	107.6	112,420	122.9	317,863	111.8	430,283	114.5
	小 計	11,315	91.0	51,429	41.7	62,744	46.2	112,536	123.0	1,320,562	59.0	1,433,098	61.5
分	不 動 産 業	24,309	67.8	18,039	59.3	42,348	63.9	304,397	101.8	171,366	89.1	475,763	96.8
	運 輸 ・ 通 信 業	18,672	47.1	48,495	53.7	67,167	51.7	265,494	80.4	1,528,897	95.5	1,794,391	92.9
	サ ー ビ ス 業	128,965	67.2	167,255	60.7	296,220	63.3	1,222,408	97.2	2,209,919	96.0	3,432,327	96.4
	計	500,478	62.9	845,378	65.1	1,345,856	64.3	5,932,537	99.9	14,207,978	95.7	20,140,515	96.9
収 入 金 課 税 分	生 命 保 険 業			83,187	70.9	83,187	70.9			430,016	87.0	430,016	87.0
	損 害 保 険 業			23,543	49.3	23,543	49.3			406,216	105.8	406,216	105.8
	小 計			106,730	64.6	106,730	64.6			836,232	95.2	836,232	95.2
	電 気 ・ ガ ス 業	67,056	123.3	43,700	194.6	110,756	144.1	344,997	136.5	1,473,467	69.0	1,818,464	76.2
計	67,056	123.3	150,430	80.2	217,486	89.9	344,997	136.5	2,309,699	76.7	2,654,696	81.3	
合 計	567,534	66.8	995,808	67.0	1,563,342	66.9	6,277,534	101.4	16,517,677	92.5	22,795,211	94.8	
過 事 業 年 度 分	8,670	48.9	26,324	102.6	34,994	80.6	55,799	47.7	181,522	89.1	237,321	74.0	
総 計	576,204	66.4	1,022,132	67.6	1,598,336	67.2	6,333,333	100.4	16,699,199	92.5	23,032,532	94.5	

## (3) 法人県民税超過課税の状況

(単位:千円、%)

区 分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度	
		調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比
県 内 法 人	法人税割額	835,721	85.3	920,399	110.1	874,898	95.1	867,308	99.1	576,204	66.4
	上記のうち 超過相当分	117,784	104.1	132,399	112.4	125,239	94.6	124,445	99.4	95,840	77.0
	構 成 比	14.1	—	14.4	—	14.3	—	14.3	—	16.6	—
分 割 法 人	法人税割額	1,719,804	86.0	1,696,730	98.7	1,752,456	103.3	1,512,698	86.3	1,022,132	67.6
	上記のうち 超過相当分	338,835	107.3	331,526	97.8	345,971	104.4	298,787	86.4	220,835	73.9
	構 成 比	19.7	—	19.5	—	19.7	—	19.8	—	21.6	—
計	法人税割額	2,555,525	85.8	2,617,129	102.4	2,627,354	100.4	2,380,006	90.6	1,598,336	67.2
	上記のうち 超過相当分	456,619	106.5	463,925	101.6	471,210	101.6	423,232	89.8	316,675	74.8
	構 成 比	17.9	—	17.7	—	17.9	—	17.8	—	19.8	—

## (4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況

(単位:事業年度)

区分	法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)	超過課税対象法人等(①+②)	資本金額等が1億円以下の法人等	資本金額等が1億円を超える法人等	総法人(④+⑤)	超過課税対象割合				
							① %	② %	③ %		
普通法人	県内法人	339	89	428	17,704	140	17,844	1.9	63.6	2.4	
	分割法人	本県本店	100	37	137	537	59	596	18.6	62.7	23.0
		他県本店	666	1,040	1,706	1,663	1,324	2,987	40.0	78.5	57.1
		分割計	766	1,077	1,843	2,200	1,383	3,583	34.8	77.9	51.4
	計	1,105	1,166	2,271	19,904	1,523	21,427	5.6	76.6	10.6	
公益法人等	県内法人	6		6	402	2	404	1.5	—	1.5	
	分割法人	本県本店				1	1	—	—	—	
		他県本店	20		20	57	3	60	35.1	—	33.3
		分割計	20		20	58	3	61	34.5	—	32.8
計	26		26	460	5	465	5.7	—	5.6		
人格のない等しい等保相	県内法人				227		227	—		—	
	分割法人	本県本店									
		他県本店									
		分割計									
計				227		227	—		—		
協同組合等	県内法人	4	42	46	669	68	737	0.6	61.8	6.2	
	分割法人	本県本店	2	1	3	9	1	10	22.2	100.0	30.0
		他県本店	5	12	17	15	14	29	33.3	85.7	58.6
		分割計	7	13	20	24	15	39	29.2	86.7	51.3
計	11	55	66	693	83	776	1.6	66.3	8.5		
計	県内法人	349	131	480	19,002	210	19,212	1.8	62.4	2.5	
	分割法人	本県本店	102	38	140	547	60	607	18.6	63.3	23.1
		他県本店	691	1,057	1,748	1,735	1,346	3,081	39.8	78.5	56.7
		分割計	793	1,095	1,888	2,282	1,406	3,688	34.8	77.9	51.2
計	1,142	1,226	2,368	21,284	1,616	22,900	5.4	75.9	10.3		

(注) 1 令和2年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。

2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。

3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

4 公益法人等及び人格のない社団等には、収益事業を営まないものは含まれていないものである。

## (5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況

(単位：事業年度)

区 分		法人税額 が年1,000 万円を超 える法人 等(②に 該当する ものを除 く。)	資本金額 等が1億 円を超え る法人等 (欠損法 人を除く。)	超過課税 対象法人 等 (①+②)	資本金額 等が1億 円以下の 法人等	資本金額 等が1億 円を超え る法人等	総法人 (④+⑤)	超過課税対象割合								
								①	②	③	④	⑤	⑥	① — ④	② — ⑤	③ — ⑥
								%	%	%	%	%	%	%	%	%
農 業	県内法人	9	1	10	609	1	610	1.5	100.0	1.6						
	分割法人	本県本店	2	1	3	12	1	13	16.7	100.0	23.1					
		他県本店	5		5	12		12	41.7		41.7					
		分割計	7	1	8	24	1	25	29.2	100.0	32.0					
	計	16	2	18	633	2	635	2.5	100.0	2.8						
林 業	県内法人	4	1	5	104	1	105	3.8	100.0	4.8						
	分割法人	本県本店														
		他県本店	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7					
		分割計	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7					
計	5	2	7	106	2	108	4.7	100.0	6.5							
漁 業	県内法人	1		1	99	1	100	1.0	-	1.0						
	分割法人	本県本店				1		1	-		-					
		他県本店		4	4	2	4	6	-	100.0	66.7					
		分割計		4	4	3	4	7	-	100.0	57.1					
計	1	4	5	102	5	107	1.0	80.0	4.7							
鉱 業	県内法人	1	1	2	58	1	59	1.7	100.0	3.4						
	分割法人	本県本店				1		1	-		-					
		他県本店		2	2	3	3	6	-	66.7	33.3					
		分割計		2	2	4	3	7	-	66.7	28.6					
計	1	3	4	62	4	66	1.6	75.0	6.1							
建 設 業	県内法人	119	2	121	4,084	4	4,088	2.9	50.0	3.0						
	分割法人	本県本店	21	1	22	97	1	98	21.6	100.0	22.4					
		他県本店	74	142	216	149	155	304	49.7	91.6	71.1					
		分割計	95	143	238	246	156	402	38.6	91.7	59.2					
計	214	145	359	4,330	160	4,490	4.9	90.6	8.0							
製 造 業	県内法人	36	17	53	1,419	28	1,447	2.5	60.7	3.7						
	分割法人	本県本店	16	12	28	67	21	88	23.9	57.1	31.8					
		他県本店	123	254	377	275	328	603	44.7	77.4	62.5					
		分割計	139	266	405	342	349	691	40.6	76.2	58.6					
計	175	283	458	1,761	377	2,138	9.9	75.1	21.4							
卸 ・ 小 売 業	県内法人	73	15	88	4,958	24	4,982	1.5	62.5	1.8						
	分割法人	本県本店	30	15	45	162	19	181	18.5	78.9	24.9					
		他県本店	198	296	494	563	406	969	35.2	72.9	51.0					
		分割計	228	311	539	725	425	1,150	31.4	73.2	46.9					
計	301	326	627	5,683	449	6,132	5.3	72.6	10.2							
金 融 業	県内法人	3	6	9	300	11	311	1.0	54.5	2.9						
	分割法人	本県本店		1	1	1	2	3	-	50.0	33.3					
		他県本店	10	37	47	29	40	69	34.5	92.5	68.1					
		分割計	10	38	48	30	42	72	33.3	90.5	66.7					
計	13	44	57	330	53	383	3.9	83.0	14.9							

(単位：事業年度)

区 分		法人税額 が年1,000 万円を超 える法人 等(②に 該当する ものを除 く。)	資本金額 等が1億 円を超え る法人等 (欠損法 人を除く。)	超過課税 対象法人 等 (①+②)	資本金額 等が1億 円以下の 法人等	資本金額 等が1億 円を超え る法人等	総法人 (④+⑤)	超過課税対象割合			
								①	②	③	
								④	⑤	⑥	
		①	②	③	④	⑤	⑥	%	%	%	
不 動 産 業	県内法人	14	14	28	1,391	16	1,407	1.0	87.5	2.0	
	分割 法人	本県本店	2		2	16	1	17	12.5	-	11.8
		他県本店	9	21	30	27	26	53	33.3	80.8	56.6
		分割計	11	21	32	43	27	70	25.6	77.8	45.7
	計	25	35	60	1,434	43	1,477	1.7	81.4	4.1	
運 輸 ・ 通 信 業	県内法人	12	4	16	700	7	707	1.7	57.1	2.3	
	分割 法人	本県本店	11	1	12	41	4	45	26.8	25.0	26.7
		他県本店	45	51	96	97	72	169	46.4	70.8	56.8
		分割計	56	52	108	138	76	214	40.6	68.4	50.5
	計	68	56	124	838	83	921	8.1	67.5	13.5	
保 険 業	県内法人										
	分割 法人	本県本店									
		他県本店		27	27		30	30		90.0	90.0
		分割計		27	27		30	30		90.0	90.0
	計		27	27		30	30		90.0	90.0	
電 気 ・ ガ ス 業	県内法人	3	11	14	111	15	126	2.7	73.3	11.1	
	分割 法人	本県本店	1		1	6		6	16.7		16.7
		他県本店		7	7	2	9	11	-	77.8	63.6
		分割計	1	7	8	8	9	17	12.5	77.8	47.1
	計	4	18	22	119	24	143	3.4	75.0	15.4	
サ ー ビ ス 業	県内法人	74	59	133	5,169	101	5,270	1.4	58.4	2.5	
	分割 法人	本県本店	19	7	26	143	11	154	13.3	63.6	16.9
		他県本店	226	215	441	574	272	846	39.4	79.0	52.1
		分割計	245	222	467	717	283	1,000	34.2	78.4	46.7
	計	319	281	600	5,886	384	6,270	5.4	73.2	9.6	
計	県内法人	349	131	480	19,002	210	19,212	1.8	62.4	2.5	
	分割 法人	本県本店	102	38	140	547	60	607	18.6	63.3	23.1
		他県本店	691	1,057	1,748	1,735	1,346	3,081	39.8	78.5	56.7
		分割計	793	1,095	1,888	2,282	1,406	3,688	34.8	77.9	51.2
	計	1,142	1,226	2,368	21,284	1,616	22,900	5.4	75.9	10.3	

- (注) 1 令和2年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。
- 2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。
- 3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

## 4 個人事業税

(1) 調定状況 (現年課税分)

(単位：千円、%)

区分	第一種			第二種			第三種						合計		
	5/100			4/100			5/100			3/100					
	所得 税者	所得 税者	計	所得 税者	所得 税者	計	所得 税者	所得 税者	計	所得 税者	所得 税者	計	所得 税者	所得 税者	計
調定額	688,384	7,846	696,230	1,708	2	1,710	257,842	3,527	261,369	1,017	147	1,164	<b>948,951</b>	<b>11,522</b>	<b>960,473</b>
前年比	103.7	118.3	103.9	20.2	皆増	20.3	98.7	475.0	99.7	118.3	211.3	125.3	<b>101.6</b>	<b>154.7</b>	<b>102.0</b>

## (2) 定期賦課の状況

## 第一種事業

(単位：人、千円、%)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
物 品 販 売 業	590	74,251	92.5	97.1
保 険 業				
金 銭 貸 付 業	1	361	100.0	686.9
物 品 貸 付 業	9	1,378	81.8	96.0
不 動 産 貸 付 業	1,317	248,777	99.9	104.3
製 造 業	389	48,554	95.3	108.2
電 気 供 給 業	13	602	260.0	39.2
土 石 採 取 業			皆減	皆減
電 気 通 信 事 業				
運 送 業	92	9,529	109.5	114.0
運 送 取 扱 業				
船 舶 て い け い 場 業				
倉 庫 業				
駐 車 場 業	10	941	76.9	78.5
請 負 業	1,316	195,915	93.6	102.4
印 刷 業	6	1,112	120.0	122.1
出 版 業				
写 真 業	12	570	85.7	64.3
席 貸 業				
旅 館 業	18	2,069	75.0	103.8
料 理 店 業	49	6,647	74.2	75.6
飲 食 店 業	276	26,745	105.7	103.4
周 旋 業	11	3,077	100.0	120.2
代 理 業	35	3,018	89.7	114.3
仲 立 業	8	2,909	72.7	127.7
問 屋 業	1	576	100.0	219.4
両 替 業				
公 衆 浴 場 業	3	660	75.0	167.8
演 劇 興 行 業				
遊 技 場 業	5	1,274	83.3	207.7
遊 覧 所 業				
商 品 取 引 業				
不 動 産 売 買 業	2	335	33.3	23.0
広 告 業	6	300	75.0	114.9
興 信 所 業				
案 内 業	6	1,563	120.0	127.9
冠 婚 葬 祭 業	6	1,673	85.7	208.3
<b>第 一 種 事 業 計</b>	<b>4,181</b>	<b>632,836</b>	<b>96.0</b>	<b>102.9</b>

第二種事業

(単位：人、千円、%)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
畜 産 業	1	431	33.3	47.1
水 産 業	8	1,197	80.0	16.9
薪 炭 製 造 業				
<b>第 二 種 事 業 計</b>	<b>9</b>	<b>1,628</b>	<b>69.2</b>	<b>20.4</b>

第三種事業

(単位：人、千円、%)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
医 業	136	46,142	100.0	84.3
歯 科 医 業	56	14,602	112.0	121.4
薬 剤 師 業	1	189	50.0	109.1
あん摩等の事業	20	965	100.0	107.8
獣 医 業	31	9,761	103.3	96.3
装 蹄 師 業	1	58	100.0	186.2
弁 護 士 業	53	27,409	84.1	97.4
司 法 書 士 業	55	18,517	90.2	89.5
行 政 書 士 業	12	4,760	85.7	90.7
公 証 人 業	3	528	100.0	62.4
弁 理 士 業	2	614	100.0	126.9
税 理 士 業	115	47,711	95.0	93.4
公 認 会 計 士 業	9	4,348	90.0	112.8
計 理 士 業				
社 会 保 険 労 務 士 業	49	10,763	80.3	96.0
コ ン サ ル タ ン ト 業	67	8,783	104.7	102.6
設 計 監 督 者 業	94	14,663	87.9	108.6
不 動 産 鑑 定 業	1	13	100.0	78.4
デ ザ イ ン 業	25	2,767	108.7	103.7
諸 芸 師 匠 業	40	3,860	105.3	125.2
理 容 業	43	3,214	91.5	90.5
美 容 業	126	10,921	108.6	112.0
ク リ ー ニ ン グ 業	4	262	100.0	104.8
公 衆 浴 場 業	1	156	100.0	極大
歯 科 衛 生 士 業				
歯 科 技 工 士 業	48	2,999	104.3	108.8
測 量 士 業	17	1,689	100.0	54.0
土 地 家 屋 調 査 士 業	46	10,906	95.8	82.7
海 事 代 理 士 業	2	132	100.0	194.4
印 刷 製 版 業				
<b>第 三 種 事 業 計</b>	<b>1,057</b>	<b>246,732</b>	<b>97.2</b>	<b>94.9</b>
<b>全 事 業 合 計</b>	<b>5,247</b>	<b>881,196</b>	<b>96.2</b>	<b>99.8</b>

## 5 不 動 産 取 得 税

調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：千円、%)

区 分		東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計		
		税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	
承 継 分	土 地	190,648	75.3	138,052	104.4	158,180	88.9	47,459	105.2	103,271	109.2	16,562	98.4	654,172	90.9	
	家 屋	232,203	81.4	140,941	112.5	112,248	91.1	46,572	136.0	93,927	137.7	20,137	89.3	646,028	98.0	
	計	422,851	78.5	278,993	108.3	270,428	89.8	94,031	118.5	197,198	121.1	36,699	93.2	1,300,200	94.3	
建 築 分	木 造	専 用 住 宅	14,794	81.4	33,739	99.7	9,616	51.7	16,090	103.9	25,847	91.3	4,088	107.1	104,174	88.1
		そ の 他	26,095	85.4	41,293	114.7	56,628	99.7	21,405	74.3	33,795	63.2	2,663	34.9	181,879	85.3
		小 計	40,889	83.9	75,032	107.4	66,244	87.9	37,495	84.6	59,642	72.9	6,751	59.0	286,053	86.3
	非 木 造	専 用 住 宅	3,558	70.9	4,296	143.2	3,455	49.2	757	59.6	1,683	31.9	13	12.9	13,762	63.4
		そ の 他	153,552	106.7	84,273	139.7	95,762	126.6	55,409	89.0	80,067	120.7	18,322	36.4	487,385	106.2
		小 計	157,110	105.5	88,569	139.9	99,217	120.0	56,166	88.4	81,750	114.1	18,335	36.3	501,147	104.3
計		197,999	100.2	163,601	122.8	165,461	104.7	93,661	86.9	141,392	92.1	25,086	40.5	787,200	96.9	
合 計		620,850	84.3	442,594	113.3	435,889	94.9	187,692	100.3	338,590	107.1	61,785	61.0	2,087,400	95.3	

## 6 た ば こ 税

調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：千円、%)

税 額		返 還 控 除 等		手 持 品 課 税		差 引 調 定 額	
金 額	前 年 比	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
1,560,980	95.5	9,137	113.8	5,597	極大	1,557,440	95.7

# 7 ゴ ル フ 場 利 用 税

調 定 状 況 (現年課税分)

区 分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
		%		%		%		%		%		%		%
施 設 数	3	100.0	5	100.0	2	100.0	1	100.0	4	100.0			15	100.0
課 税 標 準	59,214 人	90.5	73,480 人	99.3	41,951 人	95.4	10,579 人	88.7	77,155 人	94.5			262,379 人	94.7
非 課 税	12,693 人	92.3	14,540 人	101.1	11,765 人	97.8	1,221 人	83.2	13,183 人	98.6			53,402 人	97.1
税 額	41,087 千円	89.0	36,112 千円	98.6	18,483 千円	92.3	5,721 千円	89.5	35,200 千円	95.7			136,603 千円	93.6

# 8 自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割

調定状況 (現年課税分)

(単位：台、千円、%)

区 分	新 車				中 古 車				計			
	台 数	税 額	前 年 比		台 数	税 額	前 年 比		台 数	税 額	前 年 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
普通乗用車	5,882	332,437	214.0	217.8	1,671	37,976	228.9	214.6	7,553	370,413	217.1	217.5
小型乗用車	9,623	289,691	178.9	204.8	1,207	15,065	230.8	246.8	10,830	304,756	183.5	206.6
トラック	2,075	127,195	217.7	217.4	283	6,150	233.9	179.6	2,358	133,345	219.6	215.3
バス	29	4,677	100.0	149.1	18	322	200.0	120.1	47	4,999	123.7	146.8
特種用途車	614	60,023	227.4	224.2	99	1,610	291.2	166.3	713	61,633	234.5	222.2
軽自動車	9,608	176,177	449.0	437.1	779	6,802	258.8	260.3	10,387	182,979	425.5	426.3
計	<b>27,831</b>	<b>990,200</b>	<b>241.6</b>	<b>234.2</b>	<b>4,057</b>	<b>67,925</b>	<b>236.1</b>	<b>218.6</b>	<b>31,888</b>	<b>1,058,125</b>	<b>240.9</b>	<b>233.2</b>

# 9 自 動 車 税 種 別 割

## (1) 調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：台、千円、%)

区 分	営 業 用				自 家 用				計			
	台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
ト ラ ッ ク	8,067	249,885	99.8	99.9	40,883	676,812	98.8	99.0	48,950	926,697	98.9	99.2
バ (一 般 乗 合)	447	8,242	96.3	99.6					447	8,242	96.3	99.6
バ (そ の 他)	798	31,578	97.4	97.3	1,376	52,523	95.8	97.9	2,174	84,101	96.4	97.6
普 通 乗 用 車	647	7,411	99.5	100.5	173,526	7,238,979	102.0	100.9	174,173	7,246,390	102.0	100.9
小 型 乗 用 車	1,711	16,496	95.1	95.0	203,961	7,190,780	97.7	96.6	205,672	7,207,276	97.7	96.6
三 輪 車					14	104	100.0	100.0	14	104	100.0	100.0
ト レ ー ラ ー	1,889	73,900	101.2	102.0	293	14,223	104.3	105.4	2,182	88,123	101.6	102.5
特 種 用 途 車	5,137	188,837	99.9	100.0	9,860	206,426	100.1	99.8	14,997	395,263	100.0	99.9
貨 客 兼 用 車	232	3,078	97.9	101.8	26,598	431,699	100.9	100.2	26,830	434,777	100.9	100.2
<b>計</b>	<b>18,928</b>	<b>579,427</b>	<b>99.3</b>	<b>99.9</b>	<b>456,511</b>	<b>15,811,546</b>	<b>99.6</b>	<b>98.8</b>	<b>475,439</b>	<b>16,390,973</b>	<b>99.6</b>	<b>98.8</b>

(注) 旧法の自動車税を含む

## (2) 定期賦課の状況

(単位：台、千円、%)

区 分	営 業 用				自 家 用				計			
	台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
ト ラ ッ ク	12,623	424,588	100.3	100.2	48,137	807,245	98.7	99.4	60,760	1,231,833	99.0	99.6
バ (一 般 乗 合)	586	11,008	102.1	102.1					586	11,008	102.1	102.1
バ (そ の 他)	803	32,201	96.7	96.5	1,442	53,691	99.1	99.0	2,245	85,892	98.2	98.0
普 通 乗 用 車	650	7,459	100.3	100.8	171,857	7,477,710	102.0	101.0	172,507	7,485,169	102.0	101.0
小 型 乗 用 車	1,800	16,986	98.3	96.9	215,551	7,657,387	97.6	96.9	217,351	7,674,373	97.6	96.9
三 輪 車					14	104	100.0	100.0	14	104	100.0	100.0
ト レ ー ラ ー	2,136	85,282	101.2	102.0	894	19,717	101.2	103.6	3,030	104,999	101.2	102.3
特 種 用 途 車	417	4,163	99.3	99.3	4,328	101,444	99.5	97.9	4,745	105,607	99.5	97.9
貨 客 兼 用 車	234	3,125	104.5	103.8	26,506	433,307	100.2	100.0	26,740	436,432	100.2	100.0
<b>小 計</b>	<b>19,249</b>	<b>584,812</b>	<b>100.1</b>	<b>100.2</b>	<b>468,729</b>	<b>16,550,605</b>	<b>99.5</b>	<b>98.9</b>	<b>487,978</b>	<b>17,135,417</b>	<b>99.5</b>	<b>99.0</b>
米 軍 構 成 員					3,467	49,289	120.9	122.8	3,467	49,289	120.9	122.8
<b>計</b>	<b>19,249</b>	<b>584,812</b>	<b>100.1</b>	<b>100.2</b>	<b>472,196</b>	<b>16,599,894</b>	<b>99.6</b>	<b>99.0</b>	<b>491,445</b>	<b>17,184,706</b>	<b>99.6</b>	<b>99.0</b>

(注) 旧法の自動車税を含む

## (3) 自動車保有車両数の推移

(単位：台、%)

区 分			平成 30 年		令和 元年		令和 2 年		令和 3 年	
			台 数	前年比	台 数	前年比	台 数	前年比	台 数	前年比
貨 物 車	普通車	自営	24,741	100.4	24,888	100.6	24,809	99.7	24,768	99.8
		計	8,633	100.9	8,713	100.9	8,735	100.3	8,756	100.2
			<b>33,374</b>	<b>100.5</b>	<b>33,601</b>	<b>100.7</b>	<b>33,544</b>	<b>99.8</b>	<b>33,524</b>	<b>99.9</b>
	小型車	四輪	46,741	98.9	46,236	98.9	45,733	98.9	45,408	99.3
		計	676	99.3	665	98.4	665	100.0	658	98.9
			<b>47,417</b>	<b>98.9</b>	<b>46,901</b>	<b>98.9</b>	<b>46,398</b>	<b>98.9</b>	<b>46,066</b>	<b>99.3</b>
	三輪	6	100.0	5	83.3	5	100.0	5	100.0	
		<b>6</b>	<b>100.0</b>	<b>5</b>	<b>83.3</b>	<b>5</b>	<b>100.0</b>	<b>5</b>	<b>100.0</b>	
	被牽引	165	91.2	171	103.6	176	102.9	186	105.7	
		841	106.7	877	104.3	890	101.5	897	100.8	
		<b>1,006</b>	<b>103.8</b>	<b>1,048</b>	<b>104.2</b>	<b>1,066</b>	<b>101.7</b>	<b>1,083</b>	<b>101.6</b>	
乗 合 車	普通車	自営	419	98.6	405	96.7	397	98.0	387	97.5
		計	1,336	100.3	1,342	100.4	1,335	99.5	1,302	97.5
			<b>1,755</b>	<b>99.9</b>	<b>1,747</b>	<b>99.5</b>	<b>1,732</b>	<b>99.1</b>	<b>1,689</b>	<b>97.5</b>
	小型車	自営	1,753	101.5	1,722	98.2	1,717	99.7	1,652	96.2
計		330	96.2	325	98.5	319	98.2	321	100.6	
		<b>2,083</b>	<b>100.6</b>	<b>2,047</b>	<b>98.3</b>	<b>2,036</b>	<b>99.5</b>	<b>1,973</b>	<b>96.9</b>	
乗 用 車	普通車	自営	172,786	102.7	176,344	102.1	179,885	102.0	183,315	101.9
		計	625	103.1	648	103.7	650	100.3	648	99.7
			<b>173,411</b>	<b>102.7</b>	<b>176,992</b>	<b>102.1</b>	<b>180,535</b>	<b>102.0</b>	<b>183,963</b>	<b>101.9</b>
	小型車	自営	235,417	98.4	230,895	98.1	225,598	97.7	220,435	97.7
計		1,905	90.9	1,842	96.7	1,811	98.3	1,722	95.1	
		<b>237,322</b>	<b>98.4</b>	<b>232,737</b>	<b>98.1</b>	<b>227,409</b>	<b>97.7</b>	<b>222,157</b>	<b>97.7</b>	
特 種 用 途 車	普通車	自営	13,321	99.1	13,277	99.7	13,237	99.7	13,282	100.3
		計	5,069	101.2	5,105	100.7	5,143	100.7	5,142	100.0
			<b>18,390</b>	<b>99.7</b>	<b>18,382</b>	<b>100.0</b>	<b>18,380</b>	<b>100.0</b>	<b>18,424</b>	<b>100.2</b>
	小型車	四輪	1,415	99.0	1,416	100.1	1,406	99.3	1,415	100.6
計		143	97.9	139	97.2	139	100.0	133	95.7	
		<b>1,558</b>	<b>98.9</b>	<b>1,555</b>	<b>99.8</b>	<b>1,545</b>	<b>99.4</b>	<b>1,548</b>	<b>100.2</b>	
小 計			<b>516,322</b>	<b>100.1</b>	<b>515,015</b>	<b>99.7</b>	<b>512,650</b>	<b>99.5</b>	<b>510,432</b>	<b>99.6</b>
軽自動車			454,894	100.3	456,130	100.3	455,279	99.8	456,882	100.4
大型特殊車			9,388	101.3	9,515	101.4	9,607	101.0	9,692	100.9
二輪車			26,505	98.8	25,789	97.3	25,652	99.5	26,347	102.7
計			<b>1,007,109</b>	<b>100.1</b>	<b>1,006,449</b>	<b>99.9</b>	<b>1,003,188</b>	<b>99.7</b>	<b>1,003,353</b>	<b>100.0</b>

(注) 各年3月31日現在

# 10 軽油引取税

調定状況 (現年課税分)

(単位: kℓ、千円、%)

区分		東青		中南		三八		西北		上北		下北		計		
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
特別徴収によ るもの	引渡しに係る軽油の納入数量	422,379	101.5	73,239	114.6	224,846	92.2	10,508	103.9	10,048	93.4	19,064	137.3	760,084	100.2	
	課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によるもの	144,352	105.6	15,788	274.0	25,296	90.1							185,436	108.7
		法第144条の5第1号の規定によるもの		皆減												皆減
		法第144条の5第2号の規定によるもの	17,493	104.7	5,693	93.9	26,144	108.6	1,381	98.7	650	64.6	3,310	124.5	54,671	105.3
		免税証による納入数量	49,796	91.6	3,188	99.2	17,751	63.9	563	100.7	843	112.3	9,146	187.3	81,287	88.8
		合衆国軍隊への納入数量	24,324	90.4			18	167.3			61	102.5			24,403	90.4
	計	235,965	100.6	24,669	164.0	69,209	86.6	1,944	99.3	1,554	85.5	12,456	165.2	345,797	101.4	
	差引	186,414	102.8	48,570	99.4	155,637	95.0	8,564	105.0	8,494	95.0	6,608	104.3	414,287	99.2	
	欠減量	特約業者 1.0/100	1,524	102.4	486	99.4	1,525	94.9	86	105.0	85	95.0	66	104.3	3,772	98.8
		元売業者 0.3/100	102	104.7			9	99.3							111	104.2
計		1,626	102.5	486	99.4	1,534	94.9	86	105.0	85	95.0	66	104.3	3,883	98.9	
差引課税標準量	184,788	102.8	48,084	99.4	154,103	95.0	8,478	105.0	8,409	95.0	6,542	104.3	410,404	99.2		
税額	5,931,678	102.8	1,543,517	99.4	4,946,683	95.0	272,155	105.0	269,949	95.0	209,999	104.3	13,173,981	99.2		
申告納付に よるもの	法第144条の2第3項の規定によるもの (燃料炭化水素油販売)	課税標準量														
		税額														
	法第144条の2第4項の規定によるもの (混和・販売店)	課税標準量										3	皆増	3	皆増	
		税額										104	皆増	104	皆増	
	法第144条の2第5項の規定によるもの (保有者)	課税標準量														
		税額														
	法第144条の2第6項の規定によるもの (所有者)	課税標準量														
		税額														
	法第144条の3第1項第1号・第2号の規定によるもの (自己消費)	課税標準量	258	114.5	237	102.6	308	103.7	33	98.2	409	96.5	334	109.7	1,579	104.2
		税額	8,301	114.5	7,601	102.6	9,903	103.7	1,055	98.2	13,118	96.5	10,717	109.7	50,695	104.2
法第144条の3第1項第3号の規定によるもの (免税軽油の譲渡)	課税標準量	1	0.8				皆減					1	4.7	2	1.2	
	税額	26	0.8				皆減					16	4.7	42	1.2	
法第144条の3第1項第4号の規定によるもの (免税軽油の用途外消費)	課税標準量						皆減								皆減	
	税額						皆減								皆減	
法第144条の3第1項第5号の規定によるもの (特別徴収義務者以外の製造軽油の消費・譲渡)	課税標準量										皆減				皆減	
	税額										皆減				皆減	
法第144条の3第1項第6号の規定によるもの (輸入した軽油)	課税標準量															
	税額															
普通徴収	法第144条の22第4項及び法第144条の25第5項の規定によるもの	課税標準量														
	税額															
計	課税標準量	185,047	102.8	48,321	99.4	154,411	95.0	8,511	105.0	8,818	95.1	6,880	104.4	411,988	99.2	
	税額	5,940,005	102.8	1,551,118	99.4	4,956,586	95.0	273,210	105.0	283,067	95.1	220,836	104.4	13,224,822	99.2	

# 11 徴 収 状 況

## (1) 収入未済額の内訳

(単位：件、千円、%)

区 分	東 青			中 南			三 八			西 北			上 北			下 北			計			
	件数	税 額	構成比	件数	税 額	構成比	件数	税 額	構成比	件数	税 額	構成比	件数	税 額	構成比	件数	税 額	構成比	件数	税 額	構成比	
本 税	財 産 差 押	95	6,684	1.3	3	353	2.0	5	650	8.5				3	167	0.5	2	1,017	25.3	108	8,871	1.6
	換 価 猶 予	51	3,468	0.7	5	803	4.4	4	606	7.9	5	3,235	45	2	469	1.3	2	25	0.6	69	8,606	1.5
	滞 納 処 分 の 停 止	5	165											3	57	0.2				8	222	
	徴 収 猶 予	201	342,628	68.2	28	14,121	77.7	13	2,628	34.5	6	2,498	34.7	10	30,670	89.0				258	392,545	68.4
	徴 収 嘱 託																					
	交 付 要 求	34	1,303	0.3	7	238	1.3	2	53	0.7				8	261	0.7				51	1,855	0.3
	交付要求のうち参加 差押に係るもの	(5)	(192)											(2)	(198)	(0.6)				(7)	(390)	(0.1)
	分 納 誓 約																					
そ の 他	2,959	145,001	28.9	84	2,606	14.3	66	3,584	47.0	33	1,288	17.9	51	2,300	6.7	23	2,416	60.2	3,216	157,195	27.4	
小 計	3,345	499,249	99.4	127	18,121	99.7	90	7,521	98.6	44	7,021	97.6	77	33,924	98.4	27	3,458	86.1	3,710	569,294	99.2	
税 外 ( 加 算 金 )	18	2,941	0.6	4	52	0.3	8	107	1.4	15	171	2.4	12	545	1.6	4	559	13.9	61	4,375	0.8	
計	3,363	502,190	100.0	131	18,173	100.0	98	7,628	100.0	59	7,192	100.0	89	34,469	100.0	31	4,017	100.0	3,771	573,669	100.0	

(注) 個人県民税を除く

## (2) 差押処分・換価処分の状況

(単位：件、%)

区 分	動 産		不 動 産		電 話 加 入 権		債 権 等		自 動 車		計		備 考
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	
差 押	4	0.6	5	0.8							643	100.0	
換 価	2	0.4									466	100.0	

## 12 納税証明書等交付件数調

(単位：件)

区 分	東 青				中	南	三	八	西	北	上	北	下	北	合 計
	東	青	青森分室	八戸市駐在											
無 料	256	1,430	328	2,014	458	386	148	283	321	3,610					
有 料	3,451				2,223	2,547	1,960	2,198	978	13,357					

## 13 更正・決定の状況（間税関係）

調 定 状 況（現年課税分）

(単位：人、件、千円、%)

区 分	実 人 員		件 数		税 額	
		前 年 比		前 年 比		前 年 比
ゴルフ場利用税	1	100.0	3	300.0	7	100.0
軽油引取税	4	30.8	18	19.1	42,911	41.8
産業廃棄物税	1	皆増	1	皆増	1	皆増
<b>計</b>	<b>6</b>	<b>42.9</b>	<b>22</b>	<b>23.2</b>	<b>42,919</b>	<b>41.8</b>

# 第五 税率等

---

# 令和 2 年度 県 税 の 税 率 等

(2. 4. 1 現在)

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
県 民 税	<p>1 個 人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人……均等割及び所得割</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者……均等割</p>	<p>1 個 人</p> <p>(1) 均 等 割           1,500 円</p> <p>(2) 所 得 割           4 %</p> <p>※東日本大震災からの復興財源確保のため、平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年 500 円引上げ</p>	<p>1 個 人</p> <p>(1) 賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と併せて行う</p> <p>(2) 納付(納入)期限は市町村民税と同じ</p>
	<p>2 法 人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人……均等割及び法人税割</p> <p>(2) (イ) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの……均等割</p> <p>(ロ) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの……法人税割</p>	<p>2 法 人</p> <p>(1) 均 等 割</p> <p>イ 次に掲げる法人 ……………年額 2 万円</p> <p>  a 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び第 24 条第 5 項に規定する公益法人等のうち、第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>  b 人格のない社団等(収益事業を行うものに限る。)</p> <p>  c 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。)※平成 20 年 12 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p> <p>  d 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(a から c までに掲げる法人を除く。)</p> <p>  e 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び d に掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下であるもの</p> <p>ロ 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 ……………年額 5 万円</p> <p>ハ 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 ……………年額 13 万円</p> <p>ニ 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 ……………年額 54 万円</p> <p>ホ 資本金等の額が 50 億円を超える法人 ……………年額 80 万円</p> <p>(2) 法人税割</p> <p>平成 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度分の法人税割   5.8% (4.0%) 【1.8%】</p> <p>ただし、次に掲げる法人で法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下のもの   5.0% (3.2%) 【1.0%】</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)</p> <p>ハ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの</p> <p>※( )中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p>	<p>2 法 人</p> <p>(1) 確定申告</p> <p>各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内(会計監査人の監査を受けなければならないなど理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは 3 月以内。また、定時総会が 3 月以内に召集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3 月を超え 6 月を超えない月数の期間内または 3 月を超える月数の期間内)</p> <p>(2) 中間申告</p> <p>事業年度が 6 月を超える法人(新設内国法人を除く。)で一定のものについては当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日以後 2 月以内</p> <p>(3) 清算法人</p> <p>(イ) 各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内</p> <p>(ロ) 残余財産確定の日の翌日から 1 月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行わ</p>



税目	課税標準等	税率	納期
事業税	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険業…… 各事業年度の収入金額</p> <p>(2) 付加価値割 外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）…… 各事業年度の収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）＋単年度損益</p> <p>(3) 資本割 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の資本金等の額</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ロ 特別法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ハ その他の法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 (※平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する所得割が廃止となっている)</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業を除く）、ガス供給業及び保険業を行う法人……【0.9%】（1.0%） ロ 小売電気事業・発電事業を行う法人……&lt;0.75%&gt;</p> <p>(2) 付加価値割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業を除く）・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人…0.48%《0.72%》[1.2%] ロ 小売電気事業・発電事業を行う法人……&lt;0.37%&gt;</p> <p>(3) 資本割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業を除く）・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人…0.2%《0.3%》[0.5%] ロ 小売電気事業・発電事業を行う法人……&lt;0.15%&gt;</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.3%】《3.1%》[0.7%]（1.0%） b a以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【2.2%】《1.6%》[0.3%]（0.4%） ……所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 【3.2%】《2.3%》[0.5%]（0.7%） ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【4.3%】《3.1%》[0.7%]（1.0%） ロ 特別法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.6%】（4.9%） b 小売電気事業・発電事業を行う法人……&lt;1.85%&gt; c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】（3.5%） ……所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 【4.6%】（4.9%） ハ その他の法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【6.7%】（7.0%） b 小売電気事業・発電事業を行う法人……&lt;1.85%&gt; c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】（3.5%） ……所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 【5.1%】（5.3%） ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【6.7%】（7.0%）</p> <p>※【 】中の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用 《 》中の税率は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度分に適用 [ ]中の税率は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分から適用 ( )中の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用 &lt; &gt;中の税率は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から適用</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 確定申告 各事業年度終了の日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内。また、定時総会が3月以内に召集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超え6月を超えない月数の期間内または3月を超える月数の期間内）</p> <p>(2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内</p> <p>(3) 清算法人 (i) 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 (ii) 残余財産確定の日の翌日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで）</p>

税目	課税標準等	税率	納期
事業税	2 個人 平成 31 年及び令和元年 中の所得 事業主控除 年額 290 万円 事業専従者控除 青色 支払った給与の額 白色 年額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	2 個人 (1) 第 1 種事業…………… 5 % (2) 第 2 種事業…………… 4 % (3) 第 3 種事業 ((4)に掲げるものを除く。) …… 5 % (4) 第 3 種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、 きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師 業…………… 3 %	2 個人 1 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日 2 期 11 月 15 日～ 11 月 30 日 ただし、年の中 途で事業を廃止 した場合は随時
地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に 係る消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消 費税額	22/78% (消費税率 (7.8%) 換算で 2.2%)	納付期限は消費 税と同じ。 賦課徴収は、国 が消費税の賦課 徴収と併せて行 う。
不動産取得税	不動産の取得時の価格 (1) 特例適用住宅の建築に ついては 1 戸につき 1,200 万円 (新築の「認 定長期優良住宅」である 特例適用住宅を平成 21 年 6 月 4 日から令和 4 年 3 月 31 日までに取得し た場合には 1,300 万円) を控除 (2) 耐震基準適合既存住宅 の取得については 1 戸に つき、その新築時に控除 することとされていた額 を控除 ◎ 免税点 土地 10 万円未満 家屋 建築 (新・増・改築) 23 万円未満 その他 (売買等) 12 万円未満	3 % (ただし住宅以外の家屋について、平成 18 年 4 月 1 日か ら平成 20 年 3 月 31 日までの取得については 3.5%、平成 20 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの取得については 4 %) 次のいずれかの条件に該当する特例適用 (新築) 住宅用の土地 を取得した場合、土地の税額が減額される。 (1) 土地と住宅の取得者が同一の場合 イ 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に住宅を 新築した場合 (同時取得を含む) ロ 土地を取得した日前 1 年の期間内にその土地の上に住宅 を新築していた場合 (2) 土地と住宅の取得者が異なる場合 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に住宅が新 築された場合で、次の条件のいずれかに当たるとき イ 土地の取得者が、その土地の上に住宅が新築された時まで 引き続きその土地を所有している場合 ロ 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者が、その土地の上 に住宅を新築した場合 特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成 8 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までにに行われた場合については、課税標準額を 価格の 2 分の 1 の額とする。	随 時
たばこ税	小売販売業者に売渡し等 した製造たばこの本数	喫煙用の紙巻たばこ等 930 円 1,000 本  旧 3 級品の紙巻たばこ 930 円 1,000 本	前月分を毎月末日まで
ゴルフ場利用税	基 準 項 目	税 率	前月分を毎月末日まで
ゴ ル フ 場 利 用 税	当該ゴルフ場の会 員以外の者の平日 (日 曜日、土曜日及び国民 の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休 日以外の日) の利用料 金。 当該利用料金が二	1 15,000 円以上のゴルフ場	1,200 円
		2 12,000 円以上 15,000 円未満のゴルフ場	1,100 円
		3 10,000 円以上 12,000 円未満のゴルフ場	1,000 円
		4 8,500 円以上 10,000 円未満のゴルフ場	900 円
		5 7,000 円以上 8,500 円未満のゴルフ場	800 円
		6 6,000 円以上 7,000 円未満のゴルフ場	700 円

税目	課税標準等	税	率	納期			
ゴルフ場利用税	利 用 人 員  以上定められている場合には、これらのうち最も高い金額。	7	5,000円以上6,000円未満のゴルフ場	600円	前月分を毎月末日まで		
		8	4,500円以上5,000円未満のゴルフ場	550円			
		9	4,000円以上4,500円未満のゴルフ場	500円			
		10	3,500円以上4,000円未満のゴルフ場	450円			
		11	3,500円未満のゴルフ場	400円			
		軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りの数量	軽油1キロリットルにつき		32,100円	前月分を毎月末日まで
自動車税	1 自動車税環境性能割 ◎自動車の取得価額 免税点 取得価額50万円以下		営業用 0.5～2.0% 自家用 1.0～3.0% (自家用乗用車は臨時的軽減により税率1%軽減)		登録、届出時申告納付		
	2 自動車税種別割						
	乗 用 車	区 分		営業用	自家用	6月15日から 6月30日まで	
		総排気量(ロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積をいう。以下同じ。) ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車	1ℓ以下		7,500円		25,000円
			1ℓ超1.5ℓ以下		8,500円		30,500円
			1.5	2	9,500円		36,000円
			2	2.5	13,800円		43,500円
			2.5	3	15,700円		50,000円
			3	3.5	17,900円		57,000円
			3.5	4	20,500円		65,500円
			4	4.5	23,600円		75,500円
			4.5	6	27,200円		87,000円
		6		40,700円	110,000円		
		電 気		7,500円	25,000円		
自動車の台数		最大積載量1トン以下		6,500円	8,000円		
	" 1トン超2トン以下		9,000円	11,500円			
	" 2 " 3 "		12,000円	16,000円			
	" 3 " 4 "		15,000円	20,500円			
	" 4 " 5 "		18,500円	25,500円			
	" 5 " 6 "		22,000円	30,000円			
	" 6 " 7 "		25,500円	35,000円			
	" 7 " 8 "		29,500円	40,500円			
	最大積載量8トン超(8トンを超える1トンまでごとの加算額)		4,700円	6,300円			
	小型自動車に属するけん引車		7,500円	10,200円			
普通自動車 "		15,100円	20,600円				
小型自動車に属する被けん引車		3,900円	5,300円				
普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車		7,500円	10,200円				
最大積載量が8トン超の被けん引車(8トンを超える1トンまでごとの加算額)		3,800円	5,100円				

税目	課税標準等	税率		納期			
自動車税	自動車 の台数	区分		営業用	自家用		
		最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの(ライトバン等)に対する加算額	総排気量10以下	3,700円	5,200円		
			〃 10超1.50以下	4,700円	6,300円		
			〃 1.50超	6,300円	8,000円		
			電気	3,700円	5,200円		
		型三自輪動の車小	最大積載量1トン以下		4,500円	6,000円	
			〃 〃 超		6,800円	9,100円	
		バス	区分		営業用		自家用
					一般乗合用	その他	
			乗車定員30人以下		12,000円	26,500円	33,000円
			〃 30人超40人以下		14,500円	32,000円	41,000円
			〃 40 〃 50 〃		17,500円	38,000円	49,000円
			〃 50 〃 60 〃		20,000円	44,000円	57,000円
			〃 60 〃 70 〃		22,500円	50,500円	65,500円
			〃 70 〃 80 〃		25,500円	57,000円	74,000円
		〃 80 〃		29,000円	64,000円	83,000円	
		特種用途車	区分		営業用	自家用	
			主として人の乗用に供する自動車(医療保健用の自動車を除く。)	乗車定員10人以下	乗用車の区分に応じ、それぞれに定める額		
				〃 10人超	バスの区分に応じ、それぞれに定める額		
			主として物の運搬の用に供する自動車(医療保健用の自動車及び霊柩車を除く。)	普通自動車及び四輪以上の小型自動車に属するもの	トラックの区分に応じ、それぞれに定める額		
				三輪の小型自動車に属するもの	三輪の小型自動車の区分に応じ、それぞれに定める額		
			医療保健用の自動車(消毒車及び寝具乾燥車を除く。)及び霊柩車	普通自動車に属するもの	10,000円	13,700円	
				小型自動車に属するもの	5,300円	6,800円	
			キャンピング車	※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車	10以下	6,000円	20,000円
					10超1.50以下	6,800円	24,400円
					1.5 〃 2 〃	7,600円	28,800円
		2 〃 2.5 〃			11,000円	34,800円	
2.5 〃 3 〃	12,500円	40,000円					
3 〃 3.5 〃	14,300円	45,600円					
3.5 〃 4 〃	16,400円	52,400円					
4 〃 4.5 〃	18,800円	60,400円					
4.5 〃 6 〃	21,700円	69,600円					
6 〃	32,500円	88,000円					
電気	6,000円	20,000円					
その他	普通自動車に属するもの	16,000円	19,000円				
	小型自動車に属するもの	8,000円	9,500円				

6月15日から  
6月30日まで

税目	課税標準等	税率	納期					
自動車税	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車							
	自動車の台数	(イ) 普通乗用車	<table border="0"> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ以下</td> <td>年額 19,000 円</td> </tr> <tr> <td>〃 4.5ℓ超</td> <td>〃 22,000 円</td> </tr> </table>	総排気量 4.5ℓ以下	年額 19,000 円	〃 4.5ℓ超	〃 22,000 円	(証紙徴収) 毎年4月中
		総排気量 4.5ℓ以下	年額 19,000 円					
	〃 4.5ℓ超	〃 22,000 円						
(ロ) 小型乗用車	〃 7,500 円							
自動車の台数	(ハ) 普通トラック	〃 32,000 円						
	(ニ) 小型トラック	〃 7,500 円						
	(ホ) 特種用途車 ・主として人の乗用に供する自動車 年額(イ)・(ロ)の区分に応じ、それぞれに定める額 ・主として物の運搬の用に供する自動車 年額(ハ)・(ニ)の区分に応じ、それぞれに定める額							
鉦区税	鉦区 の 面積	(1) 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 採掘鉦区 〃 年額 400 円 (2) 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (イ) (ロ)の鉦区以外のもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円 (ロ) 河床に存する鉦区 (鉦業法施行法によるものに限る。) 河床の延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 (3) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 (イ) 試掘鉦区 面積 100 アールごとに 年額 $200 \times \frac{2}{3}$ 円 (ロ) 採掘鉦区 〃 年額 $400 \times \frac{2}{3}$ 円	5月15日から 5月31日まで					
固定資産税	大規模償却資産の価額のうち、市町村が課することのできる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	1.4%	1期 4月15日～ 4月30日 2期 7月15日～ 7月31日 3期 12月15日～ 12月25日 4期 2月15日～ 2月末日					
核燃料物質等取扱税	(1) 加工事業者の行う濃縮 課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量 (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 課税標準の算定期間の末日における実用発電用原子炉の熱出力	(1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量 1 キログラムにつき 36,500 円 (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 実用発電用原子炉の熱出力千キロワットにつき 38,250 円	課税標準の算定期間（原子炉設置者の行う核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税にあっては、核燃料の挿入がなされた日の属する月）の末日の翌日から起算して2月以内					

税目	課税標準等	税率	納期
核燃料物質等取扱税	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料の挿入に係る核燃料の価額	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料（既に核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額の 8.5%	課税標準の算定期間（原子炉設置者の行う核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税にあつては、核燃料の挿入がなされた日の属する月）の末日の翌日から起算して2月以内
	(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 19,400円	
	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,300円（当分の間8,300円）	
	(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量1立方メートルにつき 52,400円	
	(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量	(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量1本につき 1,614,600円	
狩猟税	狩猟者の登録	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者（次の③又は④に該当する者を除く。） 16,500円	随時
		② 所得割額の納付を要しない者（同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。） ③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 ④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者（次の③又は④に該当する者を除く。） 8,200円 ② 所得割額の納付を要しない者（同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。）	

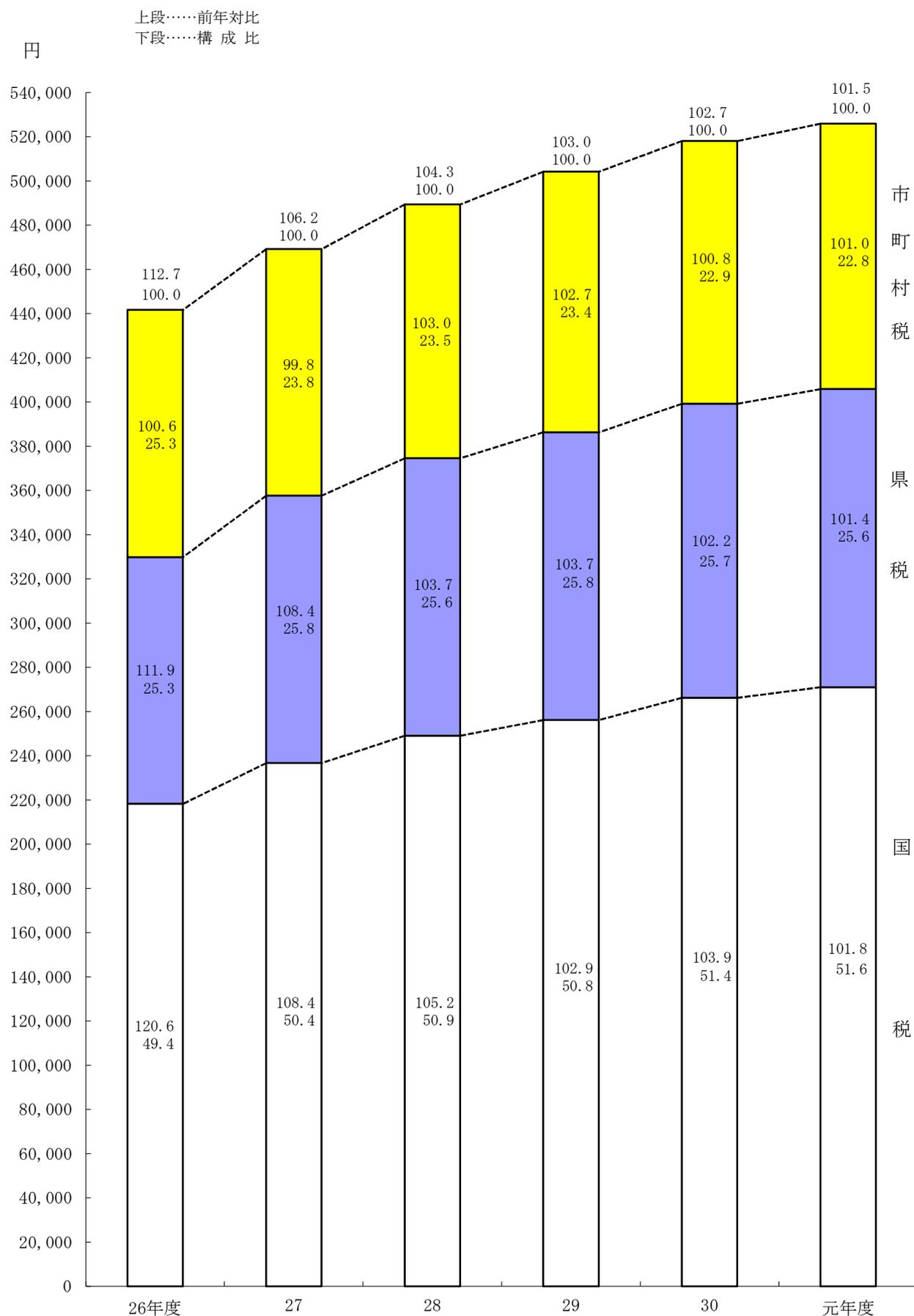
税目	課税標準等	税率	納期
狩 猟 税	狩猟者の登録	③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 ④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 5,500円 5,500円 対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録 課税免除 許可捕獲者又は許可捕獲従事者に係る狩猟者の登録 上記の区分に応じた税率に2分の1を乗じた税率	随時
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000円	前月分を毎月末日まで

税目	課税標準等	譲与の基準	譲与の時期
特別法人事業譲与税	特別法人事業税（国税） (1) 外形標準課税の対象法人 基準法人所得割額×260/100 (2) 特別法人 基準法人所得割額×34.5/100 (3) 資本金1億円以下の普通法人等 基準法人所得割額×37/100 (4) 電気供給業（小売電気事業・発電事業を除く）、ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (5) 小売電気事業・発電事業を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (40/100) ※基準法人所得（収入）割額とは、地方税法の規定によって計算した所得（収入）割額をいう。 ※2（ ）中の税率は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用	特別法人事業税の収入額に相当する額の総額から財源超過団体調整額を控除した額の1/2に相当する額を各都道府県の人口で、残り1/2に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合計額を譲与	5月、8月、11月及び2月
地方揮発油譲与税	地方揮発油税（国税） 製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から政令で定める一定数量を控除した数量で、1キロリットルにつき 5,200円	地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月

税目	課税標準等	譲与の基準	譲与の時期
石油ガス譲与税	石油ガス税（国税） 石油ガスの充てん場から移出し、又は保稅地域から引き取る課税石油ガスの重量で、1キログラムにつき 17円50銭	石油ガス税の収入額の1/2に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
自動車重量譲与税	自動車重量税（国税） 自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量	自動車重量税の収入額の422/1,000に相当する額を各都道府県の自家用乗用車（登録者）の課税台数にあん分して譲与 ※自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和元～3年度は348/1,000（当分の間は422/1,000）、令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は416/1,000（当分の間490/1,000）とされている	6月、11月及び3月
航空機燃料譲与税	航空機燃料税（国税） 航空機に積み込まれた航空機燃料の数量で、1キロリットルにつき 18,000円	航空機燃料税の収入額の2/9に相当する額の1/5に相当する額を空港関係都道府県に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る着陸料の収入額又は世帯数にあん分して譲与	9月及び3月
森林環境譲与税	森林環境税（国税） 国内に住所を有する個人に対して、一人あたり 年額 1,000円 （令和6年度から課税開始）	森林環境税収入相当額の20/100に相当する額を各都道府県の私有林人工林面積で5割、林業就業者数で2割、人口で3割にあん分して譲与 ※森林環境譲与税の譲与総額は、令和元～5年度の間、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額（令和元～3年度：200億円、令和4,5年度：300億円）とされ、令和7～14年度の間、森林環境税収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額とされている	9月及び3月

## 第六 参考計数等

# 1 県民1人当たり租税負担額累年比較



## 2 県民の租税負担に関する調

### (1) 全 国

区 分	人 口	国民所得	租 税 負 担 額					租 税 負 担 率					一 人 当 たり 負 担 額				
			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税		
					都道府県税	市町村税	計			都道府県税	市町村税	計			都道府県税	市町村税	計
千	人	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	円	円	円	円	円
22	126,371	3,646,882	780,237	437,074	140,262	202,901	343,163	21.4	12.0	3.8	5.6	9.4	617,418	345,866	110,992	160,560	271,552
23	126,167	3,574,735	793,468	451,754	137,940	203,774	341,714	22.2	12.6	3.9	5.7	9.6	628,903	358,060	109,331	161,512	270,843
24	125,933	3,581,562	815,100	470,492	141,456	203,152	344,608	22.8	13.2	3.9	5.7	9.6	647,249	373,605	112,326	161,318	273,644
25	125,684	3,725,700	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	23.2	13.7	4.0	5.5	9.5	689,043	407,589	117,548	163,906	281,454
26	125,410	3,766,776	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	25.1	15.4	4.1	5.6	9.7	754,602	461,281	125,058	168,264	293,322
27	127,111	3,926,293	990,679	599,694	180,222	210,764	390,986	25.2	15.3	4.6	5.3	9.9	779,381	471,788	141,783	165,811	307,594
28	126,937	3,922,939	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	25.1	15.0	4.6	5.5	10.1	774,783	464,453	142,701	167,629	310,330
29	126,714	4,006,881	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	25.5	15.6	4.6	5.3	9.9	807,209	492,292	145,183	169,734	314,917
30	126,453	4,022,290	1,049,756	642,241	183,280	224,234	407,514	26.1	16.0	4.6	5.5	10.1	830,155	507,889	144,939	177,326	322,265
元	126,161	4,012,870	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	25.8	15.5	4.6	5.7	10.3	819,481	492,823	145,399	181,259	326,658
2	125,669	3,770,000	989,847	589,171	183,687	216,989	400,676	26.3	15.6	4.9	5.8	10.7	787,662	468,828	146,167	172,667	318,834

- (資料) 1 国民所得、租税負担額(国税、地方税)…総務省自治税務局「令和3年度地方税に関する参考計数資料」  
 2 租税負担額(都道府県税)…地方行財政調査会「地方行財政調査資料(都道府県版)」
- (注) 1 人 口…2年度は国勢調査人口を基礎として算出した推計人口(R2.11.1現在)である。  
 2 国民所得…2年度は見込数値である。  
 3 国 税…租税及び印紙収入決算額であり、国税徴収に係る地方消費税相当額を除いた額である。なお、2年度は決算見込額である。  
 4 地 方 税…2年度は決算見込額である。

### (2) 青 森 県

区 分	人 口	県民所得	租 税 負 担 額					租 税 負 担 率					一 人 当 たり 負 担 額				
			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税		
					県 税	市町村税	計			県 税	市町村税	計			県 税	市町村税	計
千	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%	%	円	円	円	円	円
22	1,394	3,136,959	( 521,550 )	( 237,785 )	( 136,817 )	( 283,765 )	( 16.6 )	( 7.6 )	( 4.3 )	( 9.0 )	( 374,139 )	( 170,578 )	( 98,146 )	( 203,561 )			
			464,691	193,870	123,873	146,948	270,821	14.8	6.2	3.9	4.7	8.6	333,351	139,075	88,861	105,415	194,276
23	1,381	3,203,027	( 535,680 )	( 256,665 )	( 130,579 )	( 279,015 )	( 16.7 )	( 8.0 )	( 4.1 )	( 8.7 )	( 387,893 )	( 185,854 )	( 94,554 )	( 202,039 )			
			491,246	225,042	117,768	148,436	266,204	15.3	7.0	3.7	4.6	8.3	355,718	162,956	85,277	107,485	192,762
24	1,367	3,205,230	( 522,409 )	( 239,345 )	( 135,486 )	( 283,064 )	( 16.3 )	( 7.5 )	( 4.2 )	( 8.8 )	( 382,157 )	( 175,088 )	( 99,111 )	( 207,069 )			
			473,349	203,268	122,503	147,578	270,081	14.8	6.3	3.9	4.6	8.5	346,268	148,696	89,614	107,958	197,572
25	1,353	3,179,082	( 530,044 )	( 244,792 )	( 134,944 )	( 285,252 )	( 16.7 )	( 7.7 )	( 4.3 )	( 9.0 )	( 391,755 )	( 180,926 )	( 99,737 )	( 210,829 )			
			480,779	208,216	122,255	150,308	272,563	15.1	6.5	3.9	4.7	8.6	355,343	153,892	90,359	111,092	201,451
26	1,338	3,173,273	( 590,910 )	( 291,994 )	( 149,350 )	( 298,916 )	( 18.6 )	( 9.2 )	( 4.7 )	( 9.4 )	( 441,637 )	( 218,232 )	( 111,622 )	( 223,405 )			
			515,067	238,824	126,677	149,566	276,243	16.2	7.5	4.0	4.7	8.7	384,953	178,493	94,677	111,783	206,460
27	1,323	3,318,260	( 620,738 )	( 313,073 )	( 160,134 )	( 307,665 )	( 18.7 )	( 9.4 )	( 4.9 )	( 9.3 )	( 469,190 )	( 236,639 )	( 121,038 )	( 232,551 )			
			551,735	263,684	140,520	147,531	288,051	16.6	7.9	4.3	4.4	8.7	417,033	199,307	106,213	111,513	217,726
28	1,308	3,324,635	( 640,115 )	( 325,715 )	( 164,158 )	( 314,400 )	( 19.3 )	( 9.8 )	( 5.0 )	( 9.5 )	( 489,385 )	( 249,018 )	( 125,503 )	( 240,367 )			
			741,944	448,793	142,909	150,242	293,151	22.3	13.5	4.3	4.5	8.8	567,235	343,113	109,258	114,864	224,122
29	1,291	3,208,061	( 650,974 )	( 330,653 )	( 168,045 )	( 320,321 )	( 20.3 )	( 10.3 )	( 5.3 )	( 10.0 )	( 504,240 )	( 256,122 )	( 130,166 )	( 248,118 )			
			613,948	277,411	184,261	152,276	336,537	19.1	8.6	5.8	4.7	10.5	475,560	214,881	142,727	117,952	260,679
30	1,274	3,166,515	( 659,991 )	( 339,097 )	( 169,462 )	( 320,894 )	( 20.8 )	( 10.7 )	( 5.3 )	( 10.1 )	( 518,046 )	( 266,167 )	( 133,016 )	( 251,879 )			
			571,837	277,475	142,930	151,432	294,362	18.1	8.8	4.5	4.8	9.3	448,852	217,798	112,190	118,863	231,053
元	1,258	.....	( 661,604 )	( 340,928 )	( 169,648 )	( 320,676 )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )
			581,825	284,922	145,875	151,028	296,903	.....	.....	.....	.....	.....	462,500	226,488	115,958	120,054	236,012
2	1,242	.....	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )	( ..... )
			.....	.....	146,191	149,644	295,835	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	117,706	120,486	238,192

- (資料) 1 県民所得…青森県企画政策部統計分析課「青森県県民経済計算」  
 2 租税負担額(国税)…仙台国税局作成資料
- (注) 1 人 口…住民基本台帳における翌年8月1日現在の人口である。  
 2 県民所得…元年度及び2年度は未公表のため空欄とした。  
 3 国 税…青森県分に係る租税及び印紙収入決算額が公表されていないため、便宜上、収納済額(税関分・総務省分郵便事業株式会社分歳入決算額の加算、還付金支払決定済額の減算がされていない額であり、地方消費税相当額に係る収納済額を含んでいる。)によっている。なお、2年度は未公表のため空欄とした。  
 4 地 方 税…決算額である。  
 5 カッコ内数値について  
 ア 租税負担額…国税と県税の双方に地方消費税が計上され、重複部分が生じるため、下記の調整を行い、この結果、租税負担額と推計される額をカッコ内に記載した。ただし、2年度はこの調整ができないためカッコ内を空欄とした。  
**調整内容** 国税(全国分)に係る「消費税及び地方消費税」の収納済額に、本県の消費に相当するシェアを乗じた額を基礎とし、この額の63/80を国税(本県分)の消費税、17/80を県税の地方消費税として租税負担額に計上した。  
 イ 租税負担率、一人当たり負担額…租税負担額上段カッコ内の額を基礎に算定した数値を上段( )書により記載した。  
 6 前のページにおける「県民1人当たり租税負担額累年比較」については、上記5のイにより算定した一人当たり負担額による。

# 3 令和元年度 国 税 徴 収 表

## (1) 青 森 県 分

(単位：千円、%)

区 分	徴収決定済額 ①	収 納 済 額 ②	収 納 未 済 額 ③	収 納 割 合 ②/①	
所 得 税	源泉所得稅	61,658,123	61,341,179	295,574	99.5
	申告所得稅	20,228,405	18,969,478	1,193,425	93.8
	計	81,886,528	80,310,657	1,488,999	98.1
法 人 税	32,218,960	31,859,994	351,091	98.9	
相 続 税	7,647,853	7,537,557	102,714	98.6	
消 費 税	885	-	297	-	
消費稅及地方消費稅	135,990,438	131,102,837	4,783,607	96.4	
酒 税	676,940	667,033	9,908	98.5	
たばこ稅及たばこ特別稅	1,245	1,245	-	100.0	
揮発油稅及地方揮発油稅	33,285,290	30,918,322	2,366,968	92.9	
そ の 他	2,541,696	2,524,407	16,924	99.3	
総 計	294,249,835	284,922,051	9,120,510	96.8	

(注) 国税庁HP（令和元年度）による。  
「その他」欄には、地方法人税、地価税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。  
収納割合は本県において計算したものである。

※ 「源泉所得稅」欄には、源泉所得稅及び復興特別所得稅を含んでいる。  
※ 「申告所得稅」欄には、申告所得稅及び復興特別所得稅を含んでいる。

## (2) 税務署別実績調

(単位：千円、%)

署別	科目別 区分	総 計	源泉所得稅	申告所得稅	法 人 税	相 続 税	消 費 税	消 費 税 及 地方消費稅	酒 税	たばこ稅及た ばこ特別稅	揮発油稅及 地方揮発油稅	そ の 他
青 森	徴収決定済額	96,720,998	18,971,550	4,792,325	7,055,981	2,039,479	-	44,146,188	X	334	X	994,825
	収 納 済 額	93,393,390	18,900,120	4,501,255	6,883,719	2,021,827	-	42,705,992	X	334	X	987,095
	収 納 割 合	96.6	99.6	93.9	97.6	99.1	-	96.7	-	100.0	-	99.2
弘 前	徴収決定済額	31,285,925	7,902,487	3,305,388	4,052,370	738,393	297	14,779,395	267,307	113	-	240,174
	収 納 済 額	30,215,097	7,865,632	3,144,207	4,002,511	721,561	-	13,980,803	261,853	113	-	238,417
	収 納 割 合	96.6	99.5	95.1	98.8	97.7	0.0	94.6	98.0	100.0	-	99.3
八 戸	徴収決定済額	79,954,513	15,076,286	4,743,903	10,191,220	2,345,275	56	32,082,060	84,090	325	X	X
	収 納 済 額	77,375,564	14,938,446	4,379,285	10,141,335	2,314,665	-	31,132,189	80,008	325	X	X
	収 納 割 合	96.8	99.1	92.3	99.5	98.7	0.0	97.0	95.1	100.0	-	-
黒 石	徴収決定済額	9,907,398	2,288,988	795,548	1,093,013	327,810	-	5,336,825	X	65	-	X
	収 納 済 額	9,530,644	2,273,348	748,472	1,077,170	326,525	-	5,040,326	X	65	-	X
	収 納 割 合	96.2	99.3	94.1	98.6	99.6	-	94.4	-	100.0	-	-
五 所 川 原	徴収決定済額	14,590,702	3,326,337	1,738,069	1,608,500	290,411	531	7,538,885	6,176	116	-	81,677
	収 納 済 額	13,942,764	3,304,459	1,647,839	1,584,884	284,846	-	7,033,577	6,176	116	-	80,869
	収 納 割 合	95.6	99.3	94.8	98.5	98.1	0.0	93.3	100.0	100.0	-	99.0
十 和 田	徴収決定済額	51,303,570	10,815,907	4,009,685	7,027,634	1,626,836	-	27,293,812	192,408	212	-	337,074
	収 納 済 額	50,314,418	10,794,299	3,747,299	6,993,944	1,595,313	-	26,655,745	192,122	212	-	335,484
	収 納 割 合	98.1	99.8	93.5	99.5	98.1	-	97.7	99.9	100.0	-	99.5
む つ	徴収決定済額	10,486,729	3,276,568	843,485	1,190,241	279,650	-	4,813,273	11,462	80	-	71,970
	収 納 済 額	10,150,174	3,264,876	801,123	1,176,431	272,820	-	4,554,205	11,377	80	-	69,262
	収 納 割 合	96.8	99.6	95.0	98.8	97.6	-	94.6	99.3	100.0	-	96.2

(注) 国税庁HP（令和元年度）による。  
「その他」欄には、地方法人税、地価税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。  
表中の「X」は、仙台国税局統計情報において情報を保護する観点から計数を秘匿されたものである。  
収納割合は本県において計算したものである。

## 4 令和2年度都道府県税決算見込額調

(単位：千円)

区分	調定額	収入額	調定額前年比(%)	収入歩合(%)
北海道	602,377,852	591,591,771	99.3	98.2
青森	148,191,472	146,191,197	100.4	98.7
岩手	130,170,825	127,966,675	98.9	98.3
宮城	297,018,810	292,886,140	100.5	98.6
秋田	93,326,932	91,917,441	100.9	98.5
山形	112,029,983	110,338,972	100.3	98.5
福島	244,590,529	239,802,670	102.4	98.0
茨城	386,643,259	381,277,781	100.9	98.6
栃木	246,419,593	242,551,486	99.4	98.4
群馬	248,393,256	244,596,451	99.7	98.5
埼玉	788,490,374	775,831,682	101.0	98.4
千葉	1,038,206,426	1,019,078,917	104.3	98.2
東京	4,295,363,012	4,239,775,993	100.8	98.7
神奈川	1,180,451,528	1,163,850,001	104.3	98.6
新潟	261,018,884	258,145,146	102.2	98.9
富山	150,959,218	148,027,783	104.3	98.1
石川	154,914,678	151,833,919	98.7	98.0
福井	117,712,857	116,287,233	97.5	98.8
山梨	93,805,381	92,201,673	99.1	98.3
長野	232,523,032	228,778,612	98.2	98.4
岐阜	249,509,561	242,400,801	100.7	97.2
静岡	467,299,737	456,851,693	97.6	97.8
愛知	1,174,361,796	1,155,264,927	96.7	98.4
三重	256,989,362	251,687,212	99.8	97.9
滋賀	170,095,545	165,451,071	97.0	97.3
京都	268,966,037	263,519,520	96.4	98.0
大阪	1,494,735,127	1,476,523,950	101.5	98.8
兵庫	719,579,684	709,207,054	99.9	98.6
奈良	123,812,313	121,173,798	100.7	97.9
和歌山	96,092,814	94,671,975	100.2	98.5
鳥取	54,383,027	53,580,627	98.9	98.5
島根	70,693,151	69,909,369	100.5	98.9
岡山	234,477,580	231,105,574	99.6	98.6
広島	333,629,578	327,652,178	100.9	98.2
山口	176,531,874	173,965,040	96.8	98.5
徳島	78,606,854	77,732,449	101.5	98.9
香川	126,278,688	124,755,311	100.7	98.8
愛媛	150,734,189	149,550,366	98.6	99.2
高知	64,887,656	64,242,478	99.0	99.0
福岡	641,942,365	632,200,974	101.5	98.5
佐賀	89,984,135	88,916,827	98.5	98.8
長崎	120,032,939	118,547,394	99.1	98.8
熊本	156,716,634	154,442,441	97.8	98.5
大分	121,973,015	120,380,516	96.3	98.7
宮崎	101,823,161	100,610,223	101.0	98.8
鹿児島	150,276,770	148,438,053	100.1	98.8
沖縄	135,847,957	132,940,504	98.3	97.9
<b>合計</b>	<b>18,652,869,450</b>	<b>18,368,653,868</b>	<b>100.5</b>	<b>98.5</b>

(注) 出納閉鎖日現在地方行財政調査会調べ

# 5 令和2年度東北六県県税税目別調定収入状況調

(単位:千円、%)

区 分	県 民 税						事 業 税		地 方 消 費 税		不 動 産 税	た ば こ 税	ゴ ル フ 場 利 用 税	自 動 車 税	軽 取 引 税	自 動 車 税			鉾 区 税	固 産 定 税	法 定 通 外 税	狩 猟 税	法 定 的 外 税	旧 法 的 外 税	に 税	県 税 合 計	
	個 人			法 人 利 子 割	個 人 法 人	譲 渡 割	貨 物 割	自 動 車 税 (～2019.9)	環 境 性 能 割	種 別 割																	
	均 等 割 及 び 所 得 割	配 当 割	株 式 等 譲 渡 所 得 割																								
青 森	調 定 額	35,253,374	380,741	445,841	2,890,109	182,130	975,290	23,056,071	28,170,579	2,118,367	2,105,383	1,557,440	136,603			13,261,558	114,114	875,146	16,389,295	2,339	925,165	19,268,040	4,623	79,264			148,191,472
	収 入 額	33,832,797	380,741	445,841	2,859,739	182,130	961,057	22,695,707	28,170,579	2,118,367	2,044,530	1,557,440	132,316			13,261,558	52,080	875,146	16,341,738	2,339	925,165	19,268,040	4,623	79,264			146,191,197
	収 入 歩 合	96.0	100.0	100.0	98.9	100.0	98.5	98.4	100.0	100.0	97.1	100.0	96.9			100.0	45.6	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			98.7
岩 手	調 定 額	37,580,966	415,701	469,767	3,708,308	169,217	1,180,537	24,991,693	23,042,955	169,442	2,746,145	1,350,067	260,207			15,474,891	79,170	837,877	17,570,591	18,736			13,047	91,508			130,170,825
	収 入 額	36,584,229	415,701	469,767	3,654,378	169,217	1,150,629	24,389,849	23,042,955	169,442	2,596,314	1,350,064	244,064			15,190,565	38,010	837,877	17,540,323	18,736			13,047	91,508			127,966,675
	収 入 歩 合	97.3	100.0	100.0	98.5	100.0	97.5	97.6	100.0	100.0	94.5	100.0	93.8			98.2	48.0	100.0	99.8	100.0	100.0		100.0	100.0			98.3
宮 城	調 定 額	62,244,919	1,343,678	1,513,870	10,291,786	296,389	3,235,744	73,046,699	61,745,212	13,389,718	6,028,683	2,642,895	638,414			25,317,402		1,651,241	32,800,239	2,498		181,020	11,786	398,480	238,137		297,018,810
	収 入 額	59,921,640	1,343,678	1,513,870	10,155,585	296,389	3,110,872	71,933,508	61,745,212	13,389,718	5,799,627	2,642,891	638,414			25,317,402		1,651,023	32,722,511	2,498		181,020	11,786	398,480	110,016		292,886,140
	収 入 歩 合	96.3	100.0	100.0	98.7	100.0	96.1	98.5	100.0	100.0	96.2	100.0	100.0			100.0		100.0	99.8	100.0	100.0		100.0	100.0	46.2		98.6
秋 田	調 定 額	26,852,533	331,565	447,290	2,504,879	140,732	825,951	17,939,376	16,393,118	1,476,082	1,695,177	1,045,072	145,491	90	9,245,973	28,718	683,062	13,330,388	9,248			1,119	229,656	1,412		93,326,932	
	収 入 額	26,058,607	331,565	447,290	2,466,901	140,732	812,127	17,521,858	16,393,118	1,476,082	1,578,039	1,045,072	145,491	90	9,245,659	6,837	683,062	13,325,115	8,653			1,119	229,656	370		91,917,441	
	収 入 歩 合	97.0	100.0	100.0	98.5	100.0	98.3	97.7	100.0	100.0	93.1	100.0	100.0	100.0	100.0	23.8	100.0	100.0	93.6			100.0	100.0	26.2		98.5	
山 形	調 定 額	33,137,991	461,029	634,160	2,955,032	197,467	1,128,748	20,716,566	22,200,336	1,176,461	2,163,608	1,047,157	110,116		9,234,481		756,518	15,895,605	2,289			4,545	148,455	59,419		112,029,983	
	収 入 額	32,160,527	461,029	634,160	2,902,476	197,467	1,098,628	20,189,265	22,200,336	1,176,461	2,116,028	1,047,157	107,937		9,234,481		756,518	15,880,931	2,289			4,545	148,455	20,282		110,338,972	
	収 入 歩 合	97.1	100.0	100.0	98.2	100.0	97.3	97.5	100.0	100.0	97.8	100.0	98.0		100.0		100.0	99.9	100.0			100.0	100.0	34.1		98.5	
福 島	調 定 額	63,248,650	1,057,343	1,194,785	6,570,486	316,369	2,131,569	54,380,885	42,117,347	2,007,671	4,225,924	2,338,323	542,375	263	26,514,965	496,727	1,361,856	30,218,974	10,349	5,403,322			14,202	438,144			244,590,529
	収 入 額	60,679,964	1,057,343	1,194,785	6,432,479	316,369	1,995,384	53,076,291	42,117,347	2,007,671	4,070,819	2,338,322	513,995	263	26,514,522	147,933	1,361,856	30,111,310	10,349	5,403,322			14,202	438,144			239,802,670
	収 入 歩 合	95.9	100.0	100.0	97.9	100.0	93.6	97.6	100.0	100.0	96.3	100.0	94.8	100.0	100.0	29.8	100.0	99.6	100.0	100.0			100.0	100.0			98.0

## 6 令和2年度市町村税の決算状況調

### (1) 県 計

(単位：千円、%)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G /Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100		F/B×100		G/C×100			
									前年度	前年度	前年度	前年度				
一 普 通 税	148,826,225	6,716,030	155,542,255	6,796,356	146,803,222	1,415,364	148,218,586	6,666,015	98.6	98.9	21.1	19.0	95.3	95.3	△ 0.9	0.0
1 法定普通税	148,826,225	6,716,030	155,542,255	6,796,356	146,803,222	1,415,364	148,218,586	6,666,015	98.6	98.9	21.1	19.0	95.3	95.3	△ 0.9	0.0
(1) 市町村民税	60,788,629	2,328,239	63,116,868	1,354,485	60,164,141	620,711	60,784,852	1,340,814	99.0	99.0	26.7	24.3	96.3	96.1	△ 2.5	0.2
① 個人均等割	2,115,867	88,283	2,204,150		2,097,090	23,713	2,120,803		99.1	99.1	26.9	24.8	96.2	95.8	△ 0.4	0.4
② 所得割	49,364,222	2,122,897	51,487,119		48,847,395	565,576	49,412,971		99.0	98.8	26.6	24.5	96.0	95.6	△ 0.1	0.4
上記のうち退職 所得分	347,169	2,240	349,409		347,169	2,240	349,409		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	△ 16.1	0.0
① 法人均等割	3,525,649	68,154	3,593,803	230,208	3,484,894	17,713	3,502,607	227,167	98.8	99.5	26.0	18.6	97.5	98.0	△ 1.2	△ 0.5
② 法人税割	5,782,891	48,905	5,831,796	1,124,277	5,734,762	13,709	5,748,471	1,113,647	99.2	99.9	28.0	18.9	98.6	99.3	△ 19.8	△ 0.7
(2) 固定資産税	74,335,377	4,141,604	78,476,981	5,441,871	72,994,001	740,990	73,734,991	5,325,201	98.2	98.7	17.9	15.9	94.0	94.0	0.6	0.0
(ア) 純固定資産税	73,441,514	4,141,604	77,583,118	5,441,871	72,100,138	740,990	72,841,128	5,325,201	98.2	98.7	17.9	15.9	93.9	94.0	0.6	△ 0.1
① 土地	18,146,985	1,161,975	19,308,960	1,622,859	17,769,981	208,317	17,978,298	1,588,123	97.9	98.5	17.9	16.2	93.1	93.2	△ 0.7	△ 0.1
② 家屋	35,883,038	2,104,060	37,987,098	2,680,555	35,190,723	382,687	35,573,410	2,622,718	98.1	98.6	18.2	15.9	93.6	93.7	1.0	△ 0.1
③ 償却資産	19,411,491	875,569	20,287,060	1,138,457	19,139,434	149,986	19,289,420	1,114,360	98.6	99.0	17.1	15.6	95.1	95.2	1.0	△ 0.1
(イ) 交付金	893,863		893,863		893,863		893,863		100.0	100.0			100.0	100.0	0.3	0.0
(3) 軽自動車税	4,154,506	229,981	4,384,487		4,097,367	53,652	4,151,019		98.6	98.2	23.3	21.2	94.7	93.9	6.1	0.8
環境性能割	181,177		181,177		181,177		181,177		100.0	100.0			100.0	100.0	272.7	0.0
種別割	3,973,329	229,981	4,203,310		3,916,190	53,652	3,969,842		98.6	98.2	23.3	21.2	94.4	93.8	2.8	0.6
(4) 市町村たばこ税	9,533,252	11	9,533,263		9,533,252	11	9,533,263		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	△ 4.3	0.0
(5) 鉱産税	14,461		14,461		14,461		14,461		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 13.6	0.0
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ア) 保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(イ) 取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	1,438,882	116,909	1,555,791		1,402,808	22,217	1,425,025		97.5	98.6	19.0	14.4	91.6	92.0	△ 5.3	△ 0.4
1 法定目的税	1,438,882	116,909	1,555,791		1,402,808	22,217	1,425,025		97.5	98.6	19.0	14.4	91.6	92.0	△ 5.3	△ 0.4
(1) 入湯税	91,726	3,195	94,921		81,361	2,070	83,431		88.7	99.4	64.8	60.0	87.9	98.0	△ 53.6	△ 10.1
(2) 事業所税		661	661			240	240				36.3	26.6	36.3	26.6	0.0	9.7
(3) 都市計画税	1,347,156	113,053	1,460,209		1,321,447	19,907	1,341,354		98.1	98.5	17.6	11.9	91.9	91.3	1.3	0.6
(ア) 土地	559,847	47,109	606,956		548,971	7,477	556,448		98.1	98.5	15.9	11.4	91.7	91.2	0.0	0.5
(イ) 家屋	787,309	65,944	853,253		772,476	12,430	784,906		98.1	98.6	18.8	12.3	92.0	91.3	2.2	0.7
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	150,265,107	6,832,939	157,098,046	6,796,356	148,206,030	1,437,581	149,643,611	6,666,015	98.6	98.9	21.0	18.9	95.3	95.2	△ 0.9	0.1
国民健康保険税	24,166,068	8,985,556	33,151,624		22,553,751	1,808,680	24,362,431		93.3	92.7	20.1	17.9	73.5	71.5	△ 3.3	2.0
国民健康保険料	4,031,390	801,667	4,833,057		3,743,981	249,542	3,993,523		92.9	91.7	31.1	28.8	82.6	80.7	△ 3.5	1.9

## (2) 市 計

(単位：千円、%)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G /Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標 準 税 率 超 過 調 定 額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標 準 税 率 超 過 収 入 済 額 H	E/A×100		F/B×100		G/C×100			
									前年度	前年度	前年度	前年度				
一 普 通 税	113,684,782	5,323,137	119,007,919	6,783,609	112,033,391	1,133,584	113,166,975	6,653,268	98.5	98.9	21.3	19.2	95.1	95.1	△ 0.9	0.0
1 法定普通税	113,684,782	5,323,137	119,007,919	6,783,609	112,033,391	1,133,584	113,166,975	6,653,268	98.5	98.9	21.3	19.2	95.1	95.1	△ 0.9	0.0
(1) 市町村民税	49,658,640	1,876,876	51,535,516	1,341,738	49,136,998	493,400	49,630,398	1,328,067	98.9	99.0	26.3	23.8	96.3	96.2	△ 2.8	0.1
① 個人均等割	1,655,198	67,338	1,722,536		1,640,962	17,832	1,658,794		99.1	99.1	26.5	24.3	96.3	96.0	△ 0.3	0.3
② 所得割	40,322,257	1,709,280	42,031,537		39,896,653	448,911	40,345,564		98.9	98.9	26.3	24.1	96.0	95.6	△ 0.1	0.4
上記のうち退職所得分	304,227	2,240	306,467		304,227	2,240	306,467		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	△ 13.1	0.0
① 法人均等割	2,903,700	53,866	2,957,566	226,572	2,868,296	13,574	2,881,870	223,531	98.8	99.6	25.2	17.2	97.4	98.1	△ 1.6	△ 0.7
② 法人税割	4,777,485	46,392	4,823,877	1,115,166	4,731,087	13,083	4,744,170	1,104,536	99.0	99.8	28.2	18.6	98.3	99.2	△ 22.0	△ 0.9
(2) 固定資産税	53,483,376	3,275,030	56,758,406	5,441,871	52,395,841	599,949	52,995,790	5,325,201	98.0	98.6	18.3	16.4	93.4	93.5	1.2	△ 0.1
(ア) 純固定資産税	53,034,953	3,275,030	56,309,983	5,441,871	51,947,418	599,949	52,547,367	5,325,201	97.9	98.6	18.3	16.4	93.3	93.4	1.2	△ 0.1
① 土地	15,478,244	963,134	16,441,378	1,622,859	15,163,149	174,139	15,337,288	1,588,123	98.0	98.5	18.1	16.4	93.3	93.4	△ 0.7	△ 0.1
② 家屋	26,120,615	1,658,118	27,778,733	2,680,555	25,566,926	309,331	25,876,257	2,622,718	97.9	98.5	18.7	16.4	93.2	93.3	1.1	△ 0.1
③ 償却資産	11,436,094	653,778	12,089,872	1,138,457	11,217,343	116,479	11,333,822	1,114,360	98.1	98.6	17.8	16.6	93.7	93.8	4.3	△ 0.1
(イ) 交付金	448,423		448,423		448,423		448,423		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 1.1	0.0
(3) 軽自動車税	3,087,379	171,220	3,258,599		3,045,165	40,224	3,085,389		98.6	98.2	23.5	21.2	94.7	93.8	6.5	0.9
環境性能割	133,287		133,287		133,287		133,287		100.0	100.0			100.0	100.0	331.3	0.0
種別割	2,954,092	171,220	3,125,312		2,911,878	40,224	2,952,102		98.6	98.1	23.5	21.2	94.5	93.8	3.0	0.7
(4) 市町村たばこ税	7,449,492	11	7,449,503		7,449,492	11	7,449,503		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	△ 4.9	0.0
(5) 鉱産税	5,895		5,895		5,895		5,895		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 12.8	0.0
(6) 特別土地保有税																
(ア) 保有分																
(イ) 取得分																
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	1,388,683	112,311	1,500,994		1,354,420	19,962	1,374,382		97.5	98.7	17.8	12.0	91.6	91.9	△ 3.1	△ 0.3
1 法定目的税	1,388,683	112,311	1,500,994		1,354,420	19,962	1,374,382		97.5	98.7	17.8	12.0	91.6	91.9	△ 3.1	△ 0.3
(1) 入湯税	55,938	340	56,278		46,990	57	47,047		84.0	99.9	16.8	2.5	83.6	99.7	△ 56.3	△ 16.1
(2) 事業所税		661	661			240	240				36.3	26.6	36.3	26.6	0.0	9.7
(3) 都市計画税	1,332,745	111,310	1,444,055		1,307,430	19,665	1,327,095		98.1	98.6	17.7	11.9	91.9	91.3	1.3	0.6
(ア) 土地	554,611	46,420	601,031		543,878	7,383	551,261		98.1	98.5	15.9	11.4	91.7	91.3	0.0	0.4
(イ) 家屋	778,134	64,890	843,024		763,552	12,282	775,834		98.1	98.6	18.9	12.2	92.0	91.3	2.2	0.7
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	115,073,465	5,435,448	120,508,913	6,783,609	113,387,811	1,153,546	114,541,357	6,653,268	98.5	98.9	21.2	19.0	95.0	95.1	△ 0.9	△ 0.1
国民健康保険税	16,391,079	6,820,076	23,211,155		15,176,834	1,299,131	16,475,965		92.6	91.9	19.0	16.7	71.0	69.0	△ 2.3	2.0
国民健康保険料	4,031,390	801,667	4,833,057		3,743,981	249,542	3,993,523		92.9	91.7	31.1	28.8	82.6	80.7	△ 3.5	1.9

## (3) 町 村 計

(単位：千円、%)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G /Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100		F/B×100		G/C×100			
										前年度		前年度		前年度		
一 普 通 税	35,141,443	1,392,893	36,534,336	12,747	34,769,831	281,780	35,051,611	12,747	98.9	99.0	20.2	18.2	95.9	95.7	△ 0.9	0.2
1 法定普通税	35,141,443	1,392,893	36,534,336	12,747	34,769,831	281,780	35,051,611	12,747	98.9	99.0	20.2	18.2	95.9	95.7	△ 0.9	0.2
(1) 市町村民税	11,129,989	451,363	11,581,352	12,747	11,027,143	127,311	11,154,454	12,747	99.1	98.9	28.2	26.2	96.3	95.9	△ 1.2	0.4
① 個人均等割	460,669	20,945	481,614		456,128	5,881	462,009		99.0	98.8	28.1	26.3	95.9	95.3	△ 0.4	0.6
② 所得割	9,041,965	413,617	9,455,582		8,950,742	116,665	9,067,407		99.0	98.7	28.2	26.3	95.9	95.3	△ 0.5	0.6
上記のうち退職 所得分	42,942		42,942		42,942		42,942		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 32.8	0.0
① 法人均等割	621,949	14,288	636,237	3,636	616,598	4,139	620,737	3,636	99.1	99.4	29.0	23.2	97.6	97.5	0.3	0.1
② 法人税割	1,005,406	2,513	1,007,919	9,111	1,003,675	626	1,004,301	9,111	99.8	100.0	24.9	29.8	99.6	99.9	△ 7.8	△ 0.3
(2) 固定資産税	20,852,001	866,574	21,718,575		20,598,160	141,041	20,739,201		98.8	99.0	16.3	14.2	95.5	95.4	△ 1.0	0.1
(ア) 純固定資産税	20,406,561	866,574	21,273,135		20,152,720	141,041	20,293,761		98.8	99.0	16.3	14.2	95.4	95.3	△ 1.0	0.1
① 土地	2,668,741	198,841	2,867,582		2,606,832	34,178	2,641,010		97.7	98.3	17.2	15.2	92.1	92.0	△ 0.9	0.1
② 家屋	9,762,423	445,942	10,208,365		9,623,797	73,356	9,697,153		98.6	98.9	16.4	14.4	95.0	94.8	0.9	0.2
③ 償却資産	7,975,397	221,791	8,197,188		7,922,091	33,507	7,955,598		99.3	99.4	15.1	12.6	97.1	97.1	△ 3.3	0.0
(イ) 交付金	445,440		445,440		445,440		445,440		100.0	100.0			100.0	100.0	1.8	0.0
(3) 軽自動車税	1,067,127	58,761	1,125,888		1,052,202	13,428	1,065,630		98.6	98.2	22.9	21.0	94.6	94.0	5.2	0.6
環境性能割	47,890		47,890		47,890		47,890		100.0	100.0			100.0	100.0	170.5	0.0
種別割	1,019,237	58,761	1,077,998		1,004,312	13,428	1,017,740		98.5	98.2	22.9	21.0	94.4	93.9	2.2	0.5
(4) 市町村たばこ税	2,083,760		2,083,760		2,083,760		2,083,760		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 1.9	0.0
(5) 鉱産税	8,566		8,566		8,566		8,566		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 14.2	0.0
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ア) 保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(イ) 取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	50,199	4,598	54,797		48,388	2,255	50,643		96.4	98.4	49.0	50.7	92.4	94.2	△ 41.5	△ 1.8
1 法定目的税	50,199	4,598	54,797		48,388	2,255	50,643		96.4	98.4	49.0	50.7	92.4	94.2	△ 41.5	△ 1.8
(1) 入湯税	35,788	2,855	38,643		34,371	2,013	36,384		96.0	98.6	70.5	62.2	94.2	95.7	△ 49.7	△ 1.5
(2) 事業所税																
(3) 都市計画税	14,411	1,743	16,154		14,017	242	14,259		97.3	97.2	13.9	14.4	88.3	87.3	△ 0.4	1.0
(ア) 土地	5,236	689	5,925		5,093	94	5,187		97.3	97.2	13.6	13.5	87.5	86.5	△ 1.6	1.0
(イ) 家屋	9,175	1,054	10,229		8,924	148	9,072		97.3	97.2	14.0	14.9	88.7	87.7	0.3	1.0
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	35,191,642	1,397,491	36,589,133	12,747	34,818,219	284,035	35,102,254	12,747	98.9	99.0	20.3	18.4	95.9	95.7	△ 1.0	0.2
国民健康保険税	7,774,989	2,165,480	9,940,469		7,376,917	509,549	7,886,466		94.9	94.3	23.5	21.3	79.3	77.3	△ 5.2	2.0
国民健康保険料																

# 7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況

(単位：千円)

区分	個人県民税 徴収取扱費	利子 交付金	配当 交付金	株式等譲渡所 得割交付金	法人事業税 交付金	地方消費税 交付金			ゴルフ場 利用税交付金	自動車取得 税交付金	環境性能割 交付金	計	区分	個人県民税 徴収取扱費	利子 交付金	配当 交付金	株式等譲渡所 得割交付金	法人事業税 交付金	地方消費税 交付金			ゴルフ場 利用税交付金	自動車取得 税交付金	環境性能割 交付金	計		
						一般財源	社会保障財源	計											一般財源	社会保障財源	計						
市	青森市	421,026	25,767	54,299	63,588	327,110	3,068,407	3,265,161	6,333,568	19,821	21	58,278	7,303,478	北 津 軽 郡	板柳町	17,759	763	1,614	1,895	2,585	116,319	158,177	274,496		1	4,136	303,249
	弘前市	248,144	14,948	31,470	36,829	108,531	1,897,620	2,013,833	3,911,453	7,606	15	41,456	4,400,452		鶴田町	13,740	701	1,485	1,745	3,388	110,728	152,014	262,742		2	4,385	288,188
	八戸市	357,053	21,866	46,213	54,236	254,168	2,558,008	2,625,054	5,183,062	2,114	18	48,349	5,967,079		中泊町	15,804	617	1,301	1,526	2,641	96,397	126,984	223,381		1	4,594	249,865
	黒石市	48,602	2,180	4,594	5,380	14,691	325,757	389,165	714,922		3	8,806	799,178		計	47,303	2,081	4,400	5,166	8,614	323,444	437,175	760,619		4	13,115	841,302
	五所川原市	75,526	3,802	8,025	9,406	26,330	565,423	626,371	1,191,794		6	15,856	1,330,745		野辺地町	19,411	1,091	2,284	2,660	14,848	129,143	153,512	282,655		1	3,430	326,380
	十和田市	98,159	5,363	11,336	13,308	43,129	667,383	719,996	1,387,379	11,652	9	25,427	1,595,762		七戸町	23,383	1,072	2,268	2,661	7,484	151,804	178,316	330,120		4	11,522	378,514
	三沢市	63,502	4,253	9,014	10,600	28,391	429,440	456,273	885,713		4	10,247	1,011,724		六戸町	16,278	880	1,871	2,204	6,153	91,176	118,312	209,488	8,769	2	5,365	251,010
	むつ市	83,536	5,116	10,773	12,609	27,241	597,764	663,966	1,261,730		4	13,335	1,414,344		横浜町	6,439	464	967	1,123	10,213	44,547	51,475	96,022		1	1,751	116,980
	つがる市	41,787	1,780	3,755	4,401	10,302	292,831	378,176	671,007		5	13,623	746,660		東北町	24,957	1,263	2,646	3,085	6,777	162,328	203,810	366,138			12,088	416,954
	平川市	45,551	1,841	3,881	4,545	9,816	295,957	364,442	660,399	12,662	6	15,832	754,533		六ヶ所村	16,894	1,194	2,553	3,023	75,326	168,475	119,595	288,070	4,219	2	4,570	395,851
市部計	1,482,886	86,916	183,360	214,902	849,709	10,698,590	11,502,437	22,201,027	53,855	91	251,209	25,323,955	おいらせ町	38,950	2,072	4,396	5,174	14,509	226,169	274,947	501,116		3	9,208	575,428		
東 津 軽 郡	平内町	16,788	1,175	2,446	2,836	2,386	94,396	126,474	220,870	8,940	1	3,566	259,008	計	146,312	8,036	16,985	19,930	135,310	973,642	1,099,967	2,073,609	12,988	13	47,934	2,461,117	
	今別町	2,950	131	276	322	1,145	23,514	31,281	54,795			1,132	60,751	大間町	7,535	429	895	1,040	10,342	53,640	59,331	112,971		1	1,571	134,784	
	蓬田村	3,741	173	369	434	308	24,662	32,871	57,533		1	2,271	64,830	東通村	8,898	477	1,007	1,184	20,748	62,378	74,995	137,373		1	3,027	172,715	
	外ヶ浜町	7,814	405	848	988	2,607	57,406	70,354	127,760		1	2,622	143,045	風間浦村	2,260	95	197	230	84	17,442	22,428	39,870		1	780	43,517	
	計	31,293	1,884	3,939	4,580	6,446	199,978	260,980	460,958	8,940	3	9,591	527,634	佐井村	2,469	107	228	270	159	19,011	24,381	43,392		1	857	47,483	
西 津 軽 郡	鱒ヶ沢町	12,359	537	1,131	1,328	1,636	95,419	114,941	210,360	3,474	2	4,625	235,452	計	21,162	1,108	2,327	2,724	31,333	152,471	181,135	333,606		4	6,235	398,499	
	深浦町	9,447	361	759	886	1,890	81,409	95,677	177,086		1	3,218	193,648	三戸町	14,001	607	1,277	1,495	4,951	95,395	115,043	210,438		2	5,448	238,219	
中 津 軽 郡	西目屋村	1,680	61	129	151	613	13,716	16,059	29,775		1	1,146	33,556	五戸町	24,589	1,195	2,503	2,920	8,724	156,915	197,885	354,800		3	8,351	403,085	
	計	1,680	61	129	151	613	13,716	16,059	29,775		1	1,146	33,556	田子町	7,930	334	704	825	4,133	53,406	63,042	116,448		2	5,947	136,323	
南 津 軽 郡	藤崎町	21,280	969	2,041	2,387	4,583	136,427	172,299	308,726		2	5,155	345,143	戸南部町	26,499	1,127	2,376	2,783	3,673	151,474	207,862	359,336		4	9,772	405,570	
	大鱒町	12,545	487	1,026	1,200	1,189	80,976	109,832	190,808	2,540	1	3,844	213,640	階上町	19,890	1,025	2,167	2,544	4,849	113,927	159,199	273,126	10,751	2	6,056	320,410	
	田舎館村	11,114	462	976	1,147	1,862	62,606	88,344	150,950		1	3,077	169,589	新郷村	3,322	131	274	319	322	22,854	28,477	51,331		1	3,138	58,838	
	計	44,939	1,918	4,043	4,734	7,634	280,009	370,475	650,484	2,540	4	12,076	728,372	県計	1,893,612	107,321	226,374	265,287	1,069,837	13,412,649	14,850,354	28,263,003	92,548	137	387,861	32,305,980	

※ 令和3年3月31日現在

## 8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調

区 分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
市	青森市													
	弘前市		◇											
	八戸市								○					
	黒石市													
	五所川原市													○
	十和田市													
	三沢市													
	むつ市					○								
東津軽郡	つがる市							○				○		
	平川市		◇	○										
西津軽郡	鰺ヶ沢町				○	○		○			○			
	深浦町	◇	◇					○		○			○	
中津軽郡	西目屋村		◇								○			
南津軽郡	藤崎町													
	大鰐町													
北津軽郡	田舎館村													
	板柳町													
上北郡	鶴田町													
	中泊町													
下北郡	野辺地町								○					
	七戸町													
	六戸町								○				○	
	横浜町										○			
	東北町													
三戸郡	六ヶ所村			○										
	おいらせ町													
	大間町													○
三戸郡	東通村				○								○	
	風間浦村													
	佐井村													
三戸郡	三戸町													
	五戸町													
	田子町										○			
	南部町													
三戸郡	階上町													
	新郷村							○						
<b>完納市町村計</b>		<b>0</b>												
表彰年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元 2

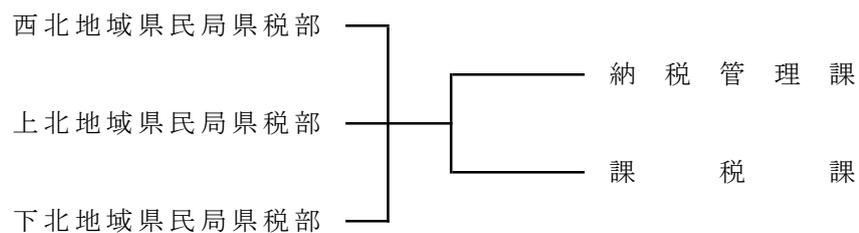
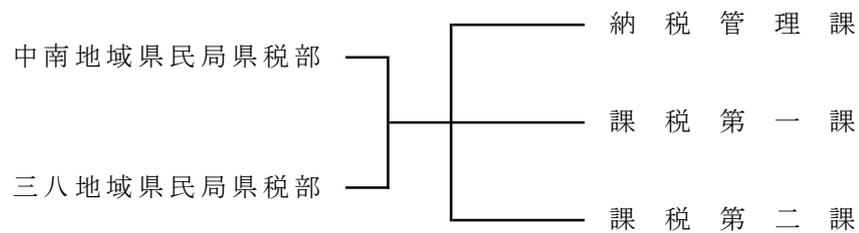
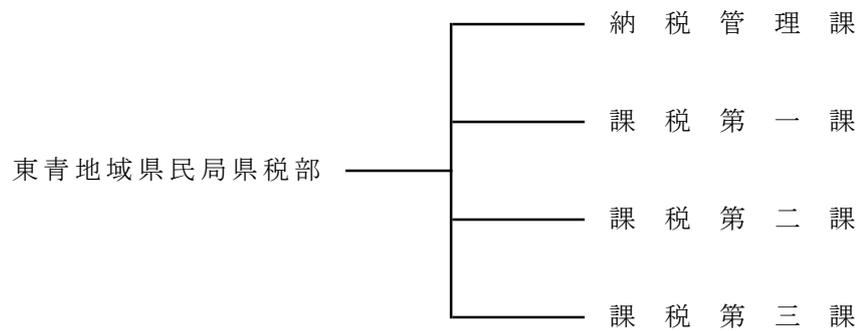
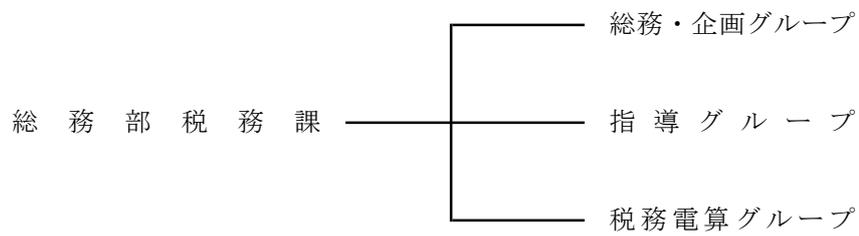
凡 例 {

- ★ 連続完納表彰市町村
- ◇ 徴収成績優秀表彰市町村
- 協力市町村

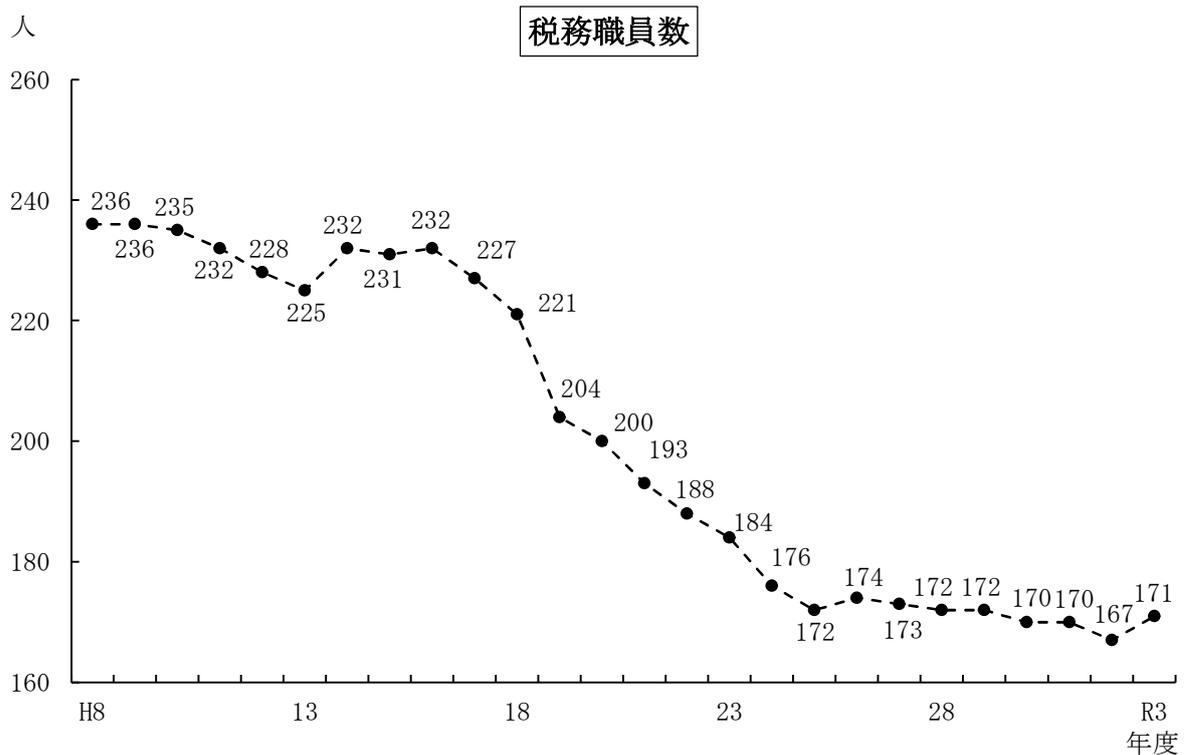
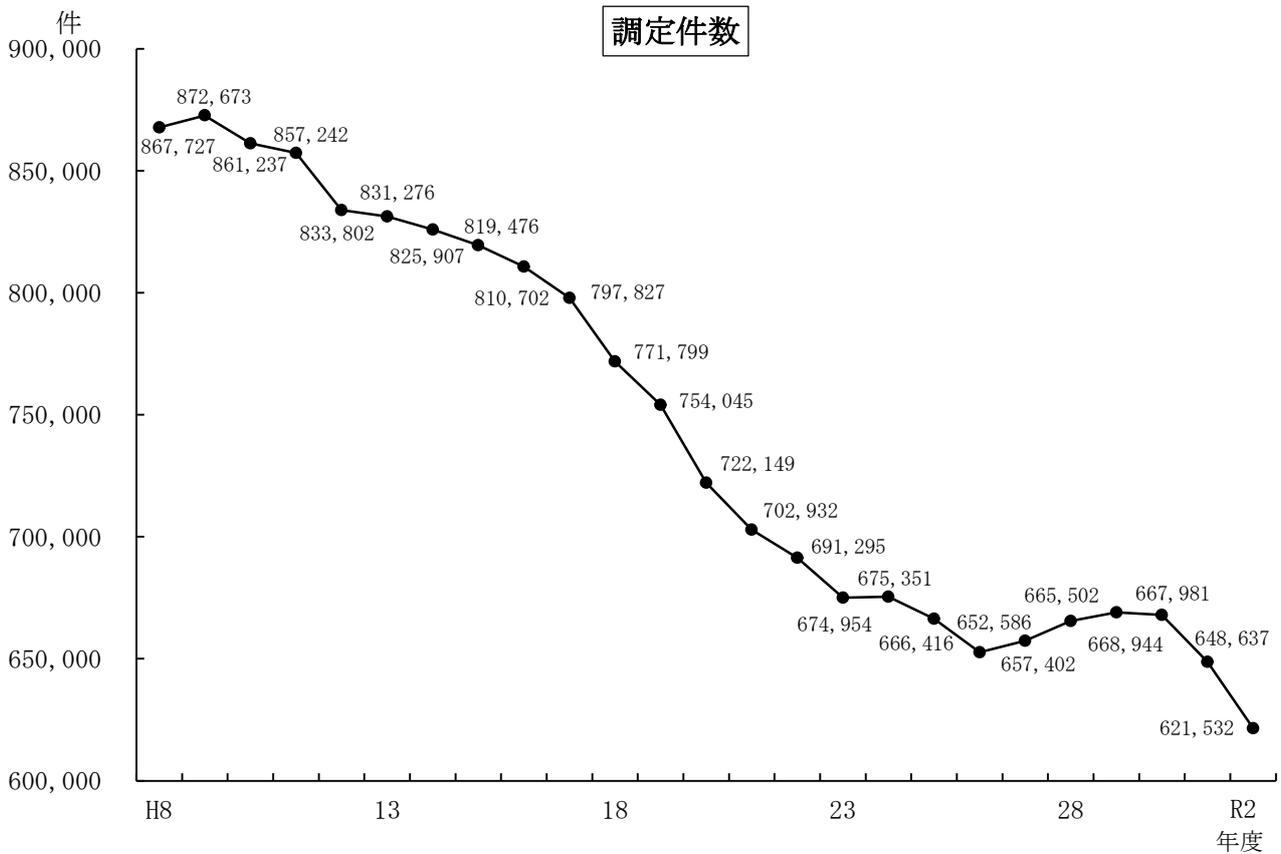
## 第七 稅務機構

# 1 税 務 機 構

(3. 4. 1現在)



## 2 県税調定件数・税務職員数年度別推移



### 3 税務職員数調

(1) 職 種 別

(3.4.1 現在)

(単位：人)

区 分	税務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
課 長	1							1
県 税 部 長		1	1	1	1	1	1	6
総 括 副 参 事		1						1
次 長		1	1	1	1	1	1	6
課 長 代 理	1							1
総 括 主 幹	5	3	4	2	1	1		16
課 長		1		1	1		1	4
主 幹	5	8	3	6	4	4	1	31
主 査		9	8	3	4		3	27
主 事	10	23	7	11	5	12	6	74
主 幹 専 門 員		1	1	1				3
主 任 専 門 員		1						1
計	22	49	25	26	17	19	13	171

(2) グループ (課) 別

(単位：人)

区 分	税務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計	
課 長	1							1	
県 税 部 長		1	1	1	1	1	1	6	
総 括 副 参 事		1						1	
次 長		1	1	1	1	1	1	6	
課 長 代 理	1							1	
グ ル ー プ	総務・企画グループ	8						8	
	指 導 グ ル ー プ	6						6	
	税務電算グループ	6						6	
課	納 税 管 理 課		19	10	10	9	11	7	66
	課 税 第 一 課		11	6	6				23
	課 税 第 二 課		9	7	8				24
	課 税 第 三 課		7						7
	課 税 課					6	6	4	16
計	22	49	25	26	17	19	13	171	

## 4 稅務職員年齡別調

(3.4.1現在)

(單位：人)

區 分	稅務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
20 歲 未 滿		1	1					2
20歲以上24歲以下	2	1	3	6	3	5	5	25
25 " 29 "	5	10	2	4	1	5		27
30 " 34 "	2	10	2	1	1	2	1	19
35 " 39 "	1	3		1	2			7
40 " 44 "		5	5	3	2	3	2	20
45 " 49 "	8	8	3	7	5		2	33
50 " 54 "	2	5	4		1	3	1	16
55 歲				1	1		1	3
56 歲	1	1	1					3
57 歲	1	2	1	1	1			6
58 歲			1			1	1	3
59 歲		1	1	1				3
60 歲		1						1
61 歲 ~		1	1	1				3
職 員 數	22	49	25	26	17	19	13	171
年 齡 合 計	870	1,943	1,055	1,006	696	661	491	6,722
平 均 年 齡	39.5	39.7	42.2	38.7	40.9	34.8	37.8	39.3

## 5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域

(3.4.1現在)

配置別	所在地	とりまとめ指定 金融機関	管轄区域
税務課	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9064		県内一円
東青地域県民局 県税部	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (県庁舎北棟1階) (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9970	青森銀行県庁支店	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 分割法人関係、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、個人事業税、たばこ税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、鉤区税及び固定資産税については、県内一円
中南地域県民局 県税部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 (代表) 0172(32)1131 (直通) 0172(32)4341	青森銀行弘前支店	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
三八地域県民局 県税部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (代表) 0178(27)5111 (直通) 0178(27)4455	青森銀行八戸支店	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北地域県民局 県税部	〒037-0046 五所川原市字栄町10 (代表) 0173(34)2111 (直通) 0173(34)3141	青森銀行五所川原支店	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町
上北地域県民局 県税部	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (代表) 0176(22)8111 (直通) 0176(23)4241	青森銀行十和田支店	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町
下北地域県民局 県税部	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (代表) 0175(22)8581 (直通) 0175(22)3105	青森銀行むつ支店	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村